

令和 3 年 第 2 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 2 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（17 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○市民福祉常任委員会付託	15
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○原案可決	16
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について	
議案第 5 号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○質疑（川村幸栄議員）	17
○原案可決	17
1. 休憩宣告	18
1. 再開宣告	18
1. 日程第 8. 議案第 6 号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について	
て	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第 9. 議案第 7 号 財産の取得について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18

○原案可決	1 8
1. 日程第 1 0. 議案第 8 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度名寄市一般会計補正予算（第 1 5 号））	1 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 9
○承認	1 9
1. 日程第 1 1. 議案第 9 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 6 号））	1 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 9
○承認	2 0
1. 日程第 1 2. 議案第 1 0 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 5 号））	2 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 0
○承認	2 1
1. 日程第 1 3. 議案第 1 1 号 令和 3 年度名寄市一般会計補正予算（第 2 号）	2 1
○提案理由説明（加藤市長）	2 1
○質疑（山崎真由美議員）	2 1
○質疑（倉澤 宏議員）	2 2
○原案可決	2 5
1. 日程第 1 4. 議案第 1 2 号 令和 3 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○原案可決	2 6
1. 日程第 1 5. 議案第 1 3 号 名寄市農業委員会委員の任命について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○同意	2 6
1. 日程第 1 6. 報告第 1 号 令和 2 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○報告済	2 7
1. 日程第 1 7. 報告第 2 号 令和 2 年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○報告済	2 7
1. 日程第 1 8. 報告第 3 号 令和 2 年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○報告済	2 7
1. 日程第 1 9. 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7

○報告済	28
1. 日程第20. 報告第5号 専決処分した事件の報告について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○質疑（川村幸栄議員）	28
○報告済	29
1. 日程第21. 報告第6号 債権放棄の状況報告について	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○報告済	29
1. 日程第22. 報告第7号 公害の現況に関する報告について	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○報告済	30
1. 日程第23. 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○報告済	30
1. 日程第24. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○適任と認める	31
1. 休会の決定	31
1. 散会宣告	31

## 第 2 号（6 月 1 6 日）

1. 議事日程	3 3
1. 本日の会議に付した事件	3 3
1. 出席議員	3 3
1. 欠席議員	3 3
1. 事務局出席職員	3 3
1. 説明員	3 3
1. 開議宣告	3 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 4
1. 日程第 2. 一般質問	3 4
○質問（東川孝義議員）	3 4
○質問（山崎真由美議員）	4 5
1. 休憩宣告	5 6
1. 再開宣告	5 6
○質問（今村芳彦議員）	5 6
○質問（遠藤隆男議員）	6 4
1. 散会宣告	7 2

### 第 3 号（6 月 1 7 日）

1. 議事日程	7 3
1. 本日の会議に付した事件	7 3
1. 出席議員	7 3
1. 欠席議員	7 3
1. 事務局出席職員	7 3
1. 説明員	7 3
1. 開議宣告	7 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 4
1. 日程第 2. 一般質問	7 4
○質問（倉澤 宏議員）	7 4
1. 休憩宣告	8 0
1. 再開宣告	8 0
○質問（高橋伸典議員）	8 5
1. 休憩宣告	9 6
1. 再開宣告	9 6
○質問（清水一夫議員）	9 6
1. 散会宣告	1 0 3

## 第 4 号（6 月 1 8 日）

1. 議事日程	1 0 5
1. 本日の会議に付した事件	1 0 5
1. 出席議員	1 0 6
1. 欠席議員	1 0 6
1. 事務局出席職員	1 0 6
1. 説明員	1 0 6
1. 開議宣告	1 0 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 7
1. 日程第 2. 一般質問	1 0 7
○質問（五十嵐千絵議員）	1 0 7
○質問（川村幸栄議員）	1 1 5
1. 休憩宣告	1 2 6
1. 再開宣告	1 2 6
1. 日程第 3. 議案第 1 4 号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につ いて	1 2 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 6
○原案可決	1 2 6
1. 日程第 4. 議案第 1 5 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度名寄市病 院事業会計補正予算（第 3 号））	1 2 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 6
○承認	1 2 7
1. 日程第 5. 議案第 1 6 号 令和 3 年度名寄市一般会計補正予算（第 3 号）	1 2 7
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 7
○質疑（東川孝義議員）	1 2 7
○質疑（塩田昌彦議員）	1 3 0
○原案可決	1 3 2
1. 日程第 6. 報告第 9 号 令和 2 年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告につ いて	1 3 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 2
○報告済	1 3 2
1. 日程第 7. 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	1 3 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 2
○適任と認める	1 3 2
1. 日程第 8. 意見書案第 1 号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物価格の 暴落対策を求める意見書	

意見書案第2号	2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	
意見書案第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書	
意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	
意見書案第5号	地域・医療職場の自主性を求める意見書	
意見書案第6号	保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書	
意見書案第7号	国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書	132
○原案可決		133
1. 日程第9. 報告第10号 例月現金出納検査報告について		133
○報告済		133
1. 日程第10. 閉会中継続審査（調査）の申し出について		133
○決定		133
1. 閉会宣告		133
1. 質問文書表		135
1. 議決結果表		138

令和3年第2回名寄市議会定例会会議録  
開会 令和3年6月2日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について  
議案第5号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について  
日程第8 議案第6号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について  
日程第9 議案第7号 財産の取得について  
日程第10 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市一般会計補正予算（第15号））  
日程第11 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第6号））  
日程第12 議案第10号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））  
日程第13 議案第11号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第2号）  
日程第14 議案第12号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第13号 名寄市農業委員会委員の任命について  
日程第16 報告第1号 令和2年度名寄市一般会

計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第17 報告第2号 令和2年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について  
日程第18 報告第3号 令和2年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第19 報告第4号 専決処分した事件の報告について  
日程第20 報告第5号 専決処分した事件の報告について  
日程第21 報告第6号 債権放棄の状況報告について  
日程第22 報告第7号 公害の現況に関する報告について  
日程第23 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について  
日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について

- 議案第5号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 財産の取得について
- 日程第10 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市一般会計補正予算（第15号））
- 日程第11 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第12 議案第10号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））
- 日程第13 議案第11号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 名寄市農業委員会委員の任命について
- 日程第16 報告第1号 令和2年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第17 報告第2号 令和2年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第18 報告第3号 令和2年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報告第4号 専決処分した事件の報告について
- 日程第20 報告第5号 専決処分した事件の報告について
- 日程第21 報告第6号 債権放棄の状況報告について
- 日程第22 報告第7号 公害の現況に関する報告について
- 日程第23 報告第8号 株式会社名寄振興公社の

経営状況について

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤	靖	議員	
	1番	富岡	達彦	議員	
	2番	倉澤	宏	議員	
	3番	山崎	真由美	議員	
	4番	佐久間	誠	議員	
	5番	三浦	勝秀	議員	
	6番	今村	芳彦	議員	
	7番	五十嵐	千絵	議員	
	8番	遠藤	隆男	議員	
	9番	清水	一夫	議員	
	10番	川村	幸栄	議員	
	12番	高野	美枝子	議員	
	13番	高橋	伸典	議員	
	14番	塩田	昌彦	議員	
	15番	東川	孝義	議員	
	16番	山田	典幸	議員	
	17番	黒井	徹	議員	

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	慈生
書記	開発	恵美
書記	石橋	恵美
書記	加藤	諒

1. 説明員

市長	加藤	剛士君
副市長	橋本	正道君
教育長	小野	浩一君
総務部長	渡辺	博史君
総合政策部長	石橋	毅君

市民部長	宮	本	和	代	君
健康福祉部長	小	川	勇	人	君
経済部長	白	田		進	君
建設水道部長	東		聡	男	君
教育部長	木	村		睦	君
市立総合病院 事務部長	岡	村	弘	重	君
市立大学 事務局長	水	間		剛	君
こども・高齢者 支援室長	廣	嶋	淳	一	君
産業振興室長	田	畑	次	郎	君
上下水道室長	佐	藤	美	香	君
会計室長	鈴	木	康	寛	君
監査委員	鹿	野	裕	二	君

---

○議長（東 千春議員） ただいまより令和3年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉 澤 宏 議員

15番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月18日までの17日間としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月18日までの17日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和3年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の対策及び感染状況について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国各地で感染者が急増していることから、国では10都道府県に対し6月20日まで「緊急事態宣言」を発出し、都道府県、各自治体において感染予防対策が強化されています。

北海道においては、感染状況に応じて「特別措置区域」と「措置区域」に分けて対策を講じながら、より強い感染予防対策に取り組んでいます。

本市においては、5月に入り感染者の確認が急増しました。学校給食センターでは5人の職員が感染し北海道からクラスターの認定を受けましたが、6月7日から学校給食を再開いたします。また、保育所や小中学校でも感染者が確認されましたが、消毒作業などを行いながら順次再開をしています。

このような感染状況を踏まえて、公共施設の臨時休館を6月20日まで延長するとともに、市民の皆様へ感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

また、市が実施する経済対策については、これまでの給付金を受けた事業者の声を聞くとともに、経済団体及び金融機関などの意見を伺いながら、今後の支援について検討しているところです。

市民の皆様には、御不安や御心配、御不便をおかけしていますが、1日も早く新型コロナウイルス感染症が収束し、日常の生活や市内の経済が元に戻るためにはワクチン接種が重要でありますので、希望される方全員が速やかにワクチン接種を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、企業会計を除いた令和2年度各会計決算の概要について申し上げます。

一般会計の実質収支は、繰越しすべき財源を除いて、概ね3億6,000万円となる見込みです。

歳入では、市税や地方交付税の増により、それぞれ当初の予算額を上回ったこと、歳出では、各費目における執行額の減が主な要因です。

特別会計については、国民健康保険特別会計の保険勘定で、概ね800万円、介護保険特別会計の保険事業勘定で、概ね6,000万円の实質収支となる見込みです。いずれも歳出での保険給付費の減が主な要因です。

なお、そのほかの特別会計については、一般会計繰入金で調整しますので、収支同額となる見込

みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金残高は、約85億4,000万円となる見込みです。

主な基金の残高として、財政調整基金約22億3,800万円、減債基金約23億4,000万円、公共施設整備基金約11億3,400万円、合併特例振興基金約12億3,100万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備金基金約3,800万円、介護給付費準備基金約2億9,400万円、名寄市立大学振興基金約8億2,200万円となる見込みです。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、総合計画及び地方創生について申し上げます。

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理などを行うため設置する総合計画審議会を書面開催し、総合計画中期基本計画が折り返しを迎えたことから、成果指標（KPI）について中間検証を行うとともに、地方創生推進交付金による「地域資源を活用したスポーツ×交流イノベーションプロジェクト」の検証を行いました。

また、国においては企業版ふるさと納税を活用した地方創生の推進を推奨しており、本市におきましても2月に信金中央金庫様から、物流で活用されている充電式輸送用保冷機のエネルギーを再生可能エネルギーへ転換する実証実験を行うための寄附をいただくとともに、3月下旬には芸者東京株式会社様から、ジュニア世代の育成強化を目的に実施しているNSCジュニアアカデミーの取組に対して寄附をいただきました。今後も、地方創生推進交付金活用事業を着実に推進し、取組を深化させてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応を進めなが

ら、「新たな日常」に必要な情報通信基盤を整備するため、本市内の光ファイバが未整備である地域へ、国の「高度無線環境整備推進事業」を活用し、本年5月から名寄地区・風連日進地区・智恵文地区の3地区を皮切りに通信ケーブルの設置工事を開始しました。

令和4年2月の完了を目的に、すべての未整備地域の工事を順次開始してまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流では、名寄・藤島交流友の会、都市交流実行委員会において、それぞれ本年度事業について検討され、山形県鶴岡市との交流では、鶴岡市への訪問や少年少女派遣など、東京都杉並区との交流では、物産販売やPR事業などに取り組むことが確認されました。

また、3月22日から4月9日にかけて、杉並区の区民ギャラリーにおいて、宗谷線フォトコンテスト入賞作品展及びSL排雪列車キマロキ展が開催され、区民に広く本市をPRする機会となりました。

国際交流においても、各友好委員会などにおいて、本年度事業について検討され、ロシア連邦ドーリンスク市との交流では、友好都市提携30周年を記念した各種周年事業の実施など、台湾との交流では、台湾国立中山大学西湾学院と市内高校とのオンライン交流などに取り組むことが確認されました。

また、カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、カナダ文化を紹介する動画の作成やイングリッシュキャンプの開催などが確認されたほか、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が、総務省と一般財団法人自治体国際化協会が主催する自治体国際交流表彰の総務大臣賞を受賞されました。この賞は、他の模範となる優れた自治体国際交流を行っている団体などを表彰するもので、これまで、交流を支えてこられた皆様の御努力に対し、深く敬意を表するとともに、さらなる国際交流の推進に向けて益々の御活躍を期待いたします。

本年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施を見送らざるを得ない取組もあろうかと思いますが、昨年度の経験を活かし、感染症対策を講じた上での事業実施や、リモートでの交流実施などについて、交流先や市民団体などと連携し取り組んでまいります。

次に、移住・定住について申し上げます。

「名寄市移住促進協議会」では、地域の方々と連携し、移住・定住を推進するための情報発信に取り組み、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、移住体験ツアーの受入を行ってまいります。

また、関係人口の創出につながるよう、ワーケーションの受入についても、関係する企業や団体などと調整し進めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺10市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、本年3月末に、北海道150年・松浦武四郎生誕200年の節目として平成30年度に着想した絵本「悠久の大河 松浦武四郎の見た天塩川」を完成させ、地域の子どもたちに当時の天塩川の様子やアイヌの方々の暮らしなどを伝えるため、本市をはじめ構成市町村の小学校や図書館、道内の関連する博物館などのほか、三重県松阪市の松浦武四郎記念館などに配布しました。

また、第1回協議会を书面開催し、本年度は、武四郎の絵本の一層の普及に取り組むこととしたところです。

今後も、関係自治体及び機関と連携しながら、貴重な資源である天塩川の魅力を地域住民とともに発信してまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、国の示す接種順位に従い昭和32年4月1日以前生まれの高齢者の方9,142人に接種券を送付、5月6日から予約受付を開始し、5月14日からワクチン接種をスタートしました。

今後、2回目の接種も始まり、概ね7月末までに高齢者の方への接種を終える予定です。

集団免疫が獲得されると言われている70パーセント以上の接種率を目標に、できるだけ速やかに希望者への接種が行われるよう努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院における令和2年度の運営概要については、取扱い患者数が入院で8万8,496人、外来で20万9,388人となり、前年度と比較し、入院で9,687人の減少、外来では1万7,319人の減少となりました。

収支については、病院事業収益で103億2,824万円、病院事業費用で103億3,127万円となり、差引き303万円の単年度純損失を計上しての決算となりました。

また、本年度の診療体制については、診療科22科に医師65人と研修医8人の合計73人を配置、このほか医療技術・看護スタッフ407人の体制となりました。

令和2年度決算状況は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなりましたが、発熱外来のプレハブ設置や人工呼吸器などの医療機器更新、自動精算機の導入など、国や道からの財政支援を受けながら対応策を講じてきたところです。

今後も国・道並びに関係医療機関などと連携を図りながら、地域住民に対し質の高い安定的な医療提供が行えるよう、体制の整備に努めてまいります。

次に、名寄東病院について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ3万3,013人で前年比6,073人の増となり、外来患者数では延べ5,900人で前年比202人の増となりました。

また、収支状況では、事業収益は7億456万円で前年比6,784万円の増、事業費用は7億439万円で前年比7,512万円の増となり、

事業収支は17万円の純利益となりました。

今後も地域に根付いた医療機関としての役割を担うために、指定管理者である上川北部医師会と連携してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

公立保育所等整備については、基本設計実施業者と随意契約を締結し、安心して子どもを預けることができる保育所等の整備に向け、実施設計を進めてまいります。

こどもの遊び場整備については、株式会社西條様の名寄店2階一部を賃借し整備を行うため、公募型プロポーザル方式により、業者選定を行っているところです。引き続き市民に喜ばれる遊び場の整備に向け協議を進めてまいります。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）については、5月11日の児童扶養手当支給に併せて児童1人当たり一律5万円を支給しました。ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、7月以降に審査のうえ随時支給してまいります。

地域子育て支援センター「ひまわりらんど」については、休日利用の要望に応え、名寄市立大学の模擬保育室を活用した子育て支援を開始しています。5月は第2土曜日に開催し、6月以降は第2・4土曜日の午前中に開催することとしています。

今後も利用者の声を反映しながら、子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

名寄市医療介護連携情報共有ICTネットワークについては、本年度から本格稼働し、患者や利用者に対して、効率的できめ細かなサービス提供ができるようになり、医療と介護の関係職種間の連携もさらに推進されることとなりました。

運用にあたっては、個人情報共有することから医療介護連携ICT利用加入申込書の提出が必要となるため、関係機関の協力をいただきながら住民への周知や説明を行い、利用者の加入を進め

てまいります。

今後も、地域全体で患者や利用者を支える体制づくりに努め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう事業を進めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

設置2年目となる基幹相談支援センターについては、愛称である「ぽっけ」の知名度も浸透し、様々な障がいに関する相談を受けているところで

す。今後も、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、「地域生活支援拠点」の取組をさらに進めていくとともに、障害福祉施設や関係機関との連携を深めながら、相談支援体制の維持・向上に努めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

名寄市合同墓は、5月14日から納骨を開始しました。

今後も市民のお墓に関する選択肢の一つとして、運営を行ってまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

なよろシビックテック様から構築技術及び千件を超える応答データを寄贈いただき、3月末から、LINEBotを活用した「名寄市ごみ分別案内サービス」の運用を開始しました。

今後ごみの処分方法などがわかりやすく伝わるよう、より良いサービスの提供に努めてまいります。

また、昭和55年から平成14年までの間、旧風連町における廃棄物の焼却処理を行ってきた旧農産廃棄物処理場の解体工事に着手しました。稼働停止から約18年が経過し、老朽化が進行していることから、安全に解体できるよう、受注者及び工事施工監理業務受託業者などと連携し、適切な工事を進めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

令和2年中の火災件数については、9件で前年

と比較して5件増となっています。火災による死者は発生していませんが、負傷者が3人発生しています。また、火災種別では、建物火災が7件、車両火災が2件となっています。

救急出動件数については、1,002件の出動で前年と比較して87件減少し、事故種別では、急病671件、一般負傷162件、交通事故38件、転院搬送87件、そのほか44件となっています。

このほか、ドクターヘリの要請は1件、名寄市立総合病院に配置するドクターカーの要請は4件で、医師を救急現場に投入し、早期に必要な治療を開始するための連携を図りました。

救助出動件数については、16件の出動で前年と比較して25件減少し、事故種別では、交通事故7件、閉じ込め2件、そのほか7件となっています。

救急業務高度化の推進については、現在、救急救命士21人を配置し、病院内での再教育のほか、知識・技術のアップデート及び高度な救命処置が可能となるよう、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管実習を受講しスキルアップを図りました。

住宅防火対策の推進については、住宅用火災警報器の設置率が84.6パーセントとなっています。引き続き住宅用火災警報器の設置率向上と適切な維持管理の啓発について、取組を深化させてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

「春の全国交通安全運動」として、4月6日から15日までの10日間、関係団体や地域住民による街頭啓発、早朝パトロールやパトライト作戦を実施しました。

4月9日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、西條デパート前において「旗の波作戦」を実施し、沿線通行車両や市民に交通事故防止を呼びかけました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の適正管理と居住環境向上のため、栄町55団地改修工事を5月に着工しています。また、瑞生団地1棟の実施設計委託業務及び北斗団地旧住宅26戸の解体工事は、6月に入札を予定しています。

民間住宅の整備については、戸建て住宅などの耐震化を支援する耐震診断及び耐震改修補助事業を5月から開始しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

名寄市公園施設長寿命化計画に基づく施設整備では、ライラック公園、コデマリ公園及び福鶴公園の遊具更新工事を7月に入札を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、豊栄南12丁目仲通ほか2路線は5月に着工し、南西6条通ほか2路線は6月下旬に入札を予定しています。

第2期拡張事業である自衛隊駐屯地への配水管新設整備工事については、5月に着工しています。

計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器1,505台を5工区に分けて着工しています。

また、有収率向上に向けた漏水調査業務は4月に着手しています。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、名寄下水道終末処理場及び風連浄水管理センターにおける機械設備、電気設備の機器更新は6月上旬、下水道管渠の更新工事は7月中旬に入札を予定しています。

また、公共樹取替工事は2工区に分けて進めてまいります。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金を活用した継続路線は、南3丁目通、豊栄西12条仲通及び徳田18線緑丘連絡線、新規路線としては、北3丁目通と南1

0丁目右仲通の改良舗装工事を進めてまいります。

また、本市単独費による舗装改築工事については、継続路線で東5号線を6月に、新規路線で風連26線と風連東4号線は7月に入札を予定しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

本年度は、八千代橋ほか2橋の修繕工事、相生橋ほか2橋の実施設計、東橋ほか53橋の近接目視点検を進めてまいります。

また、本市単独費による橋梁補修工事及び橋梁塗膜調査業務委託については6月に入札を予定しています。

次に、除排雪事業について申し上げます。

昨年度の除雪状況については、3月末までの累積降雪量が675センチメートル、最大積雪深は108センチメートルとなり、少雪であった令和元年度との比較では、累積降雪量で60センチメートル、最大積雪深では38センチメートル多くなりました。

除雪作業については、市街地・郊外地路線を合わせて434キロメートルにおいて実施し、出勤日数は190日となり、令和元年度と比較して、名寄、風連の両地区で36日の増となりました。

排雪作業については、カット排雪を市街地生活路線において1回、積込運搬排雪を幹線道路及び通学路において1回から3回、交差点排雪を218カ所実施し、路線の維持・確保に努めてきたところです。

また、排雪ダンプ助成事業については、利用総台数5,884台で、令和元年度の利用総台数1,360台と比較して約4倍の利用となったところです。

この冬は、平年並みの積雪となりましたが、引き続き、効率的で効果的な除排雪体制の確立を目指し、除排雪のあり方について研究を進めるとともに、市道・私道除排雪助成事業や排雪ダンプ助成事業の継続など、除排雪水準の維持・向上が図れるよう取り組んでまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

本年3月26日、JR北海道への支援を継続するための改正法が成立し、国からJR北海道に対し令和5年度までに1,302億円の支援がなされることとなりました。

本市としましては、宗谷本線を維持・活性化するため、地域の関係者とJR北海道が一体となって取り組む事業を記載した令和3年度からの3年間を計画期間とする第2期アクションプランに基づき、宗谷本線活性化推進協議会を中心に沿線自治体と連携・協力した取組を進めてまいります。

JR北海道における本年3月13日のダイヤ改正に伴い、宗谷本線12駅が廃止されました。本市では「北星駅」が対象となり、最終営業日の12日には、北星駅を見送る会実行委員会主催のセレモニーに、関係者や鉄道ファン50人以上が集まり、北星駅からの最終列車を惜別と感謝の気持ちを込めて見送りました。

また、東風連駅を名寄高校前に移転する駅名について、本市の要望通り「名寄高校駅」に改称することが4月8日にJR北海道からプレスリリースされました。移設により名寄高校通学生の利便性向上が図られるとともに、高校の魅力アップや利用促進につながると考えているところです。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、道営事業の「ちえぶん地区」において、春の発注が終了し、整地工や暗渠排水工事が実施されています。

また、報徳川の改修及び水利施設整備事業については、7月以降の工事予定となっています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

本年の融雪期は4月6日で平年より7日早くなりました。

5月15日現在、水稻の播種作業は順調に進み、生育については、平年並みで推移しています。

畑作物では、秋小麦・春小麦の生育は平年よりやや早く推移し、大豆・てん菜・馬鈴薯について

は、播種・移植作業がやや遅れて推移しています。  
次に、米政策について申し上げます。

令和3年産米の生産の目安については、前年度より417トン減少し、うるち米1,581トン、もち米1万1,425トンとされ、作付面積に換算すると、うるち米286ヘクタール、もち米2,070ヘクタールとなりました。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

土壌診断事業では、令和2年度で1,853点の実績となり圃場の土壌改良に活用されています。また、農業改良普及センターの協力をいただき、土壌診断の有効性などをまとめた「土壌診断によるバランスの取れた土づくり」を作成し、各生産者への情報提供に取り組みました。

実証試験・展示事業では、労力やコストの削減を試験課題とする水稻の密苗栽培試験や南瓜の品種比較試験の実施に向けて、試験・展示圃場の移植作業を進めています。

また、近年の薬用作物での病害虫による減収に対応するため、農業振興センターで取り組む事業に対し、企業版ふるさと納税制度を活用し応援したい旨の申し出をいただきましたので、事業を前倒しして実施するための補正予算について、本定例会で提案させていただきますので、宜しく御審議願います。

次に、畜産振興について申し上げます。

哺育・育成センターについては、4月5日からJA子会社による運営が開始し、5月15日現在64頭が預託され優良後継牛の育成に取り組まれています。今後も育成環境の充実に向け連携し取り組んでまいります。

次に、後継者対策について申し上げます。

名寄市農業後継者対策協議会の主催による婚活事業が3月26日にオンラインにより開催されました。後継者3人が参加し、うち1人のカップリングが成立しました。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

農業被害の防止については、名寄市有害鳥獣農

業被害防止対策協議会を中心としてエゾシカ駆除やアライグマ用の箱罠の貸し出しなどを進めています。なお、エゾシカ駆除頭数については、4月1日から駆除を開始し、4月30日現在で137頭となっています。

ヒグマ対策については、全国的な課題であるハンターの担い手育成のため、融雪前の2月中旬から約2カ月間、技術の伝承を図る「ヒグマ対策技術者育成事業」を実施しました。

また、4月1日付けで「名寄市ヒグマ駆除隊員」19人の委嘱を行い、本年度の活動に従事いただいています。引き続き、関係機関・団体と連携し、被害防止に取り組んでまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

本年度の市有林、私有林の造林、間伐などの森林整備に対する国の補助金は、要望額に対し94パーセントの内示額となりました。

減額分の森林整備については、森林環境譲与税の活用による市独自事業として取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する商工業の支援施策については、影響が長期化する中、売上げが減少した事業者を支援する給付事業を、本年に入り2度実施しました。

1月から2月末まで申請受付を行った、特に影響が大きい業種を対象とした「名寄市経営維持支援給付金」は、160事業者に7,242万1,000円を交付し、3月から4月末まで申請受付を行った、より幅広く全業種を対象とした「名寄市売上減少事業者支援給付金」は、183事業者に3,538万3,000円を交付し、経営を維持し雇用を守ってくださる市内中小企業などを支援しました。

5月には、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金に関する要綱を一部改正し、融資限度額の引き上げ、据置期間の拡大、融資要件の緩和を行い、

市内中小企業などの資金繰り支援を強化しました。

また、風連地区飲食店の新規開発メニューなどをタクシーで自宅や職場に届ける「ふうれん出前館」や、コロナ禍で厳しい状況にある市内飲食店の利用促進を図るテイクアウトスタンプラリーなど、民間独自の取組により地域経済を盛り上げようとする機運も見られます。

引き続き、国や道の施策、市の経済状況を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、対策本部において、地域への影響を最小限にとどめるための協議を重ねています。

また、対策本部として、同社了承のもと、5月6日に、市、名寄商工会議所及び風連商工会に、総合的な相談窓口を設置しました。

同社をはじめ関連会社や取引業者の従業員、関連する市民の皆様の様々な不安や悩みに応えてまいります。

事業2年目となる「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、令和2年度の実績は173件で、交付決定額2,975万円、改修に要した総事業費は2億8,622万円となりました。また、加算の利用実績は、移住者加算4件、空き家加算7件、居住誘導区域加算40件となっており、本市の施策と連動した制度として一定の効果が現れています。本年度も、4月末時点で33件の申請があり好調なスタートとなっています。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内における本年3月高卒者の新規就職状況については、就職希望者134人のうち133人が内定となり、就職内定率は99.3パーセントという結果になりました。就職内定者に占める管内就職者の割合は、前年比10.9ポイント増の60.2パーセントとなりました。

また、同管内における雇用情勢について、本年3月の状況は、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しています。

引き続き、ハローワークをはじめ、関係機関と

連携し、新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に与える影響にも注視しつつ、雇用の安定と促進に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

次期観光振興計画の策定に向け、新たな指標を検討するための調査業務を委託したほか、市民、外部専門家、庁内関係課職員からなる市民策定委員会の開催を、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発出を受け、6月に延期したところです。

名寄ピヤシリスキー場については、新型コロナウイルス感染症の影響によりインバウンドが全く見込めない中、着実な利用者の増加を図るため、足元マーケットの対策として、小中学生のリフト料金無料化やシーズン券料金の大幅値下げを実施し、昨シーズンより2週間早い12月12日にオープンできたことなどが奏功し、令和2年度のリフト輸送人員は前年度比21パーセント増の40万9,760人となりました。

本年度は、グリーンシーズンの利活用を図るとともに、ポストコロナのスノーシーズンを見据え、本市の雪質の良さを道内外はもとより海外に向けPRしてまいります。

また、なよろ温泉サンピラーについては、JOCジュニアオリンピックカップなどの各種大会が開催されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で宿泊者が減り、令和2年度の総利用者数が前年度比16パーセント減の5万8,075人となりました。今後は、年間を通したスキー場の利活用に合わせて、利用者の皆様の満足度向上に引き続き努めてまいります。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、本年3月、全国の道の駅で進められている子育て応援の取組の一環として、トイレ入口部分に授乳室が設置されました。また、施設全体の利用状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により人の移動が大きく減少したことから、令和2年度の利用者は前年度比24パーセント減の33万

1, 722人となりました。今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、指定管理者と連携しながら、利用者の皆様に満足いただけるよう取り組んでまいります。

次に、広域観光の推進について申し上げます。

上川北部9市町村で構成する道北観光連盟では、本年度は、天塩川シーニックバイウェイを中心に設立した「きた北海道サイクルツーリズム連絡会議」において、旭川から稚内までのサイクリングルートを確立することとしているほか、スポーツツーリズムの確立を目指すNスポーツコミッションにおいても、サイクルマップを作成するなど、近隣市町村や関係団体と連携し道北の魅力創出及び情報発信に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発出を受け、感染拡大防止のため、市民を主な対象に、非集客型開催としての実施を予定していた「なよろアスパラまつり」が中止となったほか、5月15日から6月6日までの4週間続く土日の計8日間、運行が予定されていた観光列車「花たびそうや号」は、運転見合わせとなりました。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

4月7日に市内全小中学校の入学式が挙行され、小学校では208人、中学校では206人の児童生徒が入学し、本年度の教育活動が始まりました。

確かな学力を育てる教育の推進については、4月27日に1回目の名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催し、委嘱状の交付と全体会議及び研究グループ会議を行い、教職員の人材育成と学習指導に関する諸課題への対応などを柱とした本年度の研究内容を決定しました。

具体的には、教育経営の充実に関する研究グループでは、学校の働き方改革について、働き方改革推進モデル校や各学校で編成した働き方改革推進コアチームを中核に据えて、取組を進めていきます。

教育研究の充実に関する研究グループでは、ス

クールリーダー研修会などを通じて、組織的・計画的な人材育成に努めてまいります。

教育指導の充実に関する研究グループでは、ICTを日常的に活用した教育活動に係る研修や教職員のニーズに応じたICTの効果的な活用に係る研修などを行ってまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、中学校に配置している心の教室相談員が必要に応じて小学校とも連携しながら、児童生徒の心のケアに努めてまいります。

また、令和3年2月13日施行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律」に基づき、改めて教育活動全体を通して感染症に係る偏見や差別の未然防止に資する指導の徹底に努めています。今後は、子どもたち一人ひとりが、大人がいない生活場面においても、自らの判断で3密を避けることや手指消毒を徹底することなど、新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動ができるよう指導してまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、新型コロナウイルス感染症対策として担任や養護教諭などが毎日行っている健康観察で、表情がさえないかたり体調の不調を訴えたりする児童生徒に対して、食事や睡眠時間などを聞き取り、必要に応じて健康相談を実施するなど、望ましい生活習慣が身に付くような指導の充実を図っています。

特別支援教育の推進については、4月20日に第1回目の名寄市特別支援連携協議会と名寄市特別支援教育専門家チーム委員会を開催し、本年度の取組について協議しました。とりわけ、名寄市特別支援連携協議会では、個に応じたきめ細かな支援方法などに係る研修のあり方について、また、名寄市特別支援教育専門家チーム委員会では、学校と専門家チームにおいて、共有する必要がある児童生徒の情報などのあり方について協議しました。

今後は、本市に転入した教職員や初任者、新た

に特別支援学級の担任となった教員及び上川北部9市町村の教育関係者などを対象とした第1回目の名寄市特別支援教育研修会を開催し、本市の特別支援教育の現状と課題について共通理解を深めます。

これまで小中学校9校に30人配置してきました特別支援教育学習支援員は、本年度32人を配置し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図っています。今後は、特別支援教育学習支援員や生活支援員を対象にした研修会を実施し、習熟の程度に応じた指導の工夫や「困り感」のある児童生徒への支援の一層の充実に努めてまいります。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、4月2日に名寄・風連地区、4月5日に智恵文地区において「名寄市小学校高学年専科指導に係る学校間連絡調整会議」を開催し、専科指導に係る指導体制や指導方法などについて共通理解を図りました。今後は、定期的に調整会議などを開催し、小学校高学年における教科担任制の体制の一層の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくりの推進については、各学校における地域学校協働活動の一層の充実を図るため、市内すべてのコミュニティ・スクールに、本年度の地域コーディネーターを配置しました。今後は、コーディネーターを対象とした研修会を実施し、コーディネーターとしての企画力や情報収集力、調整力などの資質の向上に努めてまいります。

食育の推進については、栄養教諭を在籍校から各連携校へ派遣し、心身の成長や健康の増進に必要な望ましい栄養や食事のとり方、食物の生産などにかかわる人々へ感謝する心を持つことなど、学校における食に関する指導に継続的に取り組んでまいります。

学校給食については、栄養量を保ちながら可能な限り地場産食材を使用し、子どもたちが喜ぶ給食献立の提供に努めてまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

これからの新しい高等学校の設置のあり方については、生徒の希望に沿った学ぶ環境を維持することが必要なことから、魅力ある学校づくりの各種対策について、4月15日に道教委に対し要望書を提出しました。

このことを受け、道教委は昨日、令和4年度から6年度までの公立高等学校配置計画案を公表し、名寄高校と名寄産業高校の再編統合のあり方について、具体的な方向性を示したところです。

今後は、この配置計画案をもとに、本市内の高等学校が地域から魅力ある学校として認められるよう道教委と協議を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

令和2年度卒業式を3月18日に行い、保健福祉学部栄養学科41人、看護学科51人、社会福祉学科48人、社会保育学科50人、計190人が卒業しました。

卒業生の4月1日現在の就職率は、保健福祉学部栄養学科は92.3パーセント、看護学科、社会福祉学科及び社会保育学科が100パーセントとなり、保健福祉学部全体で98.4パーセントと高い就職率となりました。

なお、地元定着化促進事業の推進により、22人の学生が本市内にて就業しています。

国家試験の結果については、管理栄養士は35人が合格し、合格率85.4パーセントで新卒の全国平均91.3パーセントを下回りました。看護師は受験者51人全員が合格、保健師も受験者16人全員が合格し、それぞれ新卒の全国平均95.4パーセント、97.4パーセントを上回りました。社会福祉士は26人が合格し、合格率は60.5パーセントで新卒の全国平均50.7パーセントを上回りました。また、精神保健福祉士は受験者15人全員が合格し、新卒の全国平均71.4パーセントを上回りました。

令和3年度入学式については、4月5日に行わ

れ、栄養学科40人、看護学科50人、社会福祉学科52人、社会保育学科54人の保健福祉学部全体では196人の新入学生を迎えました。

今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながら、複雑化・多様化する保健・医療・福祉の現場に対応できる豊かな人間性と専門性を備えた職業人を育て、社会に送り出せるよう取り組んでまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学は新入生3人と8人の大学院生を、風連瑞生大学は新入生4人と大学院生2人を迎え、それぞれ4月20日と27日に入学式を行いました。また、智恵文高齢者学級「友朋学級」では11人の受講者を迎え、4月22日に開講式を行いました。

新入生や新規受講者をはじめ学生の皆様は、今後の学習活動に意欲を燃やしているところです。

本年度も地域や学校と連携し、学習や交流活動を行ってまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」には、図書館や本に親しんでもらう機会として「おやこ図書館探検隊」を実施し、日ごろ見る機会が少ない書庫の見学や読み聞かせを行いました。

学校への読書活動の支援としては、北海道立図書館の「学校図書館サポートボックス事業」を活用し、智恵文小学校へ「アイヌ文化を知る本」をテーマにした図書48冊の貸出を行いました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

3月20日、開台10周年記念事業の一環として、名寄の天文の歴史を拓いた故・木原秀雄氏の功績をまとめた冊子を発刊しました。この冊子は、市内小中学校へ配布し、道徳授業などに活用する予定です。

また、5月1日から5日までを「ピリカウィーク」として、公開10周年を迎えた北海道大学の

ピリカ望遠鏡を使用し観望会を行いました。期間中202人が来館し、観望会には42人の参加がありました。

昨秋、京都大学が中心となって行った小惑星「リュウグウ」の観測に、本台も「ピリカ望遠鏡」を使用して参画し貢献したことが、アメリカの科学雑誌に掲載されました。今後も、他の研究機関などとも協力し、最先端の観測を行ってまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

本年度も2つの幼稚園に御協力をいただき、家庭教育学級が開設されました。

今後も両学級の活動を支援するとともに、家庭教育支援講座や合同研修会の開催を通して、保護者が自主的・自発的に学習する機会の充実に取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備については、冬期間の降雪の影響により暖房用燃料の給油作業に支障があったことから、体育センター・ピヤシリフォレストの給油口及び配管の移設工事を行いました。

スポーツ振興事業については、Nスポーツコミッションにより駅前商店街に開設された「健康ステーション」が2月に終了しましたが、約3カ月間で全85回の運動コンテンツを提供し、延べ475人の市民が訪れ、運動による健康づくりの意識の高揚が図られました。また、参加者アンケートでは「以前より駅前商店街で買い物をする機会が増えた」という回答が25パーセントあり、事業の目的の一つとして掲げていた中心市街地への波及効果も実証されたところです。

さらに、1月にはサンピラースノーマラソンを開催したり、社会福祉協議会と連携し、地域をつなぐ「こんにちはレター」に健康体操の情報を掲載するなど、冬の健康づくり、運動不足解消を図る機会を市民に広く提供しました。

このほか、Nスポーツコミッションでは、ピヤ

シリヘルシーズンにおける冬の魅力をテーマにした講演会を開催し、写真家で倶知安町ニセコ高原在住の渡辺洋一氏を講師にお招きして、ウィンタースポーツや、パウダースノーを活かしたアクティビティ開発によるウィンタースポーツツーリズムの可能性について御講演いただきました。

引き続き、スポーツによる地域づくりの可能性について研究してまいります。

スポーツ合宿・大会誘致の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地でウィンタースポーツの大会が中止になる中、本市においては名寄地方スキー連盟をはじめとする市内の競技団体、名寄旅館組合、名寄商工会議所及び陸上自衛隊名寄駐屯地の御協力により、12の全道・全国大会が開催されました。

コロナ禍において、関係団体が連携し地域が一体となった大会開催ができたことは大きな価値があり、スポーツによる地域づくりの推進を実感するとともに、地域の皆様の取組に感謝申し上げます。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

このたび、通室者から親しまれるよう適応指導教室に「みんなの教室」という愛称をつけました。今後、パンフレットなどにこの愛称を記載し、適応指導教室の取組を周知してまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市民文化センターENRAYホールは、本年度においても、引き続き、「文化芸術の拠点」、「市民のコミュニティの醸成の場」として、質の高い芸術文化鑑賞の場を提供するとともに、市民に親しまれるホールづくりを進めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

5月の連休中は長時間滞留型のイベントは中止しましたが、4月22日にSL排雪列車キマロキの冬囲いを撤去し一般公開されたこともあり、館内ギャラリーホールにおいて3月12日に廃止となった宗谷本線北星駅関連の資料を展示しました。

また、子どもの健やかな成長を祈るため4月上旬から敷地内にこいのぼりを掲揚するとともに、なよろ野の花の会による野外植物展を開催し、館内及び屋外で地域の歴史や自然を伝える機会としました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市内の空き家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されるもののほか、必要な事項を定め、生活環境の維持及び改善を図り、安全で安心な地域社会の形成に寄与するため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

議案第1号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第2号 名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布をされたことに伴い、名寄市固定資産評価審査委員会における審査申出書の押印及び口頭審理における口述書の署名押印の見直しとこれらの改正による条項整理を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されたことにより引用している条項のずれを正すとともに、新たに加わっ

た建築物エネルギー消費性能適合性判定業務の審査手数料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について、議案第5号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について及び議案第5号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、令和3年度介護報酬改定に伴い関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、2件につきましてよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第4号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませ

んか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回提案されているのが介護報酬改定に伴って名寄市も食費に関して値上げをしようという提案なのですが、これをしなければペナルティーはあるのでしょうか。まず、お聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今回の改正の部分につきまして、今年度の介護報酬の改定に伴うものということで、この条例でうたっております食費につきましては、国が定める基準費用額の見直しの下に改正をさせていただいております。これにつきましてはこれに準じて改正をするということになっておりますので、明確なペナルティーはございません。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） はっきりとしたペナルティーはないというふうに今おっしゃったかなというふうに思うのですが、ちょっと聞きづらかったので、失礼します。それで、食費の負担も利用されている方々のお話を聞けば、やっぱり負担になっています。そして、紙おむつの部分でもどんどん自己負担が増えているのですが、そういったときに、今回食費が値上げになるのですけれども、ショートステイだったりするので、たくさんではないというふうに思うかもしれませんが、これがまた少しずつ増えるというのは負担になっているのですが、ここを、今上げなければペナルティーはないということだったので、市として支援するというお考えはないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今御質問ありました今回の値上げについて、値上げをしないで対応するのはどうかというお話でございます。市と

しましては、基本的にはこの介護報酬の改定に伴うものについては国どおり実施していく、そのことが運営も含めてスムーズに効率的に行えるというふうに考えております。ショートステイにおきましても市内、市外も含めて利用される方おられるということでありまして、これについては介護報酬どおり改定をさせていただきたいと考えております。ただ、今回の介護保険料含めていろんな部分で高齢者の負担が増えている、一方では年金もなかなか上がらない状況もあるということでは十分御理解をしていますので、そういったトータル的な部分で高齢者支援が何かできないかというのは市としても考えていかなければならないですし、国や北海道に対してもそういった軽減措置も含めてより一層の強化を要望していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今部長のほうからも高齢者支援をという、違った形でのというようなお話がありましたけれども、やはり目に見えて負担になるという部分です、ここは、非常に。そういった部分で検討いただきたいという要望を申し上げて、終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議がありますので、

起立により採決を行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号についても原案のとおり可決されました。

すみません。暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第6号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、院内のコンビニエンスストアの使用料につきまして使用者の経営形態の変更に伴い使用料を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成10年に取得をした除雪グレーダーが老朽化をしたことから更新しようとするものでございまして、本年5月18日に3者により指名競争入札を執行した結果、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店が3,750万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税375万円を加え4,125万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和2年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分でございます。歳入歳出それぞれ6,052万3,000円を追加をし、予算総額を254億4,067万7,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして財政調整基金積立金1億6,919万2,000円の追加は、今後の経済対策等に対する備えのため積み立てたものでございます。

7款商工費におきまして中小企業振興条例助成事業費2,490万9,000円の追加は、中心市街地近代化事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策）の見込まれる不足額を追加したものでございます。

10款教育費におきまして小学校維持管理事業費1,044万1,000円、文化センター維持管理事業費1,117万1,000円の減額は、各施設の電気料、燃料費などの不用額を見込み、減額をしたものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款市税の9,638万1,000円の追加は、徴収状況を勘案をし予算を追加したものでございます。

13款地方交付税の1億5,459万5,000円の追加は、特別交付税の交付額の確定に伴い追加をしたものでございます。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない売上減少事業者支援給付金給付事業費の繰越しをしたものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか22事業について限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でごさいます、保険事業勘定におきましては予算総額の変更を伴わない歳入歳出の事業費の調整を行い、サービス事業勘定・名寄におきましては歳入歳出それぞれ60万円を減額をし、予算総額を3億4,093万7,000円にしたものでございます。

補正の主なものを保険事業勘定から申し上げます。2款保険給付費におきまして、事業費の確定に伴い居宅介護サービス給付費を509万1,000円追加をし、施設介護サービス給付費を603万7,000円減額したものでございます。

次に、サービス事業勘定・名寄では、事業費の確定に伴い、2款事業費におきまして施設介護サービス事業費を49万9,000円減額したものでございます。

第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い介護施設整備事業の限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算に係る専決処分でごさいます、歳入歳出それぞれ3,981万9,000円を減額をし、予算総額を18億2,648万2,000円にしたものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして、名寄市立大学振興基金積立金1,000万円の追加は、今後の大学経営に係る事業の備えとして積み立てたものでございます。

このほか1款教育費において見込まれる各事業の不用額を減額をしたものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6款繰入金3,996万9,000円の減額は、令和2年第1回臨時会にて議決をいただきました学生支援給付金等給付事業費において、議案提案時には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の詳細が不明であり、名寄市立大学振興基金繰入金を財源としていたことから、基金繰入金から一般会計繰入金に財源を組み替えるとともに、一般会計繰入金にて収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第13 議案第11号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和3年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ2億5,183万2,000円を追加し、予算総額を216億4,367万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして児童母子等給付費1,938万9,000円の追加は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給に係る経費を追加しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして予防費7,741万8,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン

接種に際し、ワクチン接種を実施をする医療機関への委託料を追加しようとするものでございます。

また、塵芥処理費6,006万9,000円の追加は、小型家電等資源化施設建設工事において現在実施をしております実施設計による詳細設計の結果、基礎くい工事の追加や床面積の変更が必要となったことから、工事費の追加を行おうとするものでございます。

6款農林業費におきまして農業振興費6,940万7,000円の追加は、産地の収益力強化と担い手の経営発展に必要な農業用機械、施設の導入に対する支援事業の採択を受けたことから、交付金を追加しようとするものでございます。

8款土木費におきまして道路新設改良費400万円の追加は、国の社会資本整備総合交付金の採択状況から西3条仲通の道路改良舗装事業を減額をし、道路の損傷が激しく、交通量も多い南1丁目通について市単独事業にて改良舗装工事を実施し、公共事業を確保するとともに、安全、安心な道路空間の整備に努めようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を財政調整基金繰入金で実施しようとするものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正では、公共施設の電気料削減、環境への配慮のため照明機器のLED化に要する経費を追加しようとするものでございます。

第3表、地方債補正は、南1丁目通道路改良舗装事業債を追加し、小型家電等資源化施設整備事業債の限度額を変更、西3条仲通道路改良舗装事業債を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 1点質疑させていただきます。

10ページに当たります2款総務費、1項総務管理費、8目の企画振興費、12節委託料についてであります。公共施設等再配置計画策定業務委託料についてであります。3月に令和3年度の予算が確定いたしました。その後の今定例会での補正として上げられた経緯について確認させてください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 御質問いただきありがとうございます。この間の流れということで、なぜこのタイミングになったのかということでの御質問だと思いますけれども、この公共施設の関係につきましてはスタートは平成28年3月の公共施設等総合管理計画、こちらを策定してからこの間いろいろな計画を策定してきております。この3月に公共施設個別施設計画が策定されまして、そこまで一定程度の方向性というか、指針が明示されてきたと。その過程の中で3月で確定した後、次どのような方向性、さらにブレークダウンした計画を市民の皆さんにやはりお示ししなければいけないということで、本来であればこの3月の策定を踏まえて1年しっかり議論して、来年度予算と、当初予算に計上というのが本来の流れだというふうには理解しておりますけれども、ここはしっかり時間をかけずに次の計画の策定作業に着手できるのであれば、前倒しをさせていただければということで、今回の6月の補正で提案をさせていただいたということになっております。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 公共施設等の再配置計画については、まちづくりに関わる大変大きな計画になっていると思いますので、それぞれの計画の整合性についての、計画が慎重に進められているということは理解しますし、今石橋部長から御説明いただいた1年待たないで、この補正予算

でスピーディーに対応していくということについて了解いたしました。それは令和2年度の計画の中では見通さない内容であったということによろしいでしょうか。1年置いてということについてももう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 当然ここは専門的な知見をいただくということで、コンサルなりに委託をしながらしっかりと計画をつくっていくということになると、仕様を固めないとお願できないということになりますので、まずは先ほど説明しましたとおり、この3月に策定しました個別施設計画、この仕上がりを見て、では次にどのような仕様で委託しなければならないのかという作業を考えると、当初予算のところから、昨年策定準備の段階から予想金額を積み上げることは不可能ということで、計画が出来上がって、次の着手しなければならない仕様を固めてからの作業ということで今回の提案だったということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 御説明いただきました内容について理解したいと思います。各種計画、それからまちづくりへの大きな事業となりますので、整合性をしっかり取っていただいて、経過についてもその機会ごとに報告いただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 私のほうから2点お伺いしたいというふうに思います。

議案11、12ページ、13ページになります。それぞれ市長よりも若干今提案理由について説明がございましたけれども、1点目、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、塵芥収集処理事業費6,006万9,000円の増加に関してです。こちら当初予算に盛り込まれている小型家電等の資源化施設建設工事に係る事業費の増額ということで、先日所管の委員会でも市長からあった説明

と同じような内容で御説明があったのですけれども、こちらの増額の理由として地盤のくい工事ですか、説明では、よく聞き取れなかった部分もあったのですけれども、あと床面積の変更といったところでお話ありましたけれども、こちらのちょっと詳細、内訳も含めてお知らせをいただければというふうに思います。

2点目、14ページ、15ページ、こちら市長のほうから御説明ございましたけれども、8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路新設改良費、道路新設改良事業費400万円の増です。その内訳ですけれども、当初予算措置されていた西3条伸通道路改良舗装事業費を全額落として、南1丁目道路改良舗装事業費に、こちらを新たに1億200万円を追加しての事業ということで、こちらについて財源等の部分の御説明があったというふうに思うのですけれども、こちらちょっと財源の部分については一定程度理解はできるのですけれども、この3条通、全額落として、南1丁目を追加した理由について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 今小型家電施設の費用の増額の内訳について御質問いただきました。まず、くいの施工の部分になりますけれども、当初は炭化センターの建設時の地質調査データを活用しておりまして、基礎形状の検討の結果、簡単な地盤改良を想定しておりました。ただ、その後実施設計が進む中で施設の規模ですとか重量が明確になりましたので、地盤調査を行いましたところ、くいの施工が必要な基礎が、基礎工事が必要であるという部分が判明いたしまして、この部分で約2,500万円の増額となっております。

また、改めて利用形態の検討によりまして床面積の増加の部分につきましては、当初施設の中でフォークリフトを施設の中に入れて作業を行うこととなりますが、その後検討している中で移動させるため、搬出のために入れるトラックも施設内に

入れて、作業ができるような形にするということで、床面積が増加となりました。この部分で約1,700万円の増額となっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私のほうから今回補正させていただきます道路事業の分の説明をさせていただきます。

道路事業につきましては、皆さん御存じのとおり、大変事業費、お金もかかるということで、この間有利な補助金や交付金を見つけてきて、採択に向けて要望してきていたところなのですけれども、今年度におきましても交付金、道路の採択率が2割から3割ぐらいということもあって、大変私どもの要望からかけ離れたという状況にもございました。また、その部分で単独事業ということでその分穴埋めではないのですけれども、そもそも私どもの今総合計画で持っている道路の事業の進捗率、大変遅くなってきているということもございましたので、今回単独費投入をさせていただいて、道路事業の進捗に進めてまいりたいということで今回計上させていただいてもらったところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今それぞれ御答弁いただきましたけれども、改めて塵芥収集処理事業費ですけれども、こちらのほう当初予算から率にして69.87%増加と。約7割の大変大きな増額ということで、当初予算の積算の段階において地盤調査をやってからでないとなかなかというような御説明もありましたけれども、この地盤調査の部分の工事費とかも含めてこちらについてはどのような取扱いをされていたのか、また当初予算に当たっての金額の精査について改めてお聞きしたいというふうに思います。

今御答弁の中に地盤の改良、ちょっと聞き取りづらかった。3,500万円ですか、地盤改良部分って、くいの工事です。

（何事か呼ぶ者あり）

○2番（倉澤 宏議員） 2,500万円、この金額、もしこれほかの土地で建設するとなったらかからなかった可能性があるのかどうなのか。また、その可能性があるとした場合、現在の計画予定地から例えば市の普通財産の遊休地に変更された議論が内部であったのかどうなのか改めてお聞きしたいと思います。

あと、道路の新設改良費、財源の関係、ある程度理解をさせていただいておりますけれども、財源の関係、当初西3条仲通、新年度予算の記者発表の資料にもこれ出ていた関係もあると思います。私のほうでも新年度の予算可決後、沿線の住民の方にこの道路、新しく改良されますよといったお話をさせていただいた経過もございますけれども、そちらについて近隣住民、沿線住民を含めてこの事業がなくなったという周知についてどのようにお考えだったのか、また私がお知らせしたことが勇み足だったのかどうなのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） まず、くいの施工の部分につきましては、当初は地盤改良というだけで、全く見込んでいなかったということで、2,500万円がそのまま増額という形になっております。また、概算事業費の考え方となりますが、当初予算の際には実施設計に入ったばかりの段階ということで、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用するために地域計画を提出してございまして、その中で計上しております概算事業費を当初予算と計上しております。また、概算事業費そのものの考え方につきましては、この施設自体が基本設計プランがなく、実施設計から始める形となっておりますので、部屋の大きさですとか、配置につきましては庁内で検討を行い、構造につきましては同じような施設に多い鉄骨造として見込んだものとなっております。ただ、これまで公共で同様の整備を行った施設がないため、学校体育

館の構造価格を参考にしまして、想定平米単価を設定したものとなっております。そのほかに先ほど申し上げました既存の地質資料ということで、炭化センターの建築のときに使った資料などの調査によりまして概算事業費を算定しております。

また、もう一点御質問のありましたほかの土地での対応は考えられなかったのかという部分につきましては、今回整備に当たりまして様々な代替案という部分も検討を行っております。既存の施設を使えないかですとか、そういったことも含めて検討を行ったところですが、1か所に全てを補完できるような大きな場所が見つからなかったということと現状の今のリサイクルセンターですとか、そういう場所と離れてしまうことで搬入に時間がかかってしまうという部分で、現状の収集レベルを保つことが難しいという結論になりまして、あの敷地内に二階建ての新設する形で検討を進めることになりましたので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私のほうから交付金の関係で地域のほうの説明ということで、当初予算に計上させていただきまして、議案説明もさせていただきましたが、交付金の内示、分かってくるのが4月中旬ということになるものですから、予算の記者発表時にはこの間交付金の配当の状況によってはできなくなるかもしれませんというようなちょっとコメントつけさせていただきながら記者発表はさせていただいて、説明もしてきているところなのですけれども、どうしてもその部分で交付金の採択の中でも当初予算で議決承認をいただいたというような議決書の写しも添付書類として出さなければならないということもございまして、必ずオフィシャルに示さなければならないという部分もございまして、不確定要素ありながらも当初予算から計上をしているところでございます。また、議員の心配されていましたが、やはり地域のほうでやられるかもしれないという

ことで御期待感もあるということも今伺いましたので、私どものほうから、1軒1軒ではありませんけれども、町内会長さんのほうにはこういうことだという説明は伺いたしたいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 小型家電の収集の施設ですけれども、この補正予算可決後でも事業費少しでも抑えるために例えば廃校になった学校の建物だったり、敷地、ある程度の面積あると思うのですけれども、そういうところの部分で変更の検討とかもしていただけないのかなのか改めてお聞きしたいというふうに思います。また、それができないというのでありましたら、改めてなぜあの場所でなければいけないのかということを最後お聞きしたいというふうに思います。

あと、3条仲通の改良工事、これ今年度については基本的には工事行わないということで、時期の部分としての予定について改めてお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） ほかの施設での、ほかの場所に建てての対応という部分につきましては、先ほども申し上げましたが、今のリサイクルセンターですとか、ほかの収集を行っている部分と一体化で収集作業を行うことで時間の短縮を図っている状況となっております。現状で収集車が収集終わって戻ってくるのがぎりぎりの状況になっている中で、さらに別な場所に移して、そこに寄って搬入してということが現実的に困難であるという結論でこのような状況となっております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 西3条仲通、今年度につきましては事業やらないということで、では来年度以降ということになるかと思えますけれども、私ども今回国のほうに要望している時点で私どもの今道路事業の計画の中では優先順位

は高い路線であるということは間違いないのですけれども、いかんせん先ほどから申し上げていまずとおり、国のほうの補助金の情勢なども刻々と変わってきているものですから、気持ちとしては早い段階でという思いありますけれども、では来年という、今お話はちょっとできませんので、御理解いただければというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 議案第12号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、サービス事業勘定・名寄において歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加をし、予算総額を3億7,219万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款事業費におきまして清峰園事業費73万5,000円

の追加は、感染症対策として実施をする厨房トイレ改修工事費等を追加しようとするものでございまして、財源につきましては同額を一般会計繰入金にて予算計上してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第15 議案第13号 名寄市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 名寄市農業委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年7月19日をもって名寄市農業委員会委員の任期が満了となることから、後任の委員について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

阿部貴代美氏、飯塚明夫氏、小田桐正彦氏、菅野真記子氏、越孝則氏、清水康史氏、鈴木英二氏、竹部裕二氏、南原政幸氏、水間健詞氏、村中洋一

氏、安達啓治氏、飯村規峰氏、上手浩幸氏、菅原一徳氏、住田美紀氏、武田修一氏、新田司氏、沼田清憲氏、林秀典氏、藤野修一氏、又村裕司氏、横田浩二氏はそれぞれ農業者として御活躍をされている方でございます。また、農業者であるほか、村上清氏は道北なよろ農業協同組合代表理事専務として、高橋尚幹氏は天塩川土地改良区理事として、中村敏夫氏は北海道中央農業共済組合理事としてそれぞれ御活躍をされており、山上瞳氏は名寄消費者協会副会長として御活躍をされている方でございます。

ただいま申し上げました27名の方々は、農業に関し豊かな識見を有されており、本市の農業委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第16 報告第1号 令和2年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 令和2年度

名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、令和2年度に完了しない議会運営事業費のほか7事業を翌年度に繰越しするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第17 報告第2号 令和2年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和2年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費において薬品冷蔵庫の全国的な需要の急増により納品ができなくなり、年度内の事業完了が困難となったため、事故繰越の設定をしたものでございます。

一般会計予算事故繰越し繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰越しをするためのものでありまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第18 報告第3号 令和2年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 令和2年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、令和2年度に完了しない介護給付負担金等返還金を翌年度に繰越しをするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第19 報告第4号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和2年12月19日午後2時28分頃、市内大通において総務部企画課所管の公用車が片側2車線の右車線を北へ向かって走行中、左車線前方を走行していた相手方車両が南5丁目通の交差点手前で左車線から右車線を横切る形で対向車線側へUターンしようとしたため、右後方から直進をしてきた当方車は急ブレーキをか

け、衝突を回避しようとしたのですが、凍結路面であったため間に合わず、相手方車両の右側面に衝突をしたものでございます。過失割合は本市が20%であり、相手方車両の修理代として6万2,600円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

---

○議長（東 千春議員） 日程第20 報告第5号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、令和3年1月24日午後3時30分頃、名寄市西12条南1丁目の豊栄通歩道上の植樹柵に植えてあった街路樹が幹から折れ、隣接をする私有地に駐車をしてあった相手方所有の車両に当たり、フロントガラス及びバンパー等に損害を与えたものでございます。今回の事故の過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として損害額34万351円の全額を本市が負担することで示談が成立したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） この事故、植樹柵に植えてあった街路樹が倒れたという中身をちょっと詳しくお知らせをいただきたいなと思うのです。というのは、1月ですから、雪がたくさんある、雪山があるところでしょうし、また除雪車がぶつかったのか、それかどういふふうになって折れたのかをちょっとお知らせをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今回の倒木につきましては、冬期間ということでもございましたけれども、私どもの現場確認した判断といたしましては木の上に載っていた雪の重みで木が倒れてということで、多少木も健全な状態ではなかったのかもしれないのですが、ちょっとそこまでは私ども判断つかないのですけれども、どうも雪の重みで倒れてしまったというような状況でございました。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） そういう状況であれば、街路樹がもう腐ってきていたのか、年数がたっていてというようなことにつながるのかなというふうに思います。

それで、ほかのところも随分ありますから、やっぱりそういった点検ですか、雪のあるときはなかなか難しいでしょうけれども、雪のない時期に点検しておくことも必要なと。たまたま今回は車だけでしたけれども、やっぱり通行人の方にはががあたりというようなことになっては大変かなというふうに思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今回の事案につきましては、大変申し訳なかったというふうには私どもも反省をしてございますし、この間、冬期間、

夏場もそうですけれども、街路樹につきましては目視点検なのですけれども、枯れてきているようであれば注視をするような状況でもございましたし、冬期間におきましてこの間は木の上に雪がもっさり積もったような状況で、その雪が落ちてくるというようなことがないようにというような観点で現場の確認してはいたところなのですけれども、今回の事案を受けまして、このときもすぐに一齐に調査、もう一回状況、市内パトロールもさせていただきますし、以降につきましても少し雪の重みで木が倒れるということも視点に入れながらちょっとパトロールを進めるような形でやっていこうということで内部では協議してございますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第5号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第21 報告第6号 債権放棄の状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第6号 債権放棄の状況報告について申し上げます。

本件は、名寄市債権管理条例第18条の規定に基づき令和2年度において放棄をした公営住宅、病院事業及び水道事業の債権について報告するものでございます。

まず、公営住宅につきましては困窮により徴収停止の措置を取っていた住宅使用料について1件、2,310円を放棄したものであります。

次に、病院事業におきましては患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない入院、外来診療費について61件、327万1,960円を放

棄したものでございます。

次に、水道事業におきましては破産、消滅時効の理由により回収見込みのない水道料金及び水質検査手数料について123件、40万2,800円を放棄したものでございます。

以上、名寄市債権管理条例第19条の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第6号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第22 報告第7号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第7号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

令和2年度につきましては、関係機関の御理解と御協力をいただき、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、調査、監視等を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、炭化センターにおけるダイオキシン調査を年2回実施をし、排出基準を大きく下回る結果となっております。

次に、水質汚濁では、名寄川の水質調査を実施をいたしましたが大腸菌群が環境基準値を超過をしている時期もありましたので、今後も注視をしてまいります。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきまして、関係をする環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施をし、基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動、悪臭については、公害となる苦情はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第3次名寄市地球温暖化防止実行計画においてCO<sub>2</sub>削減目標を3%としておりますが、計画3年目となる令和元年度は基準年の平成28年度と比較をして6.9%の減少となりました。これは、これまでの節電やウォームビズ等の取組の成果だと考えられます。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後も公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に努めてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けをさせていただきます公害の現状と対策を御覧いただきたいと存じます。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第7号を終結いたします。

---

○議長（東 千春議員） 日程第23 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

令和2年度第49期経営状況につきましては、5月24日の株主総会で報告を受けたところでございます。公社の第49期の決算内容におきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりで、売上高から売上げ原価、販売費及び一般管理費を差し引いて507万2,613円の営業損失が生じております。これに対し1,999万7,686円の経常利益を計上してございますが、これは市

派遣職員に係る人件費負担金をはじめ、国の持続化給付金や雇用調整助成金等を営業外収益に計上したことによるものでございます。これに特別利益と特別損失を加え、税引き前当期純利益で2,529万6,531円を計上することができ、最終的な当期純利益として1,790万331円の黒字決算となりました。

令和3年度につきましても令和元年11月に策定をいたしました経営改善計画の着実な実行を引き続き指導してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告をさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で報告第8号の報告を終わります。

報告第8号については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

---

○議長（東 千春議員） 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりましたが、令和3年9月30日付で関下富士夫氏及び村中弘美氏が退任をされることから、後任者の推薦依頼がございました。

本件は、新たな候補者として佐々木順道氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、もう一名につきましては現在選考中でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

署名議員 東 川 孝 義

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

---

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月3日から6月15日までの13日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月3日から6月15日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午後 0時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

令和3年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和3年6月16日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美  
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 橋 本 正 道 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君  
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君  
市 民 部 長 宮 本 和 代 君  
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君  
経 済 部 長 白 田 進 君  
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君  
教 育 部 長 木 村 睦 君  
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君  
市 事 務 部 長 水 間 剛 君  
市 立 大 学 学 長 廣 嶋 淳 一 君  
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君  
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君  
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君  
会 計 室 長 鹿 野 裕 二 君  
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員  
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員  
1番 富 岡 達 彦 議員  
2番 倉 澤 宏 議員  
3番 山 崎 真 由 美 議員  
4番 佐 久 間 誠 議員  
5番 三 浦 勝 秀 議員  
6番 今 村 芳 彦 議員  
7番 五 十 嵐 千 絵 議員  
8番 遠 藤 隆 男 議員  
9番 清 水 一 夫 議員  
10番 川 村 幸 栄 議員  
12番 高 野 美 枝 子 議員  
13番 高 橋 伸 典 議員  
14番 塩 田 昌 彦 議員  
15番 東 川 孝 義 議員  
16番 山 田 典 幸 議員  
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生  
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

7番 五十嵐 千 絵 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について外2件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして順次質問してまいります。

大項目の1番目、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について伺います。まち・ひと・しごと創生総合戦略は平成27年に策定され、その後平成31年、令和2年に改定が行われ、各種の施策が進められております。まち・ひと・しごと創生法の目的は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとされております。

そこで、小項目の1番目、人口の将来展望予測と実人口との差異の考え方について伺います。6月1日に2020年国勢調査の速報値が発表されました。道内全体では5年前に比べて15万2,848人の減少で、大正9年の調査開始以来減少数、減少率とも最大になったとの報道がありまし

た。当市では、平成27年にまち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中で目指すべき将来の姿の実現に向けて人口減少対策を進めるために必要な将来の人口展望を示しております。当市の令和3年3月末の人口は2万6,708人であり、平成27年策定時の人口ビジョン予測ケース1の2030年が2万6,183人であり、ほぼ近い人口になっております。計画策定後の自然増減、社会増減の実態と人口の将来展望と実人口との差異についてどのように受け止めているのか伺います。

次に、小項目の2番目、人口減少の歯止め対策に向けての取組について伺います。将来人口を推計するに当たり各種の調査機関のデータ分析に加えて、名寄市には自衛隊、大学の立地により社会増減が少ない環境も加えられていると思います。また、当初予測できなかった王子マテリア名寄工場が今年12月での生産品集約で工場が停機されることにより環境、影響はさらに大きくなると予測されます。人口ビジョン策定後、今日までにおける人口減少歯止めの対策について伺います。

次に、小項目の3番目、雇用の創出と人材の確保に向けて伺います。まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和2年改訂版において、地域の産業を元気づけ、新たな力を呼び込む、活力があふれるまちにおいて雇用の創出と人材確保の施策が計画をされております。特にコロナ禍にあってはテレワークなどで地域における潜在能力が高まったと言われておりますが、業種間でのミスマッチにより様々な業種で人手が不足をしております。人材確保に向けての具体的な施策について伺います。また、王子マテリア名寄工場生産停止後の名寄市における相談窓口の具体的な対応についてもお伺いいたします。

次に、小項目の4番目、デジタル推進担当の役割と機能について伺います。デジタル改革に向けて今年9月より内閣府直属のデジタル庁がスタートいたします。北海道においても、デジタル技術やデータを活用した社会改革を目指す目的で、4

月に総合政策部内に新部署が設置をされました。名寄市も国のデジタル推進に向けてデジタル推進担当を新設されましたが、具体的な役割と機能について伺います。

次に、大項目の2番目、ウィズコロナを見据えた施策について伺います。小項目の1番目、ワクチン接種の対応と今後の見通しについて伺います。新型コロナウイルス感染症は、5月に入り全国的に感染拡大が広がり、北海道においても5月16日から6月20日まで緊急事態宣言が発出をされました。このような状況の中で、当市では65歳以上の方へのコロナワクチン接種受付が5月6日より始められ、6月1日時点で高齢者9,142人に対して施設先行接種の方も含めて7,558人で82.67%と伺っております。65歳以上の方の2回目の接種の終了は、いつ頃をめどとされているのか伺います。また、今後のワクチン入荷の状況にもよりますが、64歳以下のワクチン接種スケジュールはどのように検討をされているのか伺います。

次に、小項目の2番目、市内経済への支援策についてお伺いします。新型コロナウイルス感染により市内経済は業種により非常に大きな打撃を受けております。昨年から今年にかけて国、道の補助金を含めて当市独自の対策事業が進められてきました。これらの施策は、その時々において効果はあったものと受け止めております。今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、市内経済の活性化に向けて定例会最終日に提案されると伺っております。当市独自の経済対策及び消費喚起の支援策について、現状での考え方について伺います。

次に、小項目の3番目、ウィズコロナの時代に求められる施策についてお伺いをいたします。長期化する新型コロナウイルス感染症によりアフターコロナではなく、ウィズコロナ下での施策が重要であると考えます。いわゆるウィズコロナは、コロナウイルスが存在する前提で経済活動や社会活動

をどう運営していくかであります。令和3年度予算編成の市長訓令において、市民生活及び市内経済への備えを最優先とし、ウィズコロナ、新しい日常に取り組んでいくと示されておりますが、現状での考え方について伺います。

次に、大項目の3番目、行政評価結果に基づく具体的な対応について伺います。小項目の1番目、行政評価の目的と具体的な対応について伺います。名寄市では、名寄市総合計画(第2次)や名寄市自治基本条例に基づき効率的な行政運営を推進するために毎年総合計画の実施事業を対象とした評価の実施と制度の充実を図るべく行政評価を実施しております。改めて行政評価の目的と個々の事業における4段階の評価基準、A、B、C、Dの結果におけるそれぞれの具体的な対応についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、令和元年度、令和2年度における事業評価結果Cの対応について伺います。評価対象事業は、名寄市総合計画(第2次)中期実施計画で175事業であります。令和元年度、令和2年度の2年間にわたり事業評価結果がC評価となった移住の推進について伺います。移住促進事業は、総合戦略の人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまちの目標に向けてお試し住宅の運用から利用促進のPR強化を図りながら推進をされております。具体的な利用に当たっては様々な課題があると思っておりますが、事業の目的が令和元年度と令和2年度に違いがありますので、その変更内容について伺います。また、この事業は平成25年度から取組を行っており、現在まで実施した事業の評価と今後の課題について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) おはようございます。東川議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1、2及び大項目3については私から、大項目1、小項目3及

び大項目2の小項目2、3については産業振興室長から、大項目1、小項目4については総務部長から、大項目2の小項目1は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について、小項目1、人口の将来展望予測と実人口との差異の考え方について、小項目2、人口減少の歯止め対策に向けてを一括してお答えいたします。名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは、本市が有する様々な資源や優位性を最大限に生かしながら将来にわたって自立的で持続的な地域社会を創生するため、人口減少対策をまとめた名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策展開により目指すべき将来の姿の実現に向けた人口の将来展望を示したものです。人口ビジョンは、平成22年、2010年までの国勢調査人口を基に推計しており、名寄市の特徴として、これまで国勢調査の人口は住民基本台帳に登録された人口より500人程度多い傾向にあります。先日発表された2020年国勢調査速報値は、人口ビジョンで示した人口の将来展望を下回り、策定時の想定より人口が減少している状況となっております。直近5年の住民基本台帳の数値によると、平均で200人を超える転出超過による社会減であるとともに、出生数は約200人に対し死亡数が300人を超える状況であり、100人を超える自然減、結果として年間300人を超える人口減少となっております。要因としては、出生率が伸びていないことや国が地方創生で掲げた東京一極集中の是正、都市から地方への人口の移動を加速させる取組の成果がまだ出ていないことが考えられます。本市としても人口減少に歯止めをかけるため、国の地方創生関係交付金を活用し、冬季スポーツを中心に大会、合宿誘致、開催などを推進する冬季スポーツ拠点化事業や市立大学卒業生の市内定着化などを目指した地域のケア力向上プロジェクトなどを推進してきております。また、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に

基づき子育て環境の充実により出生率の向上を目指すため、小学生までの医療費の全額助成を行う乳幼児等医療給付事業や年収640万円未満相当の世帯の保育所等を利用する3歳未満の幼児で、第2子以降の保育料を無償化する多子世帯の保育料軽減支援事業、待機児童対策として保育の担い手となる保育士を確保するため保育対策総合支援事業などに取り組んでおります。現在のコロナ禍において企業等でテレワークが普及し、働き方やライフスタイルの多様化により地方でのテレワーク、移住を希望する人が増えたことから、東京においてはこれまでの大幅な転入超過から一転、昨年度は転出超過となりました。この社会の変革をチャンスと捉え、北海道と連携したワーケーションの受入れを推進するとともに、地域の魅力発信、プロモーションの強化を図るなど関係人口の拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に、大項目3、行政評価結果に基づく具体的な対応について、小項目1、行政評価の目的と具体的な対応について申し上げます。行政評価につきましては、名寄市総合計画の実効性を高め、効果的かつ効率的な行政運営や行政の透明性の確保を図るため社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえ、実施計画事業の成果や目標の達成度を4段階で評価しております。名寄市総合計画（第2次）中期基本計画に掲載している175事業を評価対象とし、計画期間中の4年間で全事業を評価することとしており、令和2年度の行政評価は令和元年度でC及びD評価となった事業を含め、51事業を評価し、そのうち関連がある事業を一部まとめ、49事業を評価の対象としました。評価結果につきましては、51事業中A評価が38事業、B評価が10事業、C評価が3事業となりました。行政評価の方法につきましては、担当部局での一次評価、庁内の係長職で構成されるワーキンググループ評価、名寄市総合計画審議会による外部評価を経て、庁議メンバーによる二次評価を実施しております。具体的な事業の見直しに

については、総合計画登載事業のローリング作業において協議し、事業を推進する事業費については財源等の検討も行いながら予算編成を行っております。

以上、総合計画の事業検証をこれらの検証プロセスを経てPDCAサイクルによる事業の進捗管理を行っております。

次に、小項目2、令和元年度、令和2年度事業評価結果Cの対応について申し上げます。移住促進事業では、移住に関する情報発信及び一定期間生活体験をしていただくことを目的としたお試し移住住宅の運用を行ってきており、活動指標及び成果目標、いわゆるKPIの設定はお試し移住住宅の稼働状況としておりました。事業の目的としては、令和元年度調査ではお試し移住住宅に焦点を当て、住宅の利用促進から交流人口の拡大や経済効果を目的とした内容としておりましたが、交流人口のみならず関係人口にも着目し、推進することを名寄市移住促進協議会の目的に加えることとしたため、令和2年度の調書を変更いたしました。また、お試し移住住宅事業の評価としては、住宅設置当初から利便性や環境の向上を図りながら運用してまいりましたが、稼働率の低さや避暑地としたシーズンステイの利用が多く、移住に結びついていないなど課題があり、令和2年度に住宅2棟から1棟へ減らし、コスト削減や稼働率を上げるよう見直しを行いました。新型コロナウイルスの感染症の影響もあり、課題が残ったためC評価とし、外部評価でも同様の評価となったところであります。この評価を受けまして、当該事業について名寄市移住促進協議会としてさらなる見直しの検討を進めた結果、お試し移住住宅は令和2年度をもって廃止することとなりました。この廃止に代わるものとしては、昨年度より実施しております移住体験ツアーの取組を継続して行っております。2泊分の宿泊費助成を行い、移住に際して必要な情報収集や地域住民との交流など個々のニーズに応じて受入れを行い、移住や関係人

口の創出につながるよう取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からまず大項目1の小項目3、雇用の創出と人材の確保に向けてについて申し上げます。

ハローワーク名寄管内の雇用情勢について、本年4月の月間有効求人倍率は前年同月比0.19ポイント増の1.27倍で、北海道の0.91倍を上回り、引き続き求職者に対し求人数が上回っている状況が続いております。職業別では、特に建築、土木、測量技術者、建設土木作業員など建設関係のほか看護、介護分野で人手不足の状態が続いており、一方で一般事務員など事務的職業が恒常的に低い状況となっているなど業種によるミスマッチが生じております。本市では、これまで中小企業振興条例に基づく補助事業の支援メニューにおいて中小企業の人材育成、確保を支援してきたところです。これまでの支援メニューでは、人づくりとして人材育成を中心に支援してまいりました。支援メニューにつきましては、（仮称）名寄市商工業振興基本計画の策定に併せ、名寄市中小企業振興審議会及び検討部会での御意見を踏まえて見直すこととしており、その中で人材確保の観点についても議論をいただいているところでございます。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約に関しては、市、会議所、商工会、北海道、国の関係機関で構成する対策本部として5月6日、総合的な相談窓口を市産業振興室、名寄商工会議所、風連商工会の3か所に設置いたしました。この相談窓口は、王子マテリア株式会社、関連会社及び取引先企業や従業員の転勤などに伴う家族の住居や学校、高齢者の介護など幅広く対応するもので、雇用に関する相談があった場合には対策本部の構成員であるハローワークを紹介するなど連携を図っております。引き続き丁寧な相談対応に努めてまいります。

次に、大項目2の小項目2、市内経済への支援策について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、昨年来国や道から給付金の支給や融資制度など様々な支援がなされてきたところです。本市としてもこれまで新型コロナで影響を受けた中小企業への融資制度の創設や売上げが減少した中小企業等に対し総額3億円を超える給付を実施したほか、市内の消費喚起のため販売総額5億円を超えるプレミアム付商品券を発行し、その時々状況に応じて支援してまいりました。中小企業の経営者から経営の維持や雇用の維持について一定の効果があったと評価されているところでございます。しかしながら、本年4月からの新型コロナの感染拡大により北海道に対して5月16日から31日まで緊急事態宣言が発せられ、さらにその期間が6月20日まで延長される状況となりました。国では、道内外の緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置地域の休業や時間短縮、不要不急の外出の自粛などの影響を受け、売上げが50%以上減少した中小企業等に対し4月から6月の間法人に対しては月額上限20万円、個人事業主へは月額上限10万円の月次支援金を給付することとしております。道では、5月16日以降で、遅くとも18日以降営業時間が午後8時以降に及ぶ飲食店等が酒類の提供を午後7時まで、テイクアウトを除く営業を午後8時までに短縮、または休業した場合には売上げの減少に応じて1日当たり2万5,000円から7万5,000円の支援金を給付することとしています。

本市といたしましては、さきの経済建設常任委員会で御説明したとおり、2つの支援策を検討いたしました。まず、道の支援金の対象とならない営業時間が午後8時までの飲食店や国の月次支援金の対象とならない売上げの減少が50%未満の中小企業等もあることから、ウィズコロナに向けた感染防止対策の徹底を促し、経営維持や雇用の継続に資する支援金でございます。次に、市内中

小企業等が新型コロナ感染防止対策としてキャッシュレスやオンラインサービスなど非接触サービスの導入に係る経費の50%を50万円を上限に補助するというものです。これら2つの支援策を今定例会最終日に提案させていただきたいと考えております。

次に、大項目2、小項目の3、ウィズコロナの時代に求められる施策について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民の皆様は感染予防を実践し、生活スタイルを工夫、改善しながら暮らしています。日常生活を以前のように戻すためには、速やかにワクチン接種を完了させ、集団免疫を獲得することが必要です。健康を維持するためには日頃の生活リズムを崩さず活動することが重要であることから、市民の活動拠点となる公共施設は3密を回避しながら利用をさせていただいております。ただ、現在は屋外施設は利用を再開しましたが、屋内施設は臨時休館をしております。ウィズコロナでの経済活動につきましては、感染防止対策を徹底した上で地域経済を回すために必要な施策に取り組むことが重要であると考えておまして、そのためには市と名寄商工会議所、風連商工会とも連携し、市内経済状況の把握に努め、金融機関の意見を伺うとともに、国や道の施策などを注視することが重要です。新型コロナウイルス感染症が終息しない状況下においても感染リスクを軽減させながら今後も引き続き市民の生活や健康並びに市内経済活動を実施していくための取組や支援を検討し、対策を講じてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目1の小項目4、デジタル推進担当の役割と機能についてお答えします。

国は、令和2年12月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル社会の目指すべきビジョンとしてデジタ

ルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を示しました。また、このビジョンの実現のために住民に最も身近な行政を担う自治体は重要な役割を果たすものと位置づけ、自治体DX推進計画を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、着実に取組を進めるよう方針を示しました。

本市におきましては、これら国の動向を踏まえまして、本年4月の組織機構の見直しの中で各種業務のデジタル化を総合的に推進し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、総務部分にデジタル推進担当を設置しました。御質問のあったデジタル推進担当の具体的な役割と機能についてであります。まずは国が示す重点取組事項に沿って取組を進めたいと考えており、今年度は重点取組事項6項目のうち主に3項目を中心に事業を進める考えています。まず、1つ目は情報システムの標準化、共通化です。住民基本台帳や税などの基幹系システム17分野について国が目標とする令和7年度までのシステム標準化、共通化に向けて取組を進めます。2つ目は、行政手続のオンライン化です。市民の皆さんがデジタルによる利便性の向上を実感、享受できるようマイナンバーカードの普及も併せてオンライン手続を可能にするよう取組を進めます。3つ目はAIやRPAの利用促進であり、特に基幹系システムと連携した取組を進めます。いずれにしても、これらの取組はスタートしたばかりであり、一気に進むものとは考えておりません。市民の皆様がデジタル社会を享受できるよう地域におけるデジタル化や職員の意識改革も含めて様々な取組も一步一步進めてまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは、大項

目2、ウィズコロナを見据えた施策について、小項目1、ワクチン接種の対応と今後の見通しについてお答えいたします。

65歳以上の高齢者のワクチン接種人数につきましては、6月15日現在、1回目の接種者が5,031人で、2回目の接種者は1,244人です。接種券発送者数9,142人に対する1回目の接種者の率は61.82%となっております。高齢者の2回目のワクチン接種の完了につきましては7月30日を予定していますが、現在の予約状況を見ると若干早まる可能性があります。64歳以下のワクチン接種につきましては、6月下旬には接種券を発送する予定です。なお、12歳から15歳の方はシステム改修後速やかに発送いたします。初めに、基礎疾患を有する方を高齢者の予約状況を見ながら早ければ7月中に接種を開始したいと考えております。次に、年代を3つのグループに分け、7月20日頃から年齢の高いグループ順に予約受付を開始して、8月2週目頃から6週間かけて2回の接種を完了するスケジュールを検討しております。ただ、ワクチンにつきましては高齢者分は確保できていますが、64歳以下はワクチンの供給状況によりスケジュールが変更になる場合があります。今後も医療機関の協力をいただきながら速やかにワクチン接種が進むよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれの項目で丁寧な答弁をいただきました。確認も含めて改めて質問させていただきたいというふうに思います。

1点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進ということで、人口の減少についてお話を伺いました。当初設定した人口、国勢調査の人口というふうなことでの、当初は若干それよりも上回ったけれども、今回の部分は策定時より下回っているというふうな御答弁をいただいたかなというふうに思います。人口の推移の内容についても私も

合併以降ちょっと最近までの実態を調べさせていただきました。先ほども答弁いただいたように、2006年、平成18年3月の合併のときの人口3万1,212人、この10年後の平成28年3月の人口2万8,280人です。この10年間で2,932人の減少、9.39%の減少率、先ほど部長のほうでもお話がありましたように、この2,932人のうち自然減が818人、社会減が2,114人、自然減が全体の28%と。今回まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、平成27年に策定されて、それから今年度までの部分改めて確認をしました。先ほど壇上でもお話しさせていただきましたように、今年の3月末が2万6,708人というふうなことで、この6年間で2,018人減少しております。この2,018人のうち自然減が799人、社会減が1,219人、自然減が40%と。前回、その前の10年よりも大幅に増えていると。今の2015年に比べて1,759人、減少率は6.1%、緩和はされている。単純に、年数も違うので、比較はできないのですが、ただ先ほど部長もちょっとお話がありました自然減が100人ぐらい、年間大体300人ぐらい減少しているというようなお話を伺ったというふうに思います。やはり自然減が18年からの10年間で全体の20%、今回平成27年から見てみると40%と大きく増えていると。逆に社会減が減っているというふうな内容になるのですが、ここの部分で実際の総人口に与えてきた影響といいますか、その辺をどういうふうに考えているのか、あるいは今後の見通しも含めて考え方をもう一度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 一通り我々も人口のこれまでの推移というのは分析をさせていただいた中で、壇上でもちょっと説明をさせていただきましたけれども、近年特に感じるところは子供の生まれてくる数がやはり極端に減ってきてい

るというのが現状なのだというふうに思います。平成20年全般の頃は平均して子供たちが250人前後コンスタントにこの名寄市でお生まれになってということの子供たちの数が今200人いくのが大変というということで、圧倒的に子供たちが生まれてくる数が減ってきているのだろうということなのですけれども、名寄市のポテンシャルとして、推進というか、応援していかねばいけないのかなと思うのは、少ないながらも近隣の道北の圏域の中で見ても生産年齢人口、特に若い世代がまだ定着していただいているといったようなところ強みもありますので、しっかりとここで安心して、やはり子供たちを産み育てていただくような環境の整備というところも非常に今後も引き続き重要な施策になってくるのかなというふうに考えておりますし、今年も安心して育てていただけるような環境ということで子供の遊び場等も着手しながら、いろいろな面で環境の向上に努めていかなければならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 出生数の減少ということで、今部長お話しになったように、平成19年、年間294人だったのが、平成31年、219人、今お話あったように、令和2年からは169人と。200人を切っていると、そういう実態の部分、そのことの対策だとかというのも今御説明をいただいたところです。今回いろんな人口と併せて高齢化率、これもちょっと調べてみました。合併当初の高齢化率というのは平成18年25.12%、平成27年に30%、30.44という数字になっている。今年3月では33.11、一方世帯数なのでですけども、平成18年は1万4,523世帯、世帯人数は2,177人、令和3年は1万4,259世帯で世帯人数は1,877人、この16年間で人口とは違って世帯数は264ということで大きく減少はしていない。このことは、

一方核家族化が進んでいるのかなというふうにも読み取れるのかなというふうに思います。人口ビジョンの策定のときに2045年の高齢化率が33.6%という計画になっておりました。今年の3月が約20年後のこの数字にほぼ近い数字に高齢化率、なっております。今お話にもございました策定時以降の年少人口、あるいは生産年齢人口、いわゆる人口構造の推移、この辺をどういうふうに押さえられているのか、改めてちょっとその辺お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 構成というか、年齢構成の予測という考え方ですけれども、後期高齢については若干多分増える要素があるということでもありますけれども、高齢化というのは今これから減少傾向に転じていくといったような年齢構成になってくるというふうに推計しております。ですので、先ほど申し上げたとおり、やはりしっかりと次の世代を担っていただくところの人口をここで増やしていかなければならないといったところが今後非常に重要なところに入ってくるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 恐らく全体が増えない、パイが増えていかない中で高齢化率の部分も今お話にあった形なのかなと。いずれにしても、やっぱり次の世代担っていく人の構造、その部分をいかに育てていくのかというのが大切なのかなというふうに思います。先ほど部長からもお話ありました人口減少対策に向けて保育事業、子育て環境の整備だとか、あるいは住民の健康寿命を延ばした幸せ、幸福度を高めるまちづくり、今進められるというふうに思っております。時間の関係もあるので、ここの部分で加藤市長に改めてお伺いをしたいと思います。

人口の将来展望、目指すべき姿というふうなことで、周辺市町村との広域連携を拡大をしていく

だとか、あるいは日本の、名寄市の先ほども言いました公立大学の優位性を生かした取組をしていくというふうなことで進められておりますけれども、よくやっぱり人口減少に特効薬はないというふうな言われ方もします。人を増やそうという発想ではなくて、人が減る中でどういうふうな社会をつくっていくのかというふうな考え方も一方では必要でないのかなというふうに思いますので、改めて加藤市長の考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 現在政府のほうでも経済、財政の骨太の方針の中で4つの大きな柱を打ち出しをしているところでありますが、グリーン、デジタル、そして少子高齢化に向けた子育て支援の対応と分散型地域社会の構築だったかな、この4つの柱ということで、これまさに今コロナ禍の中で改めて大きな社会の転換期に来ている中で一つ地域の中でもある意味では大きな転換期、あるいはチャンスの時期にも来ているのではないかとこのように思っています。改めて一定の人口を確保していくということは、国力や地域力を維持していく上でこれやっぱり重要でありますので、ここはしっかりとできる対策をしていくことが重要であるというふうに思います。その中で、よりこの地域の優位性を生かした様々な取組もしていく必要があるのではないかと。名寄には大学あったり、病院があったり、こうした地域をしっかりと支えていく大きな重要なインフラもありますので、ここをしっかりと守り、そして一方で地域の連携をしっかりとさらに強めていくことで名寄市だけでなく、広域の連携を強化をし、地域全体で安心、安全な人口の減らない社会をつくっていくということが大変重要なのではないかとこのように思います。いずれにいたしましても、議員がおっしゃるように、大きな特効薬はない中でできるだけ人を減らさない、あるいはこの地域で残って、あるいはこの地域でいろんな活動していく、さらにこ

の地域で子供を育て、この地域で教育をしたい、そうしたことをしっかりと進めていく中で、できるだけこの地域に活力を持って、そしてこの地域に人口減らさない施策と、さらには、人口がそうはいっても減っていく中で横のつながりというか、今お話しいただいた広域連携だとか、あるいは地域の中でのコミュニティーをさらに醸成していくという横のつながりをしっかりと大事にしていくと、この2つをやっぱり押し進めていくということが重要なのではないかとこのように思っています。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今までの施策に加えて、今御説明をいただいた内容でさらに推進を進めていただきたいというふうに改めて要望しておきたいというふうに思います。

雇用の創出と人材の確保というふうなことで先ほど答弁をいただきました。人材育成を中心に中小企業等支援をされているというふうなことでの内容、それから王子マテリアの関係についてもお話をいただきました。この中で改めてお伺いをしたいのですけれども、今コロナ禍にあってテレワークなど、地域にある面では潜在能力が高まったというふうなことがよく言われるのですけれども、実際本市の場合どういうふうな受け止め方をされているのかという考え方についてちょっと1点お伺いをしたいのと、あと王子マテリア、先ほどお話がありましたハローワーク、市、会議所、商工会というふうなことで、事情のある方についてハローワーク等紹介をするというふうなことだという答弁をいただいたかと思うのですけれども、現状どういうふうに具体的に進めようとされているのか、支障のない範囲でお答えを、御説明をいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私のほうからテレワークの関係のお答えをしたいというふうに思います。

今年国、道と連携して実施しているUIJTア

ンの促進、地方の担い手不足対策のための移住支援金事業の対象にテレワークが、テレワーク移住が追加されております。この要件としては、所属先の企業からの命令ではなくて、自己意思により移住し、所属企業の業務を引き続き行うことということが要件となっております。本市においても対象となるよう要綱の整備を行いまして、周知のほうさせていただいているところであります。このテレワークの普及から転職なき移住、これを現実的なものとして期待しているところであります。取り組んでおりますが、一方都市圏の方がテレワークを行う場合の実際のニーズとしては移動距離やコスト、コロナ禍の状況を考慮すると、まだ首都圏近郊、こちらのニーズが高いというような状況になっておりました。そういうこと踏まえまして、テレワークのみではなくて、今取組としては名寄の自然環境を生かしたパッケージとセットにしたいいわゆるワーケーションの受入れができるように検討しております。このワーケーション推進するにはやはり仕事していただく環境ということでWi-Fiの環境の重要性も認識しているところであります。実際に今後受入れを努力させていただいて、受入れ実績をつくって、見えてくる課題もあると思いますので、しっかりと整理しながら今後もPR等含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは、王子マテリア名寄工場の相談窓口に関して答弁させていただきます。

5月6日の日に開設をさせていただきましたが、今のところ相談件数としては1件いただいております。今後いただいた相談におきましては、先ほど答弁させていただきました様々な御相談をいただくとお思いますので、相談に応じた機関ですとか団体等を紹介させていただきますが、例えば就職相談等あった場合にはハローワークとも連携して

おりますので、ハローワークと連携した中で紹介させていただくとか、そんな形で相談を受けていきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) テレワークの内容について、確かに地域だけではなくて、そこに来ていただくための環境整備というふうなことで進められているということで、積極的な対応をお願いをしたいというふうに思います。

王子の関係については今1件あるということで、実際にはこれからいろいろな具体的な形になってくるのかなというふうに思います。せっかくそういう対応の窓口をつくっていただいたので、より積極的に対応推進をお願いを申し上げたいというふうに思います。

あと、デジタル推進の関係、先ほど総務部長のほうからお話、3点、6項目のうち3項目進めているというふうなことで、いずれにしてもこれからの取組なのかなというふうに思います。先ほど部長もお話ございましたように、デジタルというどうしても高齢者の方が苦手意識だとか、自分も含めてですけども、できるだけ市民の方全員にやっぱりよさが実感できる、先ほどもお話ありましたそのような、あるいは条件が不利な地域におけるデジタル技術を活用したサービス、全体に行き渡るといふようなことは先進地の事例も含めて今後取組を進めていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、ウィズコロナを見据えた施策ということで、ワクチンの関係、先ほど小川部長からお話をいただきました。65歳以上の今の接種状況、15日現在の状況についても御説明をいただきました。2回目が一応7月30日をめどですけども、若干早まるかもしれないと。それから、64歳以下については6月下旬に接種券を発送して、年齢の高い順、グループ分けをしながら進めていかれるというふうなことで御答弁があったかなというふうに思います。今回ワクチン接種、スタートの

時点、いろいろと苦情だとかというのがあったと思いますけれども、その都度しっかり対応していただいて、あるいは私も何名かの方にお話を伺ったのですけれども、子供、あるいはお孫さんにラインでやっていただいたとか、あるいは近所の若い人がお手伝いをしていただいたとかというふうなこと、当然行政のほうも窓口対応、すぐに柔軟な対応をしていただいたということで、まさに本当に走りながらのいろんな対応に敬意を申し上げたいというふうに思いますし、今実際ワクチン接種をされている医師、看護師、スタッフの方、本当に日々努力をされている、非常に大変な業務に携わっているということについては感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。そのことを踏まえてですけども、先ほどもちょっと部長のほうからありました基礎疾患を有する方ということで、今月広報でそれぞれ各家庭に配布をされたというふうに思いますけれども、現在の受付の状況とこの方のワクチンの接種時期、これいつ頃を目指しているのかと。先ほど部長の中で64歳以下の接種に実際該当される方、これはあくまでも強制ではないので、全員受けるとは限らないのですけれども、何名ぐらいで、グループ分けを実際にどういうふうに具体的に今検討されているのか、その内容についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) まず、基礎疾患につきましては、今回ウェブによる受付と郵送ということでやっておりまして、昨日現在でウェブが約600件ほど、郵送の数ちょっと今手元にないですけども、100件ほどあるかと。700名ほどの申請が来ているかなというふうに思っております。この方の接種については、ちょっと今スケジュールをいろいろ調整しておりますけれども、7月11の週、というのが高齢者1回目打ちますと8月にかかっているのです、この週を空けるのです。ということで、ちょっと空いている

日を想定しながら今調整をしているところであります。

それと、グループ分けの関係ですけれども、12歳以上でいきますと人数は約1万5,000人ほどいます。その中で先行接種なり職域も含めて、医療従事者等々もう接種終えている方もいますので、そういった方も勘案しながら3つのグループに分けて、そのグループ分け、人数、最終的な調整中でありまして、例えば50歳から64歳とか、その次40歳から50歳とか、大きなグループに分けて、そこはちょっと人数を調整して、今調整中でありまして、いずれにしても3つのグループに分けながら、そして年齢の高い順に予約開始日を設定して、順次予約ができるように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 接種の関係、今3つのグループに分けてということで御説明いただきました。接種券が64歳、6月下旬に発送されるというふうなことで、64歳以下の方で結構名寄に現住所があって、地方で働いているだとか、あるいは地方にいて、名寄市に住まわれている方だとか、いろいろな方いらっしゃると思うのですけれども、当然大学生も含めてだと思ふのですけれども、この方々の対応、どういうふうに検討されているのかと併せて、今企業だとか、それから大学だとかというふうなことで、それから名寄市にあっては学校、障がい者施設、いろんなところがあると思うのですけれども、職域での接種についてどのように今お考えになっているのか、検討されているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 御質問ありました名寄市に住民登録があって、ほかのまちに居住している方、また逆のパターン、ほかのまちに住民登録をしてあって、名寄に居住している方、

特に大学生とか多いのですけれども、そういった方につきまして基本的には名寄に居住、それぞれの居住地で接種ができる体制を国で進めておりますので、名寄市に住民票がなくて居住している方につきましては名寄市で責任を持って接種をしたいというふうに思っています。ただ、そのときに各自治体で発行した接種券があるのが一番スムーズに接種ができる状況にはあります。ただ、各自治体によって今接種券の発行についてはいろいろ時期についてはばらつきがありますので、基本的には接種券がまず届いていなくても本市においては接種をしながら、後ほどそういった時点ですぐ速やかに提出をいただいて、事務処理をするという、そういった対応も含めていきたいというふうに考えております。各自治体でも先行接種でいろんな学校施設、いろいろな方が始まっていますので、そういった面で本市においても今月下旬、速やかに接種券を発行するように今準備を進めているところであります。

続いて、職域、大学接種についてですけれども、国においてはワクチンの接種を加速化するということで、大企業や大学での接種を推進しております。本市におきましては、名寄市立大学については教員で医師の免許、看護師の免許を有する方がおられますので、学内のほうで職域接種が可能という状況がありまして、実は国のほうに申請をいたしまして、承認を受けているところであります。また、接種時期につきましてはワクチンの供給スケジュールがまだ決まっておらず、決定はしていませんけれども、申請時においては6月28日の週に1回目、そして7月26日の週に2回目というスケジュールで申請をしているところであります。そのほか、一応1,000人規模と言われていますので、なかなか大きな事業所とかはありませんので、そういった意味で商工会議所などの上部機関のほうで中小企業、取りまとめて、集団職域接種ができないかといういろいろな会議等も開かれて、本市においてもいろいろ検討されて

いるようでありますので、そういったお店に市としても関わりながら、可能であればそういった対応もしていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、市が行っている集団接種と職域接種、並行して進むことによってよりワクチン接種が加速化できますので、そういう取組に連携しながら体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

誰一人取り残さない情報の提供について外2件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で3点にわたり質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、誰一人取り残さない情報の提供について、小項目1、情報発信における行政の役割についてお伺いいたします。コロナ禍における生活が長期化してきている中、ワクチン接種の予約受付に関わって様々な課題が浮き彫りになりました。その一つに情報の提供方法があると考えています。災害時においても迅速かつ正確な情報を発信し、住民の命と財産を守ることは、行政の重要な役割であります。名寄市における防災ラジオ等情報発信ツールの活用状況についてお伺いいたします。また、他の自治体においては防災とコミュニティ機能の両面を目的とし、防災行政無線等行政端末を設置し、様々な活用がなされています。防災行政無線設置についての本市の考え方についてお伺いいたします。

次に、小項目2、高齢者への支援策について、ICTに触れる機会や環境の提供についてお伺いいたします。ホームページや公式ラインを活用することができれば、必要な情報をより便利に入手することができます。しかし、市民全員がその環境下にあるわけではなく、特に高齢者にとってはなじみのない方もいらっしゃいます。環境を持た

ない場合であってもホームページから情報が入手できるように拠点となる公共施設にICT環境を整えることが必要であると考えますが、機会の提供に関する考え方についてお伺いいたします。また、生涯学習機会を活用した支援策について、本市でも様々な形態による生涯学習機会が設けられ、積極的な活動が展開されていることから、パソコン操作に関する学習機会の提供はさらなる生涯学習につながる有効な支援策であると考えます。見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、児童生徒の安全、安心を担保する環境整備についてお伺いいたします。少子化が進む中であって、児童生徒の安全、安心を守り、健やかな成長を促すことは親だけに課せられたものではなく、社会全体の役割であると考えています。そこで、環境整備についてお伺いいたします。

小項目1は、通学における安全対策についてであります。少子化が進む中、一人で長い距離を通学する児童生徒の実態について、スクールバス利用や遠距離通学の対象となっている児童生徒の実態についてお伺いいたします。また、自転車通学をする児童生徒の安全対策についてどのような配慮がなされているのかお伺いいたします。

次に、小項目2、安全、安心な放課後の環境についてお伺いいたします。コロナ禍による緊急事態宣言のさなかはもちろんのこと、この後も感染症予防を徹底する新しい生活スタイルが求められます。子供たちは窮屈な学校生活を余儀なくされていますが、放課後の活動も以前のように遊び回れず、制限されています。子供たちの心身の健康状態が懸念される場所ですが、学校生活における不具合の訴えがないか、また安全、安心な放課後の環境維持に向けた取組についてお伺いいたします。

最後に、大項目3、名寄市内高等学校の再編、統合についてお伺いいたします。今月1日、北海道教育委員会から市内2高等学校について公立高校配置計画案が示され、その翌日、新聞報道によ

りその情報を知ることになりました。

そこで、小項目1、道教委から示された公立高校配置計画案の詳細について、その具体的な内容についてお伺いいたします。また、示された計画案に対しての名寄市の受け止めについてもお伺いいたします。

小項目2、魅力ある高校創造を目指した今後の取組について。市内中学生の進学先が市外に流れている現状を踏まえ、子供たちにとって魅力ある高校創造に向けどのようなアプローチをかけていくのか。また、教育都市を宣言している名寄市として、市民を巻き込んだ高校創造に向けどのような取組にしていくのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 山崎議員からは大項目3点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2と大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、誰一人取り残さない情報の提供について、小項目1、情報発信における行政の役割についてお答えします。まず、災害時における情報発信の状況についてでございますが、市からの情報発信の手法については携帯電話、スマートフォンへの緊急速報メールや緊急告知ラジオを活用するプッシュ型配信のほか、Lアラートを活用してテレビのテロップへの情報表示やSNS機能を活用し、ホームページやフェイスブックなどで情報を発信しております。昨年7月からは携帯電話を保有していない方、または携帯電話にメール機能を有していない方への新たな手法として名寄市防災情報配信システムを導入し、自宅の電話、ファクス番号を事前登録することで情報発信することも可能となりました。また、緊急速報メールは利用規約において生命に関わる緊急性の高い情報として配信項目が定められておりますので、そのほかの情報については名寄市公式ラインを活用して情報発信ができる状況となっております。

次に、防災とコミュニティー機能の両面を目的とした行政端末の設置についての考え方についてですが、御質問の行政端末の設置については、同報系無線の戸別受信機を各御家庭に設置する考えということになるかと思えます。現在市には同報系無線の設備はありませんが、過去に同報系無線や移動系無線の導入について議会でも議論された経緯もございますので、導入についてこれまでも調査研究を進めておりました。同報系無線の活用については、屋外へのスピーカーでの周知や戸別受信機を活用した屋内への情報伝達となります。本市で想定される災害では水害が一番リスクが高いものとなりますが、屋外スピーカーは大雨時には効果が薄いことなども指摘されていることや戸別受信機を全戸配布した場合の管理方法についての課題、導入に係る費用が非常に高額となることなど費用対効果も含めて考え、同報系無線の導入ではなく、より効果的に住民周知ができる手法を模索し、情報伝達手段を多様化することとしております。現状では、先ほど申し上げました名寄市防災情報伝達システムの導入やSNSを活用した手法など、少しずつではありますが、情報伝達手段が多様化されているものと考えております。

また、コミュニティー機能については今後の運用とはなりますが、民放テレビの地デジ広報サービスを利用して市からの情報を発信し、視聴者にリアルタイムで情報を提供できるサービスの導入を進めております。

災害時の情報については、市からの情報発信は重要であり、迅速かつ正確な情報を配信するよう努めてまいります。住民自らも命を守るために情報を得ることも必要となりますので、今後とも自助力の向上につながるような取組を推進してまいります。

次に、小項目2、高齢者への支援について、初めにICTに触れる機会、環境の提供についてお答えいたします。国ではデジタル社会の到来を見据え、デジタルの活用により一人一人のニーズに

合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化といったビジョンを示しており、本市においてもいわゆるデジタルディバイド対策を取りながら本市におけるDXの取組を進める考えでございます。今回御提言のあった公共施設におけるICT環境の整備については、平成15年に複数の公共施設に端末を設置し、ホームページなどを閲覧するブースを設けましたが、ほとんど利用がない状況が続いたため各施設の意向も確認し、端末の老朽化に併せて撤去いたしました。また、撤去以降も端末の再設置の要望はありませんし、このコロナ禍において不特定多数が使用する端末を設置することは望ましくないことから、現状で整備する予定はありませんので、御理解いただきたいと思っております。

なお、高齢者への情報伝達の手段としては、総合政策部の広報担当において高齢者の参加が多く見込まれる出前トークの介護予防メニュー時などにスマートフォンによるラインでの情報収集の手順等について説明する機会を設けるとともに、先ほども申し上げましたが、パソコンやスマートフォンを利用しない方でもテレビで簡単に自治体の情報を入手できる民放テレビの地デジ広報サービスへの加入手続を進めているところです。この地デジ広報サービスの活用により、ほとんどの方が自宅において市が発信する緊急時や災害時、加えてコロナウイルス関連の情報などをリアルタイムで入手することが可能になります。今後とも高齢者を含むデジタルディバイド対策について庁内関係部局や関係団体とも連携し、議論を深めてまいりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、高齢者を対象としたパソコン操作に関する学習の機会につきましては、行政が直接行っているものはございませんが、風連地区で開校している高齢者学級、風連瑞生大学ではクラブ活動の一つとしてパソコンクラブがあり、17名の学生が講師の指導の下、年間18回程度インターネッ

トの検索の仕方、SDカード等への取り込みの仕方など基本的な操作方法について学んでおります。パソコンの操作に触れる機会が増えると様々な情報に触れ、スマートフォンの操作への応用にもつながり、学生の方々からは日頃の学習の成果から今回の新型コロナワクチン接種の予約についてもスムーズに行えたと聞いております。国におけるデジタル庁の新設など、私たちの日々の暮らしの中におけるICT化が今後ますます身近なものになっていくものと考えます。そのため、まずはピヤシリ大学も含めまして学生の皆さんからパソコンの使い方などに対するニーズや意見を伺い、それらを参考にし、今後の学習の機会の提供について研究していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、まず初めに大項目2、児童生徒の安全、安心を担保する環境整備について、小項目1、通学における安全対策についてお答えいたします。

まず、御質問のありました遠距離通学している児童生徒への対応ですが、本市におきましては、統廃合した学校を対象に6つの路線でスクールバスを運行しております。さらに、学校までの通学距離が長く、スクールバスを利用できない児童生徒に対し遠距離通学に対する助成に取り組んでいるところです。スクールバス6路線の利用状況についてであります。令和2年度においては小中学生合わせて約60名が利用しており、利用者の中で学校と家との最も遠い距離は約15キロメートルとなっております。

次に、遠距離通学に対する助成であります。小学生については4月から9月までの前期が4キロメートル以上、10月から3月までの後期が2キロメートル以上、中学生については前期が6キロメートル以上、後期が3キロメートル以上の距離を通学する児童生徒が対象となっており、これを基準に公共交通機関やデマンドバス、自家用車

等で通学する場合にその経費に対し助成を行っているところです。令和2年度の実績では、小中学生合わせて36名に対して助成しており、スクールバス利用以外の遠距離通学者はこの助成制度を利用しているものと考えております。

次に、自転車通学に対する児童生徒への対応ですが、小学校においては基本徒歩通学となっております。ただし、一部の小学校において安全に登下校できるよう対象学年やヘルメット着用、自転車器具の点検、登下校時の寄り道禁止、定期的な安全指導などのルールを定め、自転車通学の許可を行っております。中学校では、基本的に自転車通学が可能ですが、交通安全ルールの遵守、自転車の点検整備、交通安全指導、許可申請などそれぞれの学校のルールに基づき自転車通学を許可しております。また、本市では、全児童生徒を対象とした交通安全教育を取り組んでおります。小学校においては、新1年生の入学に併せ、名寄警察署の協力を得ながら基本的な交通ルールやマナーを身につけるための交通安全教室を実施し、実際に自転車を使用し、安全な乗り方等について子供たちに指導をしております。中学校においても小学生同様自転車の乗り方のマナーや注意事項、さらには万が一の事故に対する対処法などの交通安全指導を毎年実施しているところです。今後教育委員会においては児童生徒が交通安全教室などを通じ歩行者として、また自転車の利用者として必要な知識や技能を身につけ、安全に通行するための意識や能力を高めていけるよう小中学校や関係機関と連携しながら交通安全指導の充実に努めていきたいと考えております。

次に、小項目2、安全、安心の放課後の環境についてお答えいたします。現在学校から新型コロナウイルス感染症に直接起因した児童生徒の心身の不調等の報告はありませんが、本市においても新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、全ての児童生徒が感染症に対して様々な不安を抱えていることを前提に一人一人に応じた心の

ケアに努めることは極めて重要であると考えております。このため、学校には児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、適切に対応するようお願いしているところです。また、安全、安心な放課後の環境についてであります。国では北海道に緊急事態宣言を発出し、より一層の感染予防対策に取り組んでおります。この影響を受け、名寄市においては屋内の公共施設が臨時休館となっているため、いましばらく利用することはできません。ただ、公園や各小中学校のグラウンドなど屋外の公共施設については6月5日より利用可能なため、児童生徒の皆さんには感染予防対策をしっかりと守りながら少しでも体を動かし、元気よく学校生活を過ごしてほしいと願っております。教育委員会といたしましては、学校にはこれまでの感染症対策の徹底を図るとともに、感染リスクはゼロにならないことを前提に放課後など近くに大人がいない場面においても児童生徒が感染症を正しく理解し、自ら適切な感染対策を取ることができる指導の一層の充実を図るようお願いしてまいります。

続いて、大項目3、名寄市内高等学校の再編、統合について、小項目1、道教委から示された公立高校配置計画案の詳細についてお答えいたします。北海道教育委員会は今月1日に高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業生数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校、学科の配置や規模の適正化を図るため、令和4年度から6年度までの高校配置の計画、いわゆる公立高等学校配置計画案を公表しました。この配置計画案では、名寄高校及び名寄産業高校の再編、統合する新設校について生徒の進路動向や学校、学科の配置状況、地元の要望などを勘案し、募集学級数を普通科4学級及び情報技術科1学級の合計5学級とするとともに、生徒の多様な興味、関心や進路希望等に応じた主体的な学習が可能となるよう両学科へ単位制を導入すること、また新設校の校舎は現名寄高校の校舎を使用することとい

った具体的な方向性が示されたところです。本市においては本年4月15日に道教委へ名寄高校と名寄産業高校の再編に係る新しい高校の配置について要望を行っておりますが、今回示された計画案にはそうした要望内容を勘案していただいたことと受け止めているところです。

次に、小項目2、魅力ある高校創造を目指した今後の取組についてお答えいたします。魅力ある高校創造に向けたこの間の取組として、名寄市内高等学校在り方検討会議の下部組織として令和2年8月に名寄市内高等学校魅力化推進委員会を設置し、中学生や保護者に対し市内高校の魅力について情報発信を行ってきているところです。例えばフリーペーパーでの高校特集記事の掲載や名寄高校のパンフレット作成などを行うとともに、名寄高校、産業高校のOBから中学生に対しての高校説明会の開催、両高校の校長と市長との座談会開催などを行ってまいりました。本年度においては、魅力化推進委員会に名寄市内高等学校魅力化コーディネーターの配置や両高校のPTA役員、学校評議員の方々にも魅力化推進委員会へ参画いただき、将来の高校のコミュニティ・スクールの母体となるよう組織力を強化するとともに、様々な事業の実施と情報の発信により地域から今まで以上に魅力ある高校となるよう取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

最初に、大項目1に関わってであります。実は行政端末、情報提供については平成28年の3定のときにも一般質問をさせていただいている経緯があります。その際、調査研究していくという御答弁もいただいているところでもあります。それから5年にはなりません、おおよそ5年近い時間が流れておりますので、この間名寄市として対応していただいた、改善された情報提供について

再度お答えいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員のほうから平成28年でしたか、御質問をいただいたということで、調査研究するという答弁であったと思っております。それ以降でございます。当然議員おっしゃいますとおり、行政無線といいますか、大事なツールでございますので、それにつきましても例えば予算査定時ですとか、そういう中で整備の議論はさせていただいたというところがございます。ただ、やはり先ほど答弁もいたしました、整備に多額の費用を必要とすることですとか、水害があったときに外の、聞こえづらいたとか、そういう御指摘もあるだとか、あと初期費用だけではなくて維持管理もあろうかと思ったり、更新も出てくるだろうということも含めると、ちょっと見送られたという経過がございます。28年の答弁もあったと思っておりますけれども、様々なものを活用して情報提供に努めていきたいという部分ありまして、先ほども防災情報配信システムですか、これが昨年新たに実施したということで、今運用から1年経過して、まだ120件ではございますけれども、少しずつではありますが、登録者が増えているという状況でございます。今年度についても広報等で周知していこうと考えております。また、まだ運用していませんが、先ほども答弁させていただきましたけれども、民放テレビの地デジ広報サービスにつきましても、あれ5本ですか、5本最新の情報を広報担当のほうで入力するとそれがテレビのほうに反映されるというところでありまして、基本的に地デジ放送が見られる方は見られるのではないかとこのところなのですけれども、名寄市は登録は、まだ運用されていないのですが、ほかの運用されている自治体の情報なんか見ますとイベント情報ですとかコロナのワクチン接種の予約の時期だとか、そういうのにも活用されているところもありますので、そういうのも今後も活用していきたいと思っておりますし、今後デジタル化、先ほ

ど東川議員のところでもありましたが、どんどん進んでいくと思いますので、様々な手法を研究しながら情報伝達に努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） いろんな方法についても検討しながら進めていただいているということについては理解しておりますし、ありがたいなというふうに思っています。その中で、防災行政無線、行政端末にこだわりたい気持ちがどうしてもあるのは、今回のワクチン接種に関わっての申込みのところではやはり多くの高齢者の皆さんから近隣自治体でできている、いついつどんな形で進められるのか、それが何かを自分で取りに行く、何かをつけるということではなく、行政端末から連絡が入ってくる。なぜそれが名寄市には設けてもらえないだろうかという意見といますか、質問も含めてお問合せがたくさんあったということでもあります。私もこの間ずっとこの点について、費用対効果、かなりの額が必要になってくるということは理解いたしますし、その費用捻出についても大変だということは分かっておりますけれども、やはり研究を進めていくということについて歩みを止めることはできないなというふうに思っています。ちょっと私の調査が上っ面だけかもしれませんが、インターネットで総務省のほうから出されている市町村防災行政無線の動向というページについて確認しました。北海道内の市町村防災行政無線、令和3年3月末現在ということで道内179市町村、それに対して全整備状況、市町村数で152、84.9%、これについて本市としてどのように捉えられますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 防災行政無線の設置の状況お知らせいただきました。確かに議員おっしゃるとおり、防災行政無線、特に例えば近隣町村でもありますけれども、モニターなんかついていけば文字でも情報が入ってきますから、今回の

コロナワクチンの予約の関係でも、なかなか私も電話の担当なんかをさせていただきまして、ワクチンの予約の関係でかなり御意見ですとか御指摘も受けたところがございますけれども、やはりその日の予約が埋まって、その次の予約の電話はいつから始まるのだという問いに例えばホームページですとか地元紙で情報流しますよという話ししてもいや、そんなの見られないのだわという形の御意見もいただいております、最終的には大体この日ぐらいには分かってくるから、その日にもう一回電話してというぐらいで収めたということもございます。なかなか難しい課題なのかなというところがございます。ただ、まさしくそれがあればよろしいのでしょうかけれども、それ恐らく近隣の平成20年、21年ぐらいに整備しているのかなというところなのですが、今のスマホの普及状況ですとか、そういうことを考えると、やはり、この言葉がふさわしいかどうかあれですけれども、費用対効果考えると多額の経費がかかるものですから、それ以外のシステムで何とかならないかという部分で考えているところです。ただ、この部分が例えばこれから価格が下がってきたり、そういうことも考えられますので、それについても今後も研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 費用については具体的にどれぐらいの算出をされているのか一度伺ってみたいとは思っておりますけれども、平成28年のときと今と大きく変わっているのは、このコロナ禍で光回線の敷設が令和4年2月までに名寄市内全域に完了するであろうという見通しができています。これも踏まえて、どれぐらいの金額を試算されているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほど予算査定時ですとか、そういう話しさせていただきまして、私どもが今つかんでいる価格としては平成29年に

見積りをいただいた内容でございまして、調査費用に1,000万円、同報系無線の導入の初期費用ですか、この整備工事も含めて3億6,000万円、これは屋外のスピーカーを含むものでございました。それにAMラジオ、モニターで、文字ではなくて、ラジオで音声だけの部分を全戸に配布すると想定すると、全体で大体6億9,000万円という見積りをいただいています、これがモニターだとか、そういう形になるともっと高くなるのではないかというのが想定されるところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） その金額をどのように捉えるかということも大きな議論させていただきたいところですが、コロナ禍ということももちろんありますけれども、この後雨が降ってくる、水害が予想される時期にも入ります。1年だけのことではありません。やはり防災という観点からすれば、これだけ地域が広くて、なかなか人が歩いての連絡も取りにくい状況にある本市にとってはその年、その年検討を加えていただきたいというふうに思っています。少なくとも検討を加えていただきたいというふうには思っています。そして、先ほど誰一人取り残さない人に優しいデジタルの運用という言葉が出てまいりましたけれども、これについてもやはり、行政無線を使うことによって子供たちもいろんな情報を得ることができる。入ってくるわけですから、定期的に。それを不必要と思われる方があるかもしれませんが、高齢者にとっても立ち上げなくても必要な情報が耳から入ってくるということについての利益は大きいのではないかというふうに思っています。そして、もう既に更新も終えた自治体があります。その自治体においては個別に設置されている端末の受信機そのものの内容がスマホにも入ってくるように設置されていて、例えば御高齢の御両親がその自治体に住まわれている。その子供さん方が札

幌なり東京なりで同じ情報を得ることができる。そうすると、自分の親の、高齢化社会の中で生きておられる親御さんの情報についても知ることができる。そういうコミュニティーの場面からもぜひ検討を加えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 基本的に防災行政無線ですけれども、一義的には命を守る情報伝達手段であるということが間違いないのかなと思います。ただ、今議員おっしゃるとおり、コミュニティーとか、そういう部分も今のデジタル化ですから、様々な部分で活用できるということは私どもも承知はしているところでございます。ただ、先ほど来から申し上げますけれども、そういう部分の費用の部分もありますので、そういうものの課題を一つ一つ解決しながら、違う手法もあるかと思っておりますので、そういうのもいろいろ考えながら議論を深めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 違う手法ということで、今ある現状の手法を効果的に使うということであれば、やはり先ほど申し上げたように、公共施設の中に使える端末を置いていただくということも必要かなと思っています。置いていただいていた時期知っていますけれども、使われなくなって撤去されたということもおおよそ想像はつきます。使い方が分からない方は、置いてあっても使えないのです。ですから、大がかりな、例えば2時間とか、そういう設定されたパソコン教室ではなく、公共施設の中で設置されているときに、名寄市のホームページ、本当に丁寧に毎日更新していただいています。いろんな情報が出ています。それをタッチパネル方式ですとかタッチペンを使って、感染予防にも考慮しながら立ち上げるところと何が見たいですかということでもちょっとサポートをいただけるような、そういう公共施設の中

にICT環境を整えていただくということを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほども申し上げましたけれども、議員も今おっしゃっていましたが、私ども撤去が平成23年か24年頃だと聞いています。そのときにほとんどが活用がなくて、施設のほうでも撤去してほしいという部分もあったりしながらやっていたということも聞いております。今名寄市のホームページだとかの話も出ましたけれども、今の情報化が、デジタル化進んで、スマートフォンも皆さん持っている、また御自宅にもパソコンだとかもインターネット環境も整理されていると。そういう状況踏まえますと、どれぐらいの利用頻度があるのか、そういう部分を担当レベルでもちょっと話し合ったこともあるのですが、なかなか少ないのではないかと、いう部分もありまして、今回の答弁になったということでございます。地域のデジタル化につきましては、国のほうでも支援策なんか創設するようでありまして、ただパソコン教室だとか民間が行うものにまた支援するだとか、そういう部分もありますので、様々な部分で地域のデジタル化も含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今名寄市にお住まいのどなたも取り残さないでいただきたいということについては、強く求めたいと思います。この点について加藤市長、いかがでしょうか。デジタル環境についてです。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今年度から名寄市においてもこのデジタルの普及をさらに加速させるべく新しい部署をつくって、様々な課題を解決していこうということで、取組を進めていきたいと思っております。その大前提は、やはり広域分散型地域においてもデジタルの技術を活用することでより利便

性の高い、そして高齢者の皆さんもこの地域で安心、安全に住んでいただけるということが重要なのだというふうに思っています。情報伝達手段においては当然多様な手段が求められるし、この防災行政無線も光ファイバーを使うということだとすると、それは分断されたときにそれが100%大丈夫なのかということだとすると、全ての皆さんがこの無線を設置をすることによって救われるのかということ、それもなかなか難しい問題もあるので、多様な伝達手段をあらゆる形で、アナログ、デジタル、あるいは様々な端末、あるいはペーパー等を通じて多様に整えていくということがやはりきめ細かい網目の、何重にも重層化されて、安全なことになっていくのではないかと、いうふうに思います。防災行政無線の話にちょっと特化をしていきましたけれども、これも防災行政無線的なものでさらにコストが安いものというのもこれからデジタル社会が推進、進化していく中で出てくる可能性も十分に想定されるというふうに思っておりますので、引き続き多様な情報手段を整えていくということによってより市民と行政との対話が身近に、あるいは分かりやすく進んでいくということに関しては今後とも毎年毎年これは議論の中で深化をさせていくと、そして検討していくということは不断の努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今市長からいただきました御答弁の内容が市民の皆さんにしっかり伝わって、実感として市民の皆さんにも安心していただけるように願って、また私も今後も見させていきたいと思っております。

大項目2に移らせていただきます。子供たちの通学の環境なのでありますが、特に風連地区においては地域に小学校が1校、中学校が1校ということになりました。スクールバスの状況、遠距離通学の実態についても今御答弁いただきましたが、具体的に子供たちの通学環境を見ますと、統合し

た区域から通学している子供より統合前の区域から通学している子供のほうが長い距離を通過しているような状況が出てきている。さらには、幼児が住まわれているので、あと5年とか4年とかのうちに小学校に入学されることを思えば、その子たちは結構3キロ以上のところから通ってくるのが想定される、こういう状況が出てきているのです。それで、スクールバスの運行規定、それには学校統合のという言葉がたしか第3条にあったと思うのですけれども、これについてやはり統合という枠がないとスクールバスの利用ができないのかどうか、この点教えてください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員おっしゃられるように、現在のスクールバスの運行につきましては名寄市のスクールバス運行規定に基づきながら運行させていただいております。スクールバスは学校統合により必要とする小学校、中学校に運行しているというような状況であります。また、スクールバスの運行につきましては、国からの補助を受けてスクールバスを購入している関係からそうした基準に沿った運行をさせていただいているということになっているところでございます。このため、小中学校の遠距離通学の対応につきましては統廃合に関わるスクールバスを運行してきたということになっておりますし、スクールバスを利用できない児童生徒の通学には通学距離の基準に沿って公共交通、自家用車の使用に対して助成を行ってきたところでございます。ただ、議員おっしゃられるように、地域によっては学校に通学する児童生徒というものもかなり減少されてきておりますし、そういったことを勘案して考えていきますと安全、安心な登下校の確保ですとかここ数年の住宅動向なども考慮していきますと、いま一度スクールバスの運行に対しては少し見直しというか、検討はする必要があるのではないかなというふうに今委員会のほうでは考えているところでございますので、御理解のほうよろしくお願

いします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ぜひ見直しを進めていただきたいなというふうに思います。やはり地域の中が変わる、子供の数が変わる、子供の、子供といいますが小学校1年生もいれば、中学3年生もいるわけでありますから、その都度その実態に即したその中での規定が進められていきますようにここは強くお願いしておきたいと思います。

もう一つ、小学校は統合したので、スクールバス対象児童、でも中学校は統合していませんので、中学生になったときには距離が6キロ以上あるのにスクールバスに乗れないのです。そうすると、遠距離通学の対象ということになるのかもしれませんが、そしてそこに通学の助成金を出さなければいけない。バスは空いているのです。中学校の横通ってきますので、この辺も含めて本当に実態に即した、人が生かされるような安全な状況をそれぞれ見取っていただいて、再考していただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

それから、自転車通学のほうですけれども、子供たち、約束を守って丁寧に自転車乗っているとしますけれども、通学のときに昔に見かけていたヘルメットをかぶっている子がなくなったなというふうに思っています。これは安全、安心ということから考えると少し気になっているところですが、教育委員会としてはどのように見取っておられますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、現状小学校につきましては基本的には徒歩の通学なのですけれども、現在小学校3校が、先ほど答弁させていただいた徒歩なのですけれども、3校につきましては学年ですとか距離などのそれぞれ学校で幾つかのルール、決まりを設けて自転車通学を認めているということになっています。ヘルメットの着用につきまして

は、それぞれの学校において自転車通学許可を受けた児童生徒に保護者の責任としてしっかりとヘルメット着用を義務づけておりますので、登下校の際にはヘルメットは着用しているものと認識しているところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 働きかけはさせていただいているというふうに受け止めたいと思いますので、日常的に子供たちに出会えば子供たちのほうにも直接声をかけて、安全に乗っていただくようにしていきたいと思います。

大項目3に移らせていただきます。高等学校の再編、統合についてであります。先ほど道教委から示されました公立高校配置計画案について詳細を示していただきました。今まで在り方検討委員会ですとか魅力化推進委員会でもいろんな議論がされてきていると思います。これについて4月15日に要望書出していただいた中に当然盛り込んでいただいていると思いますが、かつてどんな議論があったのか少し伺わせてください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 6月1日に北海道教育委員会のほうで今回の配置計画案が示されました。それで、内容といたしましては4月15日に在り方検討会議の意見書を基に北海道教育委員会のほうには要望させていただいているところがございます。議員のほうからはどのような内容だったかということでございますけれども、昨年度の在り方検討会議におかれましてはやはり名寄高校と産業高校が再編、統合する新設校がどのような高校となればこの地域の子供たちの多様なニーズに寄り添うことができるのか、地域を担う人材育成としてどのような形がよいのか、本当に多くの議論を重ねていただき、3月に本市へ意見書という形で提出していただいたものと認識しております。また、魅力化推進委員会につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、中学

生に対して様々なアプローチをはじめ、より近い世代から市内の高校の魅力について具体的に情報の発信をしてきていただいたと思っていますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 状況について、中身について少し詳しく伺いたいところではあるのですが、1点だけ、今回道教委から示された5間口の中の振り分けについて、今ある産業高校の3年生については4学科、1、2年生については3学科今在籍している生徒がいると思いますが、この学科が全てなくなっているということであり、この点について検討委員会でのどのような議論がなされたのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 基本的には要望の中では我々は5間口ということで要望させていただいておりまして、学科の振り分けについては我々のほうからは要望はさせていただいておりません。あくまでも北海道教育委員会のほうで4間口、4クラスが普通科、1クラスが今回情報技術科ということで公表いただいているということになります。ただ、在り方検討委員会の意見書の中にも今回様々な意見というものもあるかとは思いますが、本市の産業を担える人材というところがやっぱりこれからが必要になってくるだろうと。人材が不足されている中、これからの地域を担う若者の育成というのも大変必要であると、そういうことから、物作りに対する基礎的な技術を磨き、さらにはより発展させるためにそうした技術、ICTの基礎を学べる分野に関する学科開設ということが今これから必要なのではないかというような議論はいただいているかというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ちょっともう少し詳しくは聞きたいところではありますけれども、今

日のところはこれにとどめておきたいと思います。

とにかく人材育成というところについて、高等学校におけるところの人材育成ということに関わっては大変重要な名寄市の高等学校でありますので、やはり教育宣言都市である名寄市として高等学校教育について、そこを道教委の設置する高校であるから、名寄市の教育行政から外すということには絶対なりませんので、そこについて道教委のほうが主となってということでもないというふうに思っています。定例会の初日に市長からいただきました行政報告の中にも配置計画案を基に本市内の高等学校が地域から魅力ある学校として認められるよう道教委と協議を進めていくということの報告をいただいております。これは本当に基本の中の基本だと思っておりますが、この点について高等学校、これから名寄市としてどのように魅力化進めていかれるおつもりなのか教育長にお考えを伺いたいと思います。

○議長(東 千春議員) 小野教育長。

○教育長(小野浩一君) 先ほど部長のほうからもお話ありましたように、名寄市におきましては平成の27年より名寄高校と名寄産業高校の定員割れへの対応、それと魅力ある学科の在り方、そして地域にとって必要な人材の確保、この3点を視点にこのことを検討するために在り方検討会議を立ち上げたという次第でございます。その後6年間にわたって市内の高等学校の在り方について検討を重ねてきたところでございますけれども、この6年間の中で名寄市内の高等学校の入学者がどんどん減少してきたということを踏まえまして、最終的には市内2校の高校の再編、統合という道教委の計画案が示されたというところでございます。この間、先ほど部長からも話ありましたけれども、再編、統合に関わっては大体在り方検討会議の要望ですとか考え方については基本的に受け止めていただいたと考えているところでございます。このほかに、先ほど議員からも御指摘ありましたが、4月に行った道教委への要望の中で新設

校についてはぜひコミュニティ・スクール制度、これを導入していただきたいとお願いをしているところでございます。また、今後具体的な再編作業に入っていくのでありますけれども、この作業に当たってはコミュニティ・スクールの学校運営協議会の前身となるような、そんな組織をつくって進めていただければと、こういうお願いも同時にしているところであります。このため、先ほど部長からありましたように、昨年立ち上げた名寄市内の高等学校魅力化推進委員会、これの組織も若干見直しを進めておりまして、今後この魅力化推進委員会を新設校の学校運営協議会に移行することなども視野に入れながら対応しております。今の魅力化推進委員会を後々の学校運営協議会、コミュニティ・スクールの学校運営協議会に移行すると、そういうことも視野に入れてという、そういう意味であります。これまでお話ししてきましたけれども、コミュニティ・スクールというのは学校運営協議会を設置して、そして取組を進める学校でありますけれども、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる、そういう仕組みでございますので、現在名寄市内の小中学校、7つの学校運営協議会があります。ここに高等学校の学校運営協議会も加わっていただくということで、そうすると8つの学校運営協議会による連携協議が可能になりますので、この組織を有効に生かすことによって例えば高校の入り口の問題とか出口の問題にも適切に対応できるのではないかと。また、小中高教職員の保護者や児童生徒の連帯感や一体感も高めることができるだろうと、そういう想定をしているところでございます。そのためにも今後新しくできる高校がコミュニティ・スクールのよさを十分発揮して、保護者、地域にとっては頼りがいのあるというのでしょうか。また子供たちにとっては学びがいのある、そういう学校にしていきたいと。そのためにも今後高校並びに道教委と連携を深めて、今後の作業を進めていきたいと考えておりますので、御

理解いただきたいと。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 教育長の構想についてお伺いしたところです。具体的に地域にとっても魅力のある学校という、コミュニティ・スクールということで提示していただいたと思います。当事者の子供たちがしっかりそこに当てはまって、本当に学びがいのある学校で子供たちが選ぶ学校に育っていきってくれるように切に願っておりますことをお伝えして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育に関わってを、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長からの御指名でございますので、通告順に従い、順次質問をいたします。

大項目1、学校教育に関わって、小項目1、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。5月から市内でも感染者が相次いで確認をされました。医療現場はもちろん、関係各所の皆様のただならぬ御尽力をいただいたことで、現在は小康状態となっていると考えているところでございます。しかし、依然として緊急事態宣言下にあり、多くの市民生活に影響が出ているところでございます。未来を担う子供たちこそ健やかであってほしいと願っておりましたが、残念ながら小学校、中学校へ通う児童生徒が陽性となってしまうました。しかし、その後子供たちへの影響を最小限に抑えようと臨時休校や学校閉鎖への判断は大変迅速であり、敬意を表するところであります。当然ながら学校教育現場では幾重にも感染対策を取られておりますが、改めて小中学校での予

防と対策の現状についてお伺いをいたします。

また、学校給食センターでも感染が確認をされ、給食が停止することとなりました。食品を扱う部署でありますので、一般職より衛生面での配慮がなされておりますが、感染があったことはウイルスがすぐ身近に迫っていること、そしてその感染力の強さを改めて実感するところであります。今後の対策についてお伺いいたします。

続いて、小項目2、部活動についてお伺いいたします。コロナ禍においては子供たちが自由に遊び、運動する場面でも制約があり、心身の伸びやかな成長に必要な運動を行う場として、とりわけ部活動の存在意義は従前より大きくなっているところであります。しかしながら、部活動については少子化、あるいは指導者の不足、教職員の働き方改革等を遠因として子供たちが取り組みたい部活動に取り組みないという状況があると考えております。現状についてどう捉えておられるのかお伺いいたします。

今回大項目1点での質問であります。このコロナ禍においても小中学校、あるいは高校、大学といった学生期間は限られております。そこで得られた経験は今後人格形成の基礎としてその後の人生を大きく左右する部分であります。この苦境に負けず、学校生活を存分に謳歌していただけるよう取り進められることを期待して、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今村議員からは大項目で1件、学校教育に関わってについて御質問をいただきました。まず、小項目1、小中学校での新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の対策についてお答えいたします。

国は新型コロナウイルス感染症の拡大が見られることから、北海道に緊急事態宣言を発出し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は特に感染者数の急激な拡大が見られる石狩管内の市町村や小樽市、旭川市を特

定措置区域とし、より一層の強い対策を行うこととしました。また、道は警戒ステージをステージファイブに移行したことや道内の各地域の蔓延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、特定措置区域内の道立学校や小中学校、特別支援学校については学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を踏まえた行動基準をレベルスリーに移行しました。本市につきましては措置区域であるものの、市内の各小中学校では地域の感染拡大の状況を鑑みて、学校の新しい生活様式におけるレベルスリーの行動基準に応じた感染症対策を行いながら教育活動を推進しております。各学校における新型コロナウイルス感染症対策の現状につきましては、密集を避けるため児童生徒の身体的距離を1メートルから2メートル程度空けるようにしています。また、感染のリスクが高い音楽の合唱やリコーダー演奏、家庭科の調理実習などの活動については行わないようにしています。部活動につきましては、原則中止としながらも中体連等の全道大会や全国大会につながる大会に出場する部活動に限り活動時間や練習内容を厳選した中で練習を行っています。今後の感染症対策といたしましては、感染のリスクが高い学校行事である運動会や体育祭を延期し、地域の感染状況を踏まえながら学年ごとに日時を分散して開催したり、参観する保護者の人数を限定するなどの感染症対策を十分に講じて実施する予定であります。また、学校にはこれまでの感染症対策の徹底を図るとともに、感染リスクはゼロにならないことを前提に児童生徒が感染症を正しく理解し、自ら適切な感染対策を取ることができる指導の充実を図るようお願いしております。教育委員会としましては、学校と連携を図りながら指導、助言を行ったり、必要な物品を整備したりするなど物的、人的な視点から児童生徒の健やかな学びの保障に努めてまいります。

次に、学校給食センターについて申し上げます。5月中旬から学校給食センター職員に新型コロナ

ウイルス感染者が5名発生し、これにより多数の職員が濃厚接触者として自宅待機となったため、給食センターは臨時休館し、学校給食の提供を停止することとなりました。給食提供が停止となっている期間、各御家庭には弁当持参の対応により大変御迷惑をおかけいたしましたこと、心よりおわび申し上げます。給食については6月7日より再開しておりますが、給食の再開に向けて作業を開始する前には名寄保健所より職員に対し改めて感染症対策の徹底について御指導をいただき、その後調理場はもちろん、施設内全体の清掃や消毒及び検便検査など適切な対応準備を行いました。なお、今後における感染症拡大防止対策としては休憩室、研修室の利用可能人数の減員や調理場以外の共有施設設備についての逐次消毒の徹底、さらには6月4日にHACCP推進委員会を開き、感染予防と衛生管理など給食センターの危機管理について研修を行い、全職員が今まで以上に危機管理の意識向上を図ったところであります。児童生徒へ安全、安心な給食を持続的に提供していくよう新型コロナウイルス感染症対策のみならず、衛生管理の徹底にしっかりと努めてまいります。

次に、小項目2、市内中学校における部活動の現状と課題についてお答えいたします。中学校における部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものであり、学校教育の一環として位置づけられています。このため、本市の各中学校においては校内組織に部活動委員会を位置づけ、指導方針や活動の決まりなどについて共通理解を図ったり、定期的に顧問会議を開催して、各部の活動状況等を確認するなど学校全体で組織的に活動の充実に努めております。本年度の本市の各中学校における部活動の設置と生徒の加入状況の現状といたしましては、名寄中学校では8つの運動部と3つの文化部が設置され、加入率は約87%となっています。名寄

東中学校は、10の運動部と3つの文化部が設置され、加入率は約90%となっています。風連中学校は5つの運動部と1つの文化部が設置され、加入率は約73%となっています。智恵文中学校は2つの運動部が設置され、加入率は約70%となっています。市内全体では、全生徒の約86%が部活動に参加しております。部活動の課題といたしましては、教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと授業準備や生徒指導などの校務に支障を来すこと、土日に開催される大会等への引率を教員が行うなど指導に当たる教員の負担が大きいことが挙げられており、国からも学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に取り組むよう要請があったところです。今後教育委員会といたしましては、各中学校において生徒や指導者に過度の負担をかけないよう部活動の在り方に関する方針を活用するなどして学校全体での組織的な部活動の指導体制をつくるとともに、学校と家庭、地域が連携を深めながら効果的な部活動運営を推進するようお願いしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、小学校のコロナウイルス感染症対策ということで非常に気を遣われながらの日頃の消毒、あるいは教育活動ということで非常に御苦労されているというように感じておりますし、学校の中での感染が広がったという状況ではないというふうに聞いておりますので、その点皆様の御尽力のおかげだというふうにも直接考えております。しかしながら、感染者から出てしまったというところ踏まえ、今後児童生徒の中でそういう心のケアというものが必要になってくるのかなと思っております。感染した方も、あるいはほかの同級生が感染をしたという生徒についても同じくだと思いますので、その点どうお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員お話しのとおり、本市の小中学校におきましても児童生徒の感染者が確認されました。新型コロナウイルスに感染されました児童生徒や濃厚接触者となった児童生徒につきまして、自分の健康状態ですとか周囲からの偏見ですとか差別を受けることなどについて大変不安な気持ちでいるということを前提として、学校にはきめ細かな心のケアを行うということが非常に重要になっているというふうに考えているところでございます。具体的には、学校は感染者ですとか濃厚接触者となった児童生徒の皆さんに対しまして担任の先生や養護教諭など中心となりまして電話連絡ですとか保護者との面談などを通じまして本人の体の状況を確認したり、心の不安を聞き取っていただいて、その思いに寄り添った教育相談などを行っているところでございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 私の家族も濃厚接触者というふうな連絡をいただいて、学校の担任の先生から本当に毎日のようにどういう状況かという非常に心配されたお電話をいただきました。親として非常に心強かったです。本当にありがとうございました。そして、今心のケアについては学校全体で取り組んでいくということでありましたけれども、今中学生を中心としてやはりスマートフォン等持っている子供たちも非常に多くなっているというように感じます。SNSを使って子供たちをネット上で排斥する、あるいはいじめの発展につながってしまうような兆候というのがぜひないように取り組んでいただきたいなというふうに思うのですけれども、これについてお考えあればお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 子供たち、スマートフォンを持ってSNSをよい面で活用していただければよろしいのですけれども、今議員がお話し

されたように、感染者とか濃厚接触者の方、さらにはその家族に対するいろいろな偏見ですとか差別についてもどうしてもそうしたSNSを通じた発信というものがやっぱり行われている場合もあるかもしれません。決してそういう場合は許されるものではないということを学級活動ですとか朝の会などの教育活動全体を通じましてより一層の徹底、指導に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 許されるものではないというところ、しっかりと受け止めさせていただきたいと思えます。これ教育に携わる現場の人間だけではなく、保護者、あるいは当事者といったところの意識の向上がまず必要にもなってくるころでありますので、そこら辺からも広い目線での醸成というのをぜひどうぞお願いをしたいというように思います。

続いて、今後、今6月でありますけれども、夏期、夏になってくるとまた気温が上がってきて、その中でどうしてもマスクを着用した学校での活動というのが必要になってくるのかなと思えます。特に運動する場面では今後熱中症の可能性というのが非常に危険性が上がってくるわけにありますけれども、まず授業や体育でのマスクの着用、熱中症との両立と言ったらいいのでしょうか、そこについてどう考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 感染状況を見て、先ほどの答弁でも今レベルスリーの授業展開をさせていただいておりますけれども、体育の授業中においてのマスクの着用につきましては、体育の授業においてはマスクの着用については必要のないものということで、十分な身体的距離を取れる、取ってもらって実施をしているような状況であります。ただ、十分な距離が取れない状況ですとか、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になる

リスクがない場合については、やはりマスクを着用しながら授業を行うよう指導はさせていただいております。ただ、ここにつきましても何か体調等の変化があればその点は逐次先生方の中でしっかりと一人一人丁寧に見ていただきながら対応させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 気をつけて執り行っただけだと思えます。

ちょっと給食センターのほうの話になるのですが、けれども、飲み物も、給食センターではないですけれども、提供できないということで、子供たちは水筒でお茶、あるいは水を持ってこいということになっておりますけれども、水分の補給についてペットボトル飲料で代用するというお考えがあるのかなのかという点、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ペットボトルを学校に持って行ってよろしいかというような御質問かと思えますけれども、ペットボトルの利用につきましてはどうしてもやっぱりほかの児童生徒のものを見分けがつかなくなってしまって、誤って飲んでしまうという可能性がありますので、学校においては持参しないように指導させていただいているところがございます。ただ、熱中症を予防するには水筒を持ってきてください、水筒を使用するようにとは指導はさせていただいております。ただ、水筒につきましても水筒自体から直接飲めるタイプのものを、そのものに限って持参のほうは指導させていただいているところがございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 給食センターが運営が止まってしまったというところで、正直慣れていないといましようか、お弁当を作るのに大変苦勞をされた御家庭も多いのかなというように思っ

ております。給食センターのありがたみというのが今回本当に身にしみて分かったわけなのでありますけれども、給食センターの消毒、あるいは防御体制というのはしっかりと理解をさせていただきました。今後、HACCPの勉強会等行っているということでありましたけれども、やはり根本的な解決に向かってはワクチンの接種を優先的に進めなければならないのかなということを考えるわけなのでありますけれども、その点についてお考えがあれば、伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 給食センターの職員につきましても今回このような事例があったということもございますし、エッセンシャルワーカーという立場から今回健康福祉部サイドのほうから学校の教職員とともに優先接種の対象とさせていただいておりますので、今後手続上進めさせていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 優先的ということでありました。このほかにも名寄市、上下水道含め消防、あるいは警察といった非常に市民に直結した休んではいけない部署というのが多数あるわけでございます。ここのワクチンの接種、優先的に執り行っていくようにこれ私から要望させていただきますので、ちょっと御理解いただきたいと思っております。よろしく願いします。

それでは、続いて小項目2番目、部活動について伺いをしたいと思っております。働き方改革というところがあり、非常に難しい、特に土日については拘束時間非常に長いという状況、私も承知をしております。そして、名寄市内の中学校の部活動、8つの運動部、あるいは3つの文化部といったような構成内容については大体近い部活動がされているのかなというふうに思われます。ですが、この風連の5運動部、あるいは智恵文の2つの運動部といったようにどちらかしか選択肢がないとい

う状況を踏まえ、今後各学校を横断した広域的な部活動の在り方を検討しなければならないのかなというふうに思うのですけれども、その点について御見解あれば、伺いたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどの答弁のとおり、風連中学校と智恵文中学校については、風連については5つの運動部と1つの文化部ですし、智恵文については2つの運動部のみとなっているところでございます。部活動につきましては、参加する生徒にとりましても幅広い活動の機会が得られるとともに、1年生から3年生までの交流の機会ですとか活動を通じた人間形成の機会のかなというふうに思っています。ただ、近年、議員御承知のとおり、少子化に伴いまして部活動に参加する生徒数というところも少しずつ減っているなど、さらには学校単位でどうしても部活動を継続することが困難な事例というところも発生しています。そうしたことから、少人数の運動部にも大会参加の機会を与えて、スポーツをやりたいといった、そういった生徒の希望、願いに応える趣旨から複数校合同部活動というところを実施している学校が増えているところでございます。北海道の中体連におきましても、条件を満たしていればこの合同チームの編成が可能になるということも聞いております。本市におきましても名寄東中学校と士別南中学校の野球部、さらには風連中学校と下川中学校の野球部、それから智恵文中学校と美深中学校の野球部、名寄中学校と風連中学校のバレー部がそうした合同チームを編成して、日常の活動や大会に参加されているところでございます。これからにつきましても、生徒のニーズに沿うということが大事かなというふうに考えておりますので、単独ではなかなか編成が難しい、特にこうした今のお話しさせていただきましたのは団体スポーツなのでありますけれども、そうしたスポーツについては学校間で協議していただいて、様々な規定はあるのですけれども、そういった規定

に基づきながら合同チーム編成の検討をお願いしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 現状この小さなまちの中でもチームのスポーツが非常にしづらいという状況があると思っております。特にチームで行う部活動であれば、対戦相手を組むことができないといったような状況、バレー部にしても6人いないとか、6人ぴったりであれば相手がいない、だから練習ができないといった状況、非常に多く見受けられるというように考えております。それらの広域で行うに当たって、私は学校間の移動というのが非常に大きな問題にはなってくるのかなというように思います。先行する富良野市では、あるいは紋別市といったところでは複数の学校をまたぐ場合スクールバスを活用しているという話を聞いております。これについて名寄市としてどうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 広域部活動に係る活動といたしましては、確かに今議員おっしゃられたように、学校間における練習時間ですとか練習場所等の緊密な連絡調整ですとか、さらには練習の方針ですとか練習方法等による連携というものも必要になってくると思われますし、何よりも場所の問題というのはあります。特に道中の事故とか事件に巻き込まれることのないように生徒の安全というところも確保しなければならないというふうに考えています。課題というのは本当に多く存在しているというふうに思っておりますので、ただ先ほどもお話しさせてもらったように、生徒の願いに応える趣旨というところを大前提に今後合同チームについてはこれからはますますといひましようか、増えていく傾向にあるかもしれません。そういった意味におきましても、教育委員会といたしましては実情を照らし合わせながら部活動の

在り方とともにそういった面についても、そういった課題についても考えていく必要があるというふうには認識しております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ちょっと見方を変えますと、この部活動については必ず顧問、あるいはコーチといった指導員の存在が不可欠であるというところになっております。これほかの町村、あるいは北海道、あるいはスポーツ庁といったようなところからの資料を確認いたしますと、特にスポーツ庁では令和5年度以降休日の部活動の段階的な地域移行というようなところがあります。これ各校の働き方改革を踏まえた活動ということで、非常に部活動だけにとどまらず、大きな状況が絡んでくる非常に重要な部分になってくるかなと思います。そして、部活動ということで、働き方改革を踏まえながら部活動指導員を今後配置する必要があるのではないかとこのように私は考えているところであります。その部活動指導員への配置、あるいは任用についてお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 部活動指導員の考え方ということだと思います。国におきましては、平成の29年4月から新たに中学校ですとか高校において校長先生の監督を受け、部活動の技術指導、それから大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員という制度を国のほうで設けられたところでございます。名寄市におきましては、ここ数年外部指導者につきましては種目の専門性ですとか指導歴のある地域の方々に御協力いただいて、御活躍いただいている場面もあるのですが、この部活動指導員につきましては実技の指導はもちろんなのですが、やっぱり安全傷害予防ですとか、学校外での活動の引率、さらに用具、施設の点検管理ですとか、部活動への管理運営、保護者への連絡、要するに相当多岐にわ

たった業務になっています。それで、国のほうからもうどういふ人がこの人に該当するかという、やっぱり退職されたのだけれども、部活動に関わりたい元教職員の方だとか、競技等の経験が豊富なだけれども、平日が休みの日であれば指導可能な民間企業の方だとか、そういった方が向いていますというか、想定をされているというふうにはパンフレット等にも記載されているところがございます。今後教育委員会といたしましても、先ほどお話しいただきました地域部活動の検討とともに、こうした部活動指導員等の人材活用についても情報収集しながら、各中学校の要請等にも応じることができる体制については先ほどの部活動改革等の中でも少し情報交換しながら、情報収集しながら研究してみたいなというふうには思っているところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 大きな都市ですと、政令指定都市等ですと、学生、学部生、大学院生を任用しているという状況もあります。幸い当市にも名寄市立大学という非常に立派な大学がありまして、また学生も非常に名寄市に対して好感を持っている部分が非常に強く見てとれますので、ぜひそういう学生をしっかりと利用する、しっかりと利用と言ったら語弊が出ますけれども、名寄市を好きになっていただきたい、あるいはその後学生が名寄市に定着してくれるようなことになれば、また非常に広い意味でありがたいことなのかなと思いますので、この部活動指導員の配置についてもぜひ前向きな検討をお願いしたいというように思います。

今の部活動の関係については働き方改革というようにところが非常に大きくなっているわけですが、北海道が策定をしております学校における働き方改革、北海道アクション・プラン（第2期）というものが令和3年3月から出ているわけがございますけれども、これを参考としたこの

名寄市でのガイドライン、アクションプランの策定というのはお考えになっているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 北海道におきましても北海道の部活動の在り方に関する方針というものをご策定されておきまして、その策定というのがまず平成30年3月にスポーツ庁が運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものをご策定しております。またさらに、文化庁のほうも文化活動の在り方に関する総合的なガイドラインということで、いわゆる運動系と文化系のほうもそれぞれ部活動に対するガイドラインを作成しておきまして、こうした動きから北海道が、先ほどお話しさせていただきましたとおり、平成31年1月に北海道の部活動の在り方に関する方針というものを策定しているところがございます。本市におきましては、こうした国のガイドラインにのっとるとともに、北海道の方針を参考といたしまして、名寄市立学校における部活動のガイドラインということをご策定させていただいております。その中におきましても例えば適切な運営のための体制整備ですとか、運動部活動における適切な指導の実施、さらには適切な休養日等の設定等々、こういった部活動に対するガイドラインというものを策定させていただいているところがございます。今後もこのガイドライン、さらには国、道のガイドライン等々に従いまして、先ほど来お話しさせていただいておりますけれども、生徒にとって望ましい部活動の実現に向けて取組のほう進めていきたいというふうには思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） スポーツ庁が平成30年3月に提唱しましたこの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものを拝見させていただいておりますけれども、これ今まで私ちよっとやり取りさせていただきました広域にわた

った部活動の在り方ですとか、部活動指導員の配置について、あるいは教職員の働き方改革についてというところがある程度の実例を踏まえて非常に細かくこうやったらいいのではないのかというような提言がされている部分になると思います。名寄市としてもガイドラインを設定しているということですので、ぜひ今後このガイドラインをしっかりと活用していただいて、子供たちはもちろん、先生方もしっかりと部活を楽しんでいただけるような取組をぜひ進めていただけるようお願いをしたいというように思います。

それで、最後になってしまうのですが、運動部の部活動は当初は名寄市、非常にウィンタースポーツの盛んなまちであるということから、特に冬のスポーツに関係する部活動というものを今後推進する必要があるのではないかなというふうに考えております。これについて、今はオフシーズンでありますけれども、今後どうお考えがあるのかなのかという点、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 冬季スポーツについての部活動ということだったのですが、当然夏のスポーツ、冬のスポーツ限らず通年できるスポーツ、または文化系のスポーツ、それぞれ生徒が望むスポーツたくさんあるかというふうに思っています。ただ、いずれにいたしましても今現状先生の指導というところもちろんたくさん、部活動設置するに当たっては先生の指導力というところもあるわけでございまして、そういったところについては様々な課題が出てくるというふうに考えているところでございます。先ほど来お話しさせてもらっていますけれども、今後、議員がお話しさせていただいているとおり、働き方改革の中で部活動の在り方についても検討させていただきたいというふうに思っておりまして、今年度につきましては本市の教育改善プロジェクト委員会の中でもそういったことの検討もさせていただ

きたいというふうに思っておりますので、地域部活動含めた部活動の在り方についてその中でじっくりと検討、研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 大変前向きなお言葉をいただいたのかなというように思います。私も文化系の部活の経験がありまして、今運動部の話を中心に行ってまいりましたけれども、今後文化系の部活動もこのコロナウイルスの中で非常に難しい活動を強いられてきております。これについても同じく取り進めていただきたいと要望させていただきます。

本当の最後になりますけれども、この広域部活動の在り方、あるいは部活動指導員といった実現へ向けたプロセス、進め方といいたしでしょうか、そういう計画立ったものの策定、あるいは実行に係る具体的なお考えがあればお聞かせをいただいて、終わりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今回部活動改革というところがやっぱり一つのキーになっているのかなというふうに思っています。これ文科省から示された学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュールにつきましては、令和5年度から部活動改革の全国展開といたしましては休日の部活動の段階的な地域移行、先ほどもお話ありましたけれども、ここを実施するとされているところでございます。ただ、部活動改革につきましては学校の働き方改革の一環としてどうしても進めていかなければならないので、大変難しい大きな課題となっているところでございます。ちょっと重複して申し訳ございませんけれども、そうしたことから、教育改善プロジェクトの中におきましても昨年度から学校における働き方改革の取組というものを開始させていただいております。その中で今年度におきましては、先ほどから何回も申し上げて大変申し訳ないのですが、地域部活

動を含めた部活動の在り方について研究していこうというふうに考えています。働き方改革を踏まえながら部活動の望ましい在り方について検討していかなければならないということで課題も多いですし、様々な御意見もあるかというふうに思っています。ただ、学校はもちろんですが、教育委員会ははじめ庁内各関係機関とも十分連携しながら地域部活動や部活動改革、部活動の在り方について検討、研究させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

特別支援教育の推進についてを、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い大項目、特別支援教育の推進について4点お伺いいたします。

まず初めに、小項目の1、インクルーシブ教育システムの構築についてお伺いいたします。少子高齢化の一方で、医療の進歩、特別支援教育への理解の広がり、障がいの概念の変化や多様化など特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途をたどっており、こうした状況の下、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導、必要な支援の重要性はますます高まってきていると思います。インクルーシブ教育システムは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と、障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであり、特別支援教育の充実を図ることは共生社会の形成に向けてのインクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであると考えます。本市においても特別支援教育の推進については重点的な取組の一つであり、特別支援教育

の充実を図るためインクルーシブ教育システムの構築に向け取り組まれています。合理的配慮とその基礎となる基礎的環境整備への対応を含め本市における具体的な取組内容についてお伺いいたします。また、課題等があればお聞かせください。

次に、小項目の2、支援体制の現状と課題等についてお伺いいたします。少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障がいのある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加し、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している状況にあるというふうに思います。また、関連制度の改正や各学校等の努力、創意工夫により特別な支援を必要とする子供の学び場が充実するとともに、通級による指導や交流及び共同学習の充実等によりそれぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつあると思います。コロナ禍の今、特別支援教育においても求められているものや留意すべき事項は多々あると考えますが、学校と家庭の連携による支援体制の現状と課題等についてお伺いいたします。

次に、小項目の3、ICTの活用についてお伺いいたします。コンピューター等の情報機器は、特別な支援を必要とする児童生徒に対してその障がいの状態や発達の段階等に応じて活用することにより学習上、または生活上の困難を改善、克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器であるとも言われております。情報化の推進は、特別な支援を必要とする児童生徒の移動上の困難や社会生活の範囲が限定されがちなことを補い、学校や自宅等に居ながらにして様々な情報を収集、共有できるという大きな社会的意義もあります。個々の障がいの種類や程度に対応した情報機器は特別な支援を必要としている児童生徒の大きな助けになりますが、コンピューターをはじめとする現在の情報機器が必ずしも全ての人々に使いやすい

い仕様になっているわけではなく、障がいの状態等により情報の収集、処理、表現及び発信などに困難を伴うことが多いと考えます。本市においてもGIGAスクール構想による1人1台端末等の整備がされました。一人一人の児童生徒に応じたICTの活用についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、小項目の4、学校における安全教育についてお伺いいたします。本市の各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、生活安全、交通安全、災害安全の各領域について教育課程を編成し、実施されていると思います。特別な支援を必要としている児童生徒の安全に留意するためにはまず一人一人の障がいの状態を適切に把握することが必要であり、それには学級担任をはじめとして児童生徒に日常的に接する教職員の継続的な観察と家庭を含めた情報交換が必要であると考えます。また、特別な支援を必要としている児童生徒の中には音や画像、ふだんと違った雰囲気等に対して過敏に反応してしまう児童生徒もあり、一人一人の障がいの特性に応じた教育等が必要であると考えますが、特別な支援を必要としている児童生徒への安全教育の現状及び考えについてお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 遠藤議員からは大項目で1点、特別支援教育の推進について御質問いただきました。まず、小項目1、インクルーシブ教育システムの構築についてお答えいたします。

学校においては、障がいのある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるため一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うとともに、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築することが求められております。インクルーシブ教育システムを構築するため

には、障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことができるよう合理的配慮の提供とそのための基礎的環境を整備する必要があります。合理的配慮とは学校の設置者及び学校が障がいのある子供に対し一人一人のニーズに応じて教育内容や教育方法、支援体制、施設整備などについて配慮することであり、基礎的環境整備とは、専門性のある指導体制の確保や施設、設備の整備など障がいのある子供に対する支援のために必要な教育環境が整備されることでもあります。このため、本市では学校の基礎的環境整備の充実を図るため特別支援教育学習支援や看護師、生活支援員の配置やエレベーター等の設置など一人一人の障がいの状態に応じた教育環境の整備に努めております。また、学校では一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、校内の教職員に指導、助言を行ったり、関係機関などと連携した取組を推進しております。さらに、教職員の合理的配慮や基礎的環境整備などに係る理解を深めるため、名寄市特別支援連携協議会では学校における合理的配慮等の研修会を実施しております。今後教育委員会といたしましては特別支援学級のみならず、通常の学級の教員の専門性を高めるため名寄市立大学と連携した研修会などの実施や道教委が作成した発達障がいのある子供の指導や支援の在り方に係る校内研修プログラム等の積極的な活用を促すなど特別支援教育に係る教職員の専門性の一層の向上を図ってまいります。

次に、小項目2、支援体制の現状と課題等についてお答えいたします。平成19年に改正された学校教育法の規定に従い、小中学校には障がいの種類ごとに知的障がい、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症、情緒障がいを特別支援することができるとされました。この年から特別支援教育が正式にスタートし、通

常の学級における困難を抱えている児童生徒も含め特別支援教育を行うことが明示されました。文部科学省の調査によりますと、学習面や行動面で著しい困難を抱えている子供は小中学校の通常の学級に約6.5%在籍している可能性があるという結果が出ています。本市におきましても同じように困り感を抱えている児童生徒が見られますが、学習活動や集団活動などにおいて様々な困難を抱える児童生徒については学校や保護者の要請を受け、本市に設けている名寄市特別支援教育専門家チームの巡回相談を活用しています。令和3年度は、専門家チーム委員を14名委嘱し、きめ細やかな巡回相談ができる体制を構築しています。令和2年度には、名寄市内の各学校、認定こども園から計29件の要請があり、延べ66名の委員が当該学校を訪問し、巡回相談等を実施いたしました。これまでの巡回相談においては、音声短期記憶が苦手な子供、多動性、衝動性の傾向がある子供、集中力が持続しない傾向がある子供などへの対応の在り方などについて相談要請がありました。この要請を受け、専門家チームが巡回相談を行い、音声短期記憶が苦手な子供に対しては教師が単語カードに作業の手順を1枚ずつ書いて説明することや多動性、衝動性の傾向がある子供については本人の判断により気持ちを落ち着かせるために一時的に別な場所に行ってもよいと認めてあげること、集中力が持続しない傾向がある子供については授業の中で見る、聞く、取り組むなどの活動を意図的に取り入れるなど一人一人の困り感に応じた具体的な教育的支援の在り方について指導、助言を行うなどの対応をしてまいりました。また、学校と保護者が協議し、児童生徒の困り感等について客観的なデータを基に明らかにしたほうがよりきめ細やかな支援ができるのではないかと判断した場合には、専門家チーム委員が保護者に対して発達検査の説明をしたり、同検査の実施結果を分かりやすく説明するなどの対応をしてまいりました。今後とも学校等には特別支援教育コーディネーター

を中心として児童生徒が必要としている教育的ニーズをよりきめ細かく把握し、ユニバーサルデザインの視点に立った指導や支援の充実を図ること、対処的な巡回相談だけではなく、予防的な巡回相談を積極的に要請するなど専門家チームを一層有効に活用するようお願いしてまいります。

次に、小項目3、ICTの活用についてお答えいたします。特別支援学級に所属している児童生徒は、障がいの状態や特性によって学びにくさが多様で、個人差も大きいため、障がいのない児童生徒以上に特別な支援が必要です。コンピュータ等の情報機器は、心身の障がいによる学びにくさや他者とのコミュニケーションを取ることに困難さなど特別な支援を必要とする児童生徒に対して指導の効果を高めることができる有用な機器であります。障がいの状態や発達の段階等に応じて活用することにより学習上、または生活上の困難を改善、克服させることが期待されます。例えば黒板に書かれた板書をノートに書き写すことが難しい場面や自分の気持ちを表現する場面、大切な話を聞く場面などにおいてICTを活用することで様々なつまづきを軽減することができると言われております。本市では、令和3年度から1人1台のICT端末を活用した学習が始まりました。現在タブレットとしても使えるノートパソコンとタッチペン、ヘッドセットが導入されています。また、1人1台のICT端末が導入される以前から特別支援学級において児童生徒の実態に応じてタブレットが活用されております。具体的には、特別支援学級の児童生徒のニーズに合ったアプリを活用し、平仮名や漢字の学習、都道府県の位置を学習する実践がされておりました。また、発語することに困難を抱えている児童生徒については、あらかじめ入力しておくタブレットが発語するアプリを活用して自分の考えを発表をしたり、友達とコミュニケーションを取る実践の報告もあります。教育委員会といたしましては、今後とも校内におけるICT環境を充実させるとともに、特

別支援学級や通常の学級に在籍する困り感を抱えた児童生徒の特性に応じて各教科において適切に活用できるように教員のICT活用指導力チェックリストを活用するなどして、授業中にICTを活用して指導する能力や児童生徒のICT活用を指導する能力などの向上を図ってまいります。また、名寄市教育改善プロジェクト委員会や特別支援連携協議会専門委員会などにおきましても各校の実践事例を交流したり、研修会等を行ったりしてICT活用指導力を高めてまいります。

次に、小項目4、学校における安全教育についてお答えいたします。特別支援学校の学習指導要領では、学校における安全に関する指導についてはそれぞれの教科の特質に応じて適切に行うように努めること、またそれらの指導を通して家庭や地域社会との連携を図りながら日常生活において適切な体育、健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康、安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるように配慮することと規定しており、その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は教科等横断的な視点で学校の教育活動全体を通じて行わなければならないとしています。このため、各学校において特別支援学級の児童生徒の安全に関する指導を進めるためには、まず一人一人の障がいの状態を適切に把握することが必要であります。さらに、指導を効果的にするためには各教科及び学級活動、自立活動においてはもちろん、教育活動全体を通じて組織的、計画的な取組が必要です。実際の指導では、例えば交通安全では生活科単元で地域のお店に買物に出かけるときに安全に気をつけながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどを指導します。避難訓練では、音に敏感な児童生徒には事前にベルが鳴ることを知らせたり、音が鳴っても心配しなくてよいことを伝えたりするなど児童生徒の障がいの状況に応じた訓練を行っています。避難することが難しい児童生徒には、避難している様子を教員が見せたり、頭を守るポーズを一緒に

やってみるなどして、災害時に適切な行動ができるように指導をしております。教育委員会といたしましては、今後も学校の教育活動全体を通じて安全教育を行ったり、児童生徒が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動することができるような指導を各学校をお願いしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 今御丁寧にご答弁いただきました。確認事項含め、何点かお聞きいたします。

インクルーシブ教育システムの構築については、本市においては特別支援教育の充実を図るため大学と連携、また特別支援連携協議会等における様々な取組等がされており、特に大学との連携の部分についてはやはり本市に名寄市立大学がある強みをちょっと感じるところでありまして、特別支援教育を推進していく上で重要な部分であるなどというふうに思っております。特別支援教育は共生社会の形成に向けてのインクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものであり、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習、共に学び生活するということは生命尊重、思いやり、また協力することなどを育む道徳教育の充実も図られ、同じ社会に生きる人間として互いに正しく理解をし、助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶことができる機会だというふうに思います。引き続きそういった課題等を解決しつつ児童生徒一人一人の状態や教育的ニーズ等踏まえた合理的配慮、支援に必要な教育環境整備、基礎的環境整備等含めさらに推進されることを期待をしております。

次に、支援体制の現状と課題等についてですが、困り感のある児童生徒を含めた特別支援を必要とする児童生徒への対応をするために様々な取組、また特別教育支援員の配置であったり、増員、看護師の配置だったり、エレベーターだったりといろんな取組をされ、また保護者と担任、特別支援

教育コーディネーター及び特別支援教育専門家チームとの連携等により支援体制の工夫が改善され、現体制で今支援がされているということについては理解をいたしました。今後も子供たちの教育的ニーズというものはますます多様化していくことが予想されます。学校だけで対応することは厳しくなってくるかもしれません。これまで以上の関係機関や専門家、保護者との連携が必要になってくると、そのように思います。また、特別支援教育の理念の実現を図る上で重要な役割を果たす特別支援教育コーディネーターについても人事異動等で支援体制が変わることのないような、そういった体制維持も必要であるのではないかとこのように思います。2年前の一般質問でも申し上げましたが、二十数年前、現在のような制度だったり、支援体制にはなっておらず、私自身不安だらけだったことを思い出します。現在の本市における特別支援教育については、私が二十数年前思い描いていた形に近づいており、子供たち、また保護者にとっても本当によい形で進展されているというふうに感じております。障がいのある子供を持つ親の一人として今まで御尽力されてきた関係者の皆様にまずはお礼と感謝を申し上げます。しかし、その一方で特別支援教育が進展してきた中で支援をしてくださっている教職員、支援員の方をはじめ関係者の皆様には二十数年前の状況から比べて負担がかなり増えているのではないかと思う部分もあります。今後はそういった部分にも御配慮をいただきながら、引き続き保護者との連携を含めた一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援をよろしくお願いをいたします。

次、ICTの活用について、この部分が私非常に聞きたかったところで、今後のICTの活用についてのお考えについてはおおむね理解をいたしました。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては障がいの状態や発達の段階に応じたアプリ等を活用されているということで、また特別支援学級においてはGIGAスクール構想による1人1

台端末等の整備以前からタブレット等を活用して、先行的に進められてきたということでありますので、特別支援教育における情報化についてはさらにちょっと私も安心をしているところではあります。まだこれから進められる部分ではあると思うのですが、端末の今後の活用方法等を含めてもう少し具体的にお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどもお話しさせていただきましたとおり、名寄市におきましては3月に市内小中学校の全ての児童生徒にGIGAスクール構想における1人1台端末といたしましてノートパソコンを整備させていただいたところでございます。このノートパソコンなのですが、ばかっと開いて、画面が反転して、そこがタブレットみたくなるタイプを導入しております。そういったパソコン、特別な支援を必要とする児童生徒を含めた全ての児童生徒が効率的に学び合うことができるようになるためにロイロノートスクールというアプリと一緒に導入しています。具体的にはこのアプリなのですが、このアプリを活用いたしまして、先ほど、パソコンというか、タブレットに入力した自分の考えをすぐに友達に送信して伝えるということで、話し合いなどの時間が今まで以上に多く使えるようになったり、自分の外国語の発音ですとか、楽器の演奏等を録画しまして、それもすぐに先生や友達に送信して、これも御確認していただいたり、自分の考え方や友達の考え方もこういった、今言ったパソコンに記載して、整理、さらには分類することによって今まで黒板やホワイトボードでやっていたことがこの端末を使うことによってすぐさま分類したりして、いわゆる可視化ができたりする、そういった点があって、自分の考え方というところをすごく深めていけるものではないのかなというふうに思っています。

また、授業以外の面につきましても、やはり先ほど少しお話しさせてもらいましたけれども、整

列して静かにお話を聞くのが少し苦手な児童生徒の皆さんには朝の会等で先生のお話をタブレットの機能を用いて自分が落ち着ける場所でそういったところを視聴したり、友達の発表に対する感想についてもそういったものに入力して伝えたりするなど一人一人の特性に応じた活用することができるようになるのではないかなというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、今年度始まったばかりのものでございますので、より具体的な活用方法についてはもう少し時間と経験が必要になってくるものというふうに考えています。ただ、よい事例につきましては各学校の中で情報共有して、好事例については情報共有しながらこの機器について、ICT機器についてしっかりと活用していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ロイロノートスクールですか、そういったアプリを活用されるということで、まだ始まったばかりということですので、いろいろと各学校へ情報共有をしていただいて、有効に活用をされることは期待しております。ただ、先ほども言いましたけれども、このアプリによって子供たちの考える力と、また説明する力等もつけるというような形も多分できるのかなというふうに思いますので、ぜひ有効に活用していただきたいというふうに思います。

今後デジタル教科書等も検討されています。デジタル教材等も含めてますます進んでいくものと思っております。また、今後はハード面が整備されたとしても支援技術を含めたICTの活用に関してソフト面の整備やそれを支援できる人材の把握、確保も必要になってくると思います。本市においても本年度からICT支援員の配置を計画されておりますけれども、まだこれからの部分であると思っておりますが、今後どのように進めていかれるのかお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ICT支援員についての御質問かというふうに思っています。ICT支援員につきましては、今年度から本格的に1人1台端末を活用して、先ほどお話しさせていただきました授業や学校活動を進めるのに当たりましてやはり何よりも先生方の作業といたしましうか、授業といたしましうか、そういったところがスムーズに行えるように円滑に活用するための準備ですとか打合せ、さらには端末の操作のサポートなど様々な支援を行っていただく方でございます。今月末には委託業者のほうを決定しまして、契約を行って、2学期からの支援員の配置を今していく予定とさせていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ぜひ計画どおり進めていただきたいというふうに思います。学校に配置されるこのICT支援員というものは、ICTに関する知識だけでなく、やはり児童生徒と関わっていく上でのコミュニケーション能力も求められてくるというふうに思います。また、学校全体の教育情報化をデザイン、設計する役割を担うICT支援員の先駆けとなった試験になるのですけれども、教育情報化コーディネーターの資格ですか、近年学校、教育機関等に勤める教員や教育委員会の方の保有が増えているというふうにも言われております。今後特別支援教育の部分においては、特別支援教育の状況を理解し、支援技術や障がいに関する知識を有している支援員の確保ということも必要になってくるのではないかなというふうに思っております。まだまだ始まったばかりでありますので、障がいの種類や状態、児童生徒一人一人の特性や個性による活用の困難さだったり、健康面への被害、様々な課題があるとは思いますが、それらを把握して、それに対するきめ細やかな配慮等していただき、誰一人取り残されることのないよう取り組んでいただくことを要望

しておきます。またICT活用の部分について推進されましたら、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、学校における安全教育についてですが、特別な配慮を必要とする児童生徒の中には本当に音や画像、ふだんと違った雰囲気等に対して過敏に反応してしまう児童生徒がおります。小中学校の教育や訓練において恐怖心を感じてしまい、それがトラウマになり、何歳になっても引きずってしまっている子供たちも実際存在しております。それ過去の教育がよかった、悪かった、分からないのですけれども、現在の本市における学校安全教育については特別な配慮を必要とする児童生徒一人一人の特性、個性に応じた教育指導が実施されているということでありましたので、安心をするところではあります。また、以前の一般質問で小中学校の防災教育についてお伺いした際の御答弁でも児童生徒は将来的に日本各地で社会を担う存在として生活をする可能性があることから、地域の特性に応じた防災教育だけでなく、本市では発生しない津波などに対応するための指導も行っているということでありましたので、これからもそれらも含めまして興味を持って、正しく理解できる安全教育となるよう、また配慮を必要とする児童生徒については一人一人の特性、個性に応じた教育指導を引き続きお願をいたします。

今回特別支援教育の推進についてお伺いいたしました。特別支援教育に関連してですが、障がい者理解については今後さらに推進を図る必要があるというふうに考えております。全ての人に障がいについて正しく理解してもらうことは望ましいことですが、現状としてまだまだそこまで至っていないと感じております。今後は特に将来の名寄市、社会を担う一員となる児童生徒へ障がいについて正しく理解をさせ、障がい者理解の基礎をつくっていくことが重要であるというふうに考えます。障がいのある同級生などの理解についての指導については児童生徒の発達段階や障がいの

ある児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要がありますが、障がいのある、なしにかかわらず共に学び、生活する中で一人一人の特性や個性を理解し合い、公平性を確保しつつこれからの社会を担う一員としての基礎をつくっていくことが重要であり、小中学校はまさにその基礎をつくれる場であり、障がい者理解、特別支援教育のさらなる進展につながるものと考えます。本市においては様々な取組がされ、本当によい形で特別支援教育が推進されているというふうに感じております。

ここで教育長にお伺いいたします。今後さらなる特別支援教育の推進に向け取り組まれることと思っておりますけれども、特別支援教育の進展について教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） いつも遠藤議員には特別支援教育に関わりまして御質問いただきまして、大変特別支援教育に対する御理解が深いと感じているところであります。大変教育委員会としても心強い限りでおります。今後ともどうぞよろしくお願したいと思います。

名寄市は、過去のことに触れられましたので、私も少し過去のことに触れていきたいと思うのですが、実は平成17年なのですけれども、文部科学省の委託事業がありまして、これ特別支援教育体制推進事業ということでありまして、その推進地域として全道でどこを拠点としてやるかと、行うかという、そういう特別支援教育がスタートするときの事業がありましたけれども、そのときに私ちょうど上川の教育局におりまして、管内でどこを拠点とするかということでいろいろ南のほうとか北のほうとか考えていたのですけれども、そのときにちょうど前の藤原教育長がおりまして、いろいろちょっと行き来しておりましたので、いろいろ名寄市の状況をお聞かせいただきました。そして、やっぱり市立総合病院があるということと、それと大学があるということ、これ

が大きな決め手になりまして、そしてまず上川管内の北部地区の拠点として名寄にこの事業していただきましょうということで決定したということ今思い出しているところでございます。そういう面からも特別支援教育の推進については名寄市は当時含めて大変先進的な取組のまちの一つであったということを御理解いただきたいなと、そんなふうに思っております。

今後の特別支援教育の充実に関わってでございますけれども、御承知のように、先ほど遠藤議員のほうからかなり詳しく御説明ありましたけれども、名寄市の各学校では障がいのある子供たちの自立、参加に向けて個別の教育支援計画ですとか個別の指導計画、これを基にして全力で先生方、個々に応じた指導の充実を努めております。それと、もう一つ指摘ありましたけれども、名寄市立大学の社会福祉学科と社会保育学科、これに特別支援教育を担当する先生が数名おられますから、その強みを生かしてこれまでも継続してやってきました。その一つがインクルーシブ教育の理念の理解と、そういう研修もやらせていただきましたし、幼保小中高大との連携による取組、これも円滑に進めておられたところでございます。このような現状を踏まえながら、私今後当面大事な視点が何点かあるかと思っておりますので、それでちょっと若干お話をさせていただきたいと思っておりますが、まず1点は通常の学級による、困り感のある児童生徒への指導の充実、これも御指摘いただいているのですが、この充実を努めていきたいと。通常の学級の中にはある教科が極端に苦手だという子供ですとか、周囲とコミュニケーションすることが不得手であるといういわゆる困り感のある子供が存在しておりますので、困り感のある子供たちが学びやすいよう支援を工夫して、結果的に全ての子供たちが理解できる授業、これを目指すためにいわゆるユニバーサルデザインの視点に立った授業というのですが、この授業を積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

それから、2点目はいわゆる名寄版個別支援計画「すくらむ」、御承知のことかと思えます。この「すくらむ」の活用を一層活用、促進していきたいということでもあります。御承知のことかと思えますけれども、実は平成28年から30年にかけて名寄市は文科省の指定を受けました。その指定は、事業名ですが、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制構築事業という、これを受けたところでございます。そのときに名寄版個別の支援計画「すくらむ」、これ今までもつくって活用していたのですが、これを若干改善して、この冊子を市内の全ての幼児、児童生徒、約2,500人いますけれども、この2,500人全員に配付いたしました。保護者の皆さんに活用をお願いしたところでもあります。一時的でありましたけれども、活用率が上昇いたしました。最初はたしか記憶が定かであれば五、六%の活用だったのですが、倍の10%台に入ったということがありました。ただ、一定の成果がありましたけれども、それがまた停滞して、十分ではないという状況に陥ったという、そういう経過がありますので、今後保護者の皆さんにこの「すくらむ」を利用していただけられるように、これ普通の一般の子供たちも使っていくという前提でありますので、さらに活用が進むように啓発、それからより多くの保護者の皆さんに親しみを持って利用してもらえよう内容等も工夫、改善していきたいと、そんなふうに考えています。これ2つ目なのです。

それから、3つ目として、これも議員御指摘しておりましたけれども、名寄市立大学との連携、これの取組をさらに充実していきたいと考えております。そのために今名寄市立大学で行っているのは学生支援派遣事業、これやっております、もう一つはコミュニティケアの教育研究センター課題研究事業などをこれは積極的に進めておりますけれども、この事業としっかりと連携を組んで、先生方にも参加していただきまして、進めていき

たいと。それから、そして大学の先生、それから学生による特別支援学級や普通学級の困り感のある子供たちに対する教育支援を行ってもらうというようなことで、これも一層積極的に進めていただきたい。何せ大学、宝でありますので、この力を有効に活用していきたいと、そんなふうに思っております。

以上、3点申し上げましたけれども、現在上川北部地区において名寄市の特別支援教育は大学があるということで支援体制の整備が最も充実しているまちであります。したがって、この周辺の市町村から大きな期待が寄せられておまして、ほとんど名寄市立大学に相談したいというような先生方もたくさんおられますので、今後とも名寄市が北部地区の特別支援教育の拠点として子供たちや保護者の皆さんのニーズに応える特別支援教育体制の充実に関し、今後一層私も力を注いでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたい。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 教育長、ありがとうございます。名寄市の特別支援教育が劇的に中間からいきなり発展した理由も分かりました。上川北部地区の拠点としていろいろ本当御尽力されたなというところで、教育長の今御答弁いただいた内容については私もそのとおりだと思っております。引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、やはり障がいのある、なしにかかわらず全ての児童生徒が楽しく学校生活を送れる、保護者にも安心してもらう支援体制、また支援をする教職員、支援員の方々がやりがいを持って勤務できる、やりがいを持って臨める勤務体制、勤務環境等を含めて、今教育長もおっしゃられた教育長のお考えの下に本市の特別支援教育がさらに進展していくよう引き続き取り組んでいかれることを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の

質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時27分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 佐久間 誠

署名議員 五十嵐 千 絵

令和3年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和3年6月17日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美  
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 橋 本 正 道 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君  
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君  
市 民 部 長 宮 本 和 代 君  
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君  
経 済 部 長 白 田 進 君  
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君  
教 育 部 長 木 村 睦 君  
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君  
市 事 務 部 長 水 間 剛 君  
市 立 大 学 学 長 廣 嶋 淳 一 君  
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君  
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君  
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君  
会 計 室 長 鹿 野 裕 二 君  
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員  
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員  
1番 富 岡 達 彦 議員  
2番 倉 澤 宏 議員  
3番 山 崎 真 由 美 議員  
4番 佐 久 間 誠 議員  
5番 三 浦 勝 秀 議員  
6番 今 村 芳 彦 議員  
7番 五 十 嵐 千 絵 議員  
8番 遠 藤 隆 男 議員  
9番 清 水 一 夫 議員  
10番 川 村 幸 栄 議員  
12番 高 野 美 枝 子 議員  
13番 高 橋 伸 典 議員  
14番 塩 田 昌 彦 議員  
15番 東 川 孝 義 議員  
16番 山 田 典 幸 議員  
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生  
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

8番 遠 藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

子育て支援について外2件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） おはようございます。議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目3点についてお考えをお聞きしてまいります。

初めに、大項目1、子育て支援についてお伺いをいたします。昨年3月に第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画が策定され、各種施策に取り組まれておりますが、現在整備が進んでいる、また整備を予定している施設の状況についてお聞かせをいただきます。

小項目1、こどもの遊び場整備事業についてお尋ねいたします。同事業は現在整備委託事業者の選定が行われ、10月下旬に完成、11月中旬オープンが予定されている旨さきの市民福祉常任委員会で説明がございました。3月の予算委員会でも一部質疑がありましたが、改めてこの事業の実施に至った経過と場所の選定過程、当初予算に計上されている運營業務委託料858万8,000円に係る委託内容と完成後の運営形態についてお知らせをください。また、この施設を設置する商業施設事業者との契約内容、併せて施設の設置予定期間についてもお知らせをください。

続いて、小項目2、保育所整備についてお尋ねをいたします。5月中旬から南保育所改築の実施設計が行われていると、こちらもさきの常任委員会で御報告がございました。令和2年度に実施した基本設計、この業務が完了したことにより施設整備に要する費用が一定程度精査されたと思えます。そこで、現時点での外構工事や既存施設解体を含めた本事業に係る総事業費についてお知らせをください。また、集約、再配置の考え方が示されている西保育所及び東保育所についてこれまで様々な場面で今年度中に方向性を明らかにすると説明されてきております。再配置場所を含めた議論経過と完成までのスケジュールについてお知らせをください。

次に、大項目2、危機管理体制についてお伺いをいたします。本市では職員向け風水害等の災害時対応マニュアル等の整備はされておりますが、行政サービスを提供する上で新型インフルエンザや現在流行している新型コロナウイルスなど感染症の流行時における危機管理や有事の際に対する職員の意識改革が求められると考えます。

そこで、小項目1、各施設における危機管理マニュアル等の整備についてお伺いをいたします。今回新型コロナウイルスの感染者の拡大により市の関連施設である給食センター、保育所をはじめ庁舎の窓口等も一時利用できない状況になりました。こうした影響を最小限にとどめるためにも組織としての基本的な危機管理マニュアルや各施設における同様のマニュアル整備が重要と考えますが、その整備の状況についてお知らせをください。

続いて、小項目2、職員の健康管理についてお伺いをいたします。インフルエンザの流行期などこれまで職場単位でも対策を取られているとは思いますが、現在のコロナ禍における感染防止対策を含めた職員の健康管理や感染された方が復職された際における身体面、併せて心理面でのケアなどその取組状況についてお知らせをください。

最後に、大項目3、社会教育行政についてお伺

いたします。昨年来からのコロナ禍の約1年半、様々な世代において趣味や娯楽、また地域での活動が数多く制限される状況が続いております。現在も緊急事態宣言に伴い体育施設を含む社会教育施設も休館が続いています。そうした状況の下、社会教育や公民館の在り方が今改めて問われていると考えます。

そこで、小項目1、公民館事業についてお伺いをいたします。公民館は社会教育活動の拠点である施設であることは周知のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中止や縮小が続いており、現在もその拠点施設が閉館となっております。学校教育においては一部制約があるものの通常の授業が行われていますが、社会教育や公民館事業はその機会の多くが失われていると感じております。コロナ禍における公民館事業の実施状況及びこの1年半の経験を踏まえた中での事業の取組についてお知らせをください。また、各学校に設置が完了した学校運営協議会と公民館を含む社会教育との連携状況について、これまでの取組についてお知らせをください。

続いて、小項目2、人材育成についてお伺いをいたします。一昨年の第2回定例会においても同様の質問をさせていただきました。その際、小野教育長から社会教育主事講習の参加促進はもちろん、道教委の社会教育主事の活用を含め社会教育に携わる人材の質を高めるよう取り組むという御答弁をいただきました。この間の社会教育に携わる人材の育成に係る取組状況についてお知らせをください。

以上、この場からの発言とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） おはようございます。倉澤議員から3点にわたり御質問がございました。大項目1は私から、大項目2は総務部長から、大項目3は教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

大項目1、子育て支援について、最初に小項目1、こどもの遊び場整備事業についてお答えいたします。こどもの遊び場整備事業につきましては、これまでも市街地に冬期間や雨の日でも気兼ねなく遊べる施設が欲しいとの多くの要望をいただいております。平成30年12月に実施をいたしました第2期子ども・子育て支援事業計画策定に当たってのアンケート調査では、未就学児及び小学生の保護者から子育てしやすいまちになるための施策として遊び場、活動の場の充実についての要望が一番多く出されました。この結果に基づき第2期子ども・子育て支援事業計画においては、子供たちが伸び伸びと屋内で遊べる場の整備を検討することとしております。整備に当たっては、立地適正化計画の都市機能誘導区域内への整備を基本に総合計画ローリングなどで協議した結果、新たな施設を建設するのではなく、土日、祝祭日も利用可能な市街地にある既存施設を利用した整備ができないか検討してまいりました。検討した結果としましては、一定程度の面積が確保でき、さらに建築基準法改正に伴う新耐震基準に対応している施設を選定したところ、株式会社西條名寄店様の一部を活用して、整備を実施することとなりました。本事業につきましては、児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業として実施し、事業を運営委託する予定であり、施設の一部を賃貸借契約し、遊具の設置などの整備に向け準備を進めているところでございます。賃貸借契約につきましては、西條名寄店2階の一部、約897平方メートル、271.9坪になりますが、を賃借する予定で、賃貸借契約の期間は協議をしているところでございます。また、運営委託の内訳ですが、人件費、賃借料、消耗品や維持修繕費、保険料などを計上しております。事業期間につきましては、子ども・子育て支援事業計画が5か年計画であることから、その都度子ども・子育て会議などで検証を行いながら事業を進め

てまいりますので、御理解願います。

次に、小項目2、保育所整備事業についてお答えいたします。令和2年度に実施をいたしました保育所等整備事業の基本設計における概算事業費でございますが、新保育所整備は14億円、外構工事等は1億3,000万円、既存の南保育所解体は3,000万円を予定しております。次に、公立保育所の再編についてでございますが、昨年10月に新施設の整備に向けて開催いたしました各保育所の保護者説明会や市内の幼児教育、保育施設の関係者及び父母の会などの代表者との子ども・子育て懇談会において説明をいたしました。名寄市内の幼児教育、保育体制につきましては全国的に出生数は減少傾向であり、本市においても平成30年度以前までは200名を超える出生が令和元年度は169名の出生となり、令和2年度も同様に減少傾向にあります。こうした減少傾向が続いた場合は、市内の幼児教育、保育施設の3歳以上児において定員割れを起こすことが予想されます。このことから、3歳以上児の受入れにつきましては公立保育所の受入れを縮小し、私立の幼児教育、保育施設への入園を促し、公立保育所は3歳未満児の保育の充足を図ることとしております。また、新保育所は令和5年度中の完成を予定しており、完成に伴い西保育所、または東保育所のどちらかを閉所するほか、運営を継続する保育所については今後の出生数の状況にもよりますが、3歳未満児に特化した保育所とすることを説明しております。閉所する保育所の具体的な協議につきましては今年度中に行うこととしており、西保育所、または東保育所のどちらの保育所が存続することになったとしても建設から40年を経過し老朽化していることから、新保育所の整備後に立地適正化計画や公共施設個別施設計画などにに基づきながら、次の新保育所整備について検討を行ってまいります。質問にあります設置場所と完成までのスケジュールについては、今後の出生数などを考慮しながら子ども・子育て会議や総

合計画ローリングなどにおいて協議を行うこととしておりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、危機管理体制について、初めに小項目1、危機管理マニュアル等の整備状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染予防対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、市民の生命、健康を保護するとともに、経済に及ぼす影響が最小限となるよう感染症の発生段階に応じて対策を講じることとしております。また、本市における組織体制としては名寄市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、適時感染予防対策や市民周知等について方針を決定できるよう体制を構築しております。御質問のありました危機管理マニュアル等の整備状況についてですが、本市では市としての全組織的な基本マニュアルや施設ごとのマニュアル等は作成しておりません。具体的な危機管理の進め方としては、例えば学校においては文科省作成の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルなどそれぞれ所管省庁などが作成したマニュアルや各業務内容に応じた技術的な指導に基づき対策を講じているところです。また、併せて感染症対策本部会議において適時予防、蔓延防止のため施設の利用制限、市民周知など状況判断を踏まえた対策を決定しております。今後も感染予防及び市民生活への影響を最小限にとどめるため迅速な対応に努めてまいります。

次に、小項目2、職員の健康管理について申し上げます。初めに、一般的な健康管理ですが、労働安全衛生法により事業者は労働者に対し医師による健康診断を行わなければならないと規定されており、職員は年に1回健康診断を行い、事業者として職員の健康状況の把握を行っております。

次に、インフルエンザについては流行期前の課長会議などでワクチン接種の勧奨やうがいや手洗いの励行などを周知し、併せて幼児や児童と接する保育所や児童センターなどに勤務する職員にはワクチン接種に対し定額の助成を行っております。なお、インフルエンザに罹患した場合には会計年度任用職員を含む全職員が有給による病気休暇を取得しているところであります。

次に、御質問のあったコロナ禍における対応ですが、職員個人の健康管理として出勤前の検温の実施及び検温の結果おおむね37.5度以上の発熱がある場合、または継続するせきなどの風邪の症状がある場合には感染拡大防止措置の観点から無理をして出勤をせず、自宅で療養に努めること、手洗いや小まめな換気、せきエチケット及びマスクの着用を徹底することを職員周知しました。あわせて、執務室には飛沫拡散防止シートを設置し、感染予防に努めているところであります。また、職員が罹患した場合や濃厚接触者となった場合、学校等の休校等に伴い子の監護者が欠ける場合、ワクチン接種による副反応が出た場合などそれぞれの状況に応じた休暇の取得方法についても周知徹底をしたところであります。なお、今回職員が罹患しましたが、療養中は可能な範囲で所属長などが連絡を取り、心のケアに努めるとともに、復職後も様々な場面で負担をかけないよう対応しているところであります。今後も引き続き適切な職員の健康管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目3、社会教育についてお答えいたします。

まず初めに、小項目1、公民館事業についてありますが、公民館は市民の学びの場や芸術に触れる機会づくりとして市民の学習要求に基づいた市民講座や公民館講座を実施しているほか、家庭教育に関する事業や高齢者大学、学級、子供会活

動など幅広い分野において学習活動の支援を行っております。令和元年度には名寄市、智恵文、風連の3つの公民館において合計で17事業を実施し、260人の参加がありましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策による公共施設の臨時休館などにより合計で10事業、参加者も158人と大幅な減少となり、事業の実施に大きな影響を受けてきております。今年度においてもこうした厳しい状況が続くと思っておりますが、本定例会初日に議決いただいた名寄市社会教育動画配信事業ではコロナ禍でも市民の学びを止めることのないよう市民講座をはじめ様々な分野の公民館事業において動画配信事業を実施し、市民の学習機会を確保してまいりたいと考えております。

次に、学校運営協議会との連携につきましては、昨年度からそれぞれの学校運営協議会で地域学校協働活動に取り組んでおり、7つの学校運営協議会に地域コーディネーターを配置しております。昨年度は残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大により活動の機会がありませんでしたが、今後は様々な形で学校と地域のつながりづくりを進めるとともに、学校と地域の連携を深めていきたいと考えているところであります。

次に、小項目2、人材育成についてお答えいたします。一昨年の第2回定例会における倉澤議員の御質問以降、令和元年10月には生涯学習課職員に社会教育主事の発令を行ってまいりました。社会教育主事には地域における学習課題、ニーズの把握、分析、地域における生涯学習のコーディネートなど多くの役割が与えられております。現在名寄市では再任用を含め9人の社会教育主事となる資格を有する職員がおりますが、その後資格取得に係る講習を受講した実績はございません。社会教育主事の資格取得に関する規定改正により北海道が行う資格取得の講習が昨年から見直され、平日分散型や冬期集中型の日程設定や一部の講義についてオンライン受講が可能となるなど受講しやすい講習の設定になっております。今後職員研

修担当とも連携し、職員が受講しやすい環境整備に努めるよう考えてまいります。一方、社会教育に携わる人材の育成に関しましては、社会教育や公民館部門での職員研修への参加をはじめ上川教育局の社会教育主事を講師とし、地域コーディネーターや学校教職員などを対象とした地域学校協働活動に係る研修会を実施するなど職員の資質向上に努めております。また市民講座や青少年教育事業の企画、実践など日常の業務の中でしっかりと職員の資質向上も図ってきているところです。今後コミュニティ・スクールを充実、発展させるためにも地域コーディネーター研修会を開催するなど様々な機会を通じて人材育成を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、こどもの遊び場整備事業についてですけれども、本事業、民間施設内に設置される施設ということで、整備、今回業務委託する部分については改修、また遊具施設の設置を含めた業務ということになっていると。完成後、本施設については公の施設であるというふうに考えますけれども、改めて設置者の位置づけ、また11月中旬オープンを予定しているとのことですが、施設の設置条例の整備の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） まず最初に、遊び場に係る設置者についてということですが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、この事業につきましては児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業として実施をするものでございまして、西條名寄店の建物の一部をお借りしまして、名寄市が行う事業として位置

づけ、実施をするもので、事業の運営につきましては、先ほど申し上げたとおり、委託ということでございます。運営委託に当たりましては既存の休憩室、それからバックヤードを利用することで整備費が削減できるということで、運営委託については西條名寄店に委託をする予定であり、整備をしました備品も貸与し実施するものでございます。また、この事業につきましては子育て支援のための事業ということで利用料は無料にするほか、貸与した備品の損害賠償などの規定についても運營業務の契約において明記をし、対応することとしておりまして、以上のことから本事業につきましては西條名寄店内において名寄市が行う子育て支援事業を実施するものであることから、条例の制定ではなく、事業実施のための要綱整備を行う予定でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、今後のスケジュールの関係ですが、6月15日に公募型のプロポーザルによる企画提案書のヒアリングを行いました。今後事業者の決定を行いまして、6月末に契約した後7月から内装整備、それから遊具搬入など実施しまして、11月中旬にプレオープンできるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今の御答弁ですと、今回のこの施設の整備事業ですけれども、実施に当たっては児童福祉法に基づくソフト事業という考え方で進めていくといった答弁だったというふうに認識をさせていただいたのですけれども、施設整備に関わって、整備事業という事業名もそうですけれども、完成した以降は住民の利用に供する施設ということで、普通公共団体が設ける施設というふうに私自身は考えるのですけれども、地方自治法の244条第1項には公の施設に該当する場合、同2項によって当該施設の設置管理に関する事項は条例で定めなければならないというふう

に規定をされております。あわせて、公の施設とした場合は指定管理者、業務の前後は管理運営委託することができないということで規定もされているところがございますけれども、そちらについての見解についてはどうお考えなのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 本事業におきましては、さきに答弁したとおり、事業という位置づけの下実施するというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 本事業ですけれども、事業費3,500万円、今回費用かけて設計、改修、遊具の設置を行って、児童の健全な成長を図るといった目的を持っての整備というふうにお聞きしておりますけれども、そうした部分から考えても本施設は明らかに施設というふうに私は考えますけれども、こちらについて御見解、改めてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今回遊具等を設置いたしますけれども、あくまでも民間施設の一部を活用していただいて、市が行う事業として取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） この部分について、施設であるかないかというところについては私の見解と執行者、皆さんの見解が一致はしないところなので、これ以上はちょっと議論は避けていきたいと思っておりますけれども、市有財産管理する、また指定管理を担当している総務部長についても同じような見解でよろしいのかをお聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、賃貸、借りている施設でも市のほうで使うと

いう形になれば公の施設ということに該当するということについては分かっている、認識しているところがございますけれども、今回につきましては、先ほど来の答弁にもありましたけれども、事業で実施するという部分もありますし、使用料も取らないということもありますので、今回統一した見解として私どもも押さえております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 事業の進め方については要綱のほうで定めていくということで御答弁もさきにあったところですが、設置条例の中でも当然設置場所、開館時間、また料金、無料に関してもそうですけれども、使用できる住民の範囲など細かく市民に制限を与える部分、また制約を与える部分については条例で定める必要があるというふうに私は認識しておりますので、私自身条例の必要性については今も考えておりますので、事業を進めるに当たって間違いのない進め方をさせていただければというふうに思います。

続いて、保育所整備についてお伺いをいたします。事業費について御答弁ございました。総事業費でおおむね15億6,000万円ほど、さきに、2月22日ですけれども、公共施設個別設計計画の中の一覧表で示された令和4年度、令和5年度の事業、15億円余りとなっておりますけれども、大体同じぐらいの金額で工事、総事業費が積算されたということで理解をしたいというふうに思いますけれども、こちら整備に当たって一部隣接する花園公園を利用するといった部分がございます。こちら遊具の移設であったり、公園内の施設の一部撤去、移設も含めて、こちらの整備事業についてはどの程度費用かけて行うのか、また何年度に行うのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今ありました花園公園の遊具等ある物置とかある部分だと思いま

すけれども、これにつきまして外構含めて工事の時期を見据えながら、工事費につきましても今後算出というふうになっていますので、詳細の数字は持っていますので、また決まり次第お知らせをしたいというふうに思っています。工事の日程と併せながら説明しますので、また委員会等でも説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 来年から工事が始まるということで、公園の利用の制限も来年度からかかってくるのかなというふうに思いますけれども、かかる費用、今年度中に積算、来年度予算ということになると思うので、そちらについてはまた整備の内容も含めて決まりましたらできるだけ早く地域住民含めて説明をいただきたいというふうに思います。

あと、今検討が進められております西保育所、東保育所、次の保育所整備に関わる部分についてお伺いをしたいと思いますけれども、少子化の関係もあって、こちらは出生数の推移を見ながら施設の規模を検討していくというような御答弁だったというふうに思うのですけれども、事業費については今回南保育所の整備については約15億円、規模によってはこの額よりも下回るというような考え方で、今の部分で捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○議長（東 千春議員） 再開します。

小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 南保育所整備後の次の施設の整備費ということですが、これにつきましてはありましたように、出生者数など、ほかの民間幼児保育施設等の状況も確認しながら定員等決めていきますので、今現在で幾らぐ

らいというのはまだ算出しておりません。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） これまで保育所の整備、今事業実施行われていますけれども、子育て支援の関連施設等も含めて今回整備をしております遊び場整備事業3,500万円プラス運營業務委託料で858万8,000円の予算計上ということで、過去にも木材需要拡大センター、通称森林館と呼ばれておりました施設、27年度で廃止されて、こちらについても平成27年度から平成30年度までで約6,700万円の経費をかけて整備をしてきているといったところで、様々なハード事業、取り組まれてきているというところで、ソフト事業も併せて、また病院の小児科の医療体制も含めて予算規模の推移を見ても子育て支援の施策に力を注いでこられたというふうに考えております。

最後市長にお尋ねをしたいと思いますけれども、それら事業に対する少子化の抑制効果、また市民の満足度など、それに対する評価と総括についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 平成27年度から第1期、そして令和2年度から第2期の名寄市子ども・子育て支援事業計画がそれぞれ策定をされて、その計画に着実に沿う形でこれまで子供、子育て関連施策を推進してきたと考えていますが、とりわけ第1期も第2期もそれぞれその事前に幼児教育、保育、そして小学校全保護者にアンケートを配付をし、かなりきめ細かな需要、ニーズの調査も行いつつ様々な事業者の皆さんの意見も酌み取り、さらにはそれぞれのその時々の時勢を捉まえて着実に事業を推進してきたものというふうに考えているところでありますし、またこれまでそうした市民の期待に応えるべく事業も推進してこられたという自負も持っているところであります。それぞれ計画の当初に裏面に市の子供、子育て政策、

あるいは環境に関する満足度みたいな調査がありまして、第1期と第2期それぞれ若干項目が違うので、一概に比較はなかなか難しいのですけれども、満足度に関しても着実に市民の皆さんの評価は高まっているというふうにも考えているところでもあります。しかし、一方でどうしてもやっぱり不満だとかというような市民の皆さんの声もあるのも事実でありますので、この辺は令和2年度からスタートしている計画の中でもかなりいろんなこともまた昨年度からやらせていただいておりますが、不断のこうした子供、子育て環境の強化、努力をしていくことが必要だというふうに思っています。加えて、名寄市では子供、子育てに関して様々なすばらしい施策も打っているし、また民間の皆さんの子育てサークルだとか様々な、そして地域独自の動きも出てきているというふうにも考えています。今後デジタル社会の推進ということでこうした子供、子育てに関係する手続のオンライン化だとか様々なこうした子供、子育ての情報を一元に集約をして、よりこうした子育てのいろんなメニューや事業を集約し、発信していくということもこれから検討していくことも大変重要な課題ではないかというふうに思っています。出生率の話で、そのことが出生率に、先ほどの話ですけれども、この2年ぐらいがどうしても170切っているということで、大きく結びついていないということも事実であります。これが一概にこの子供、子育ての環境のものなのか、ここはコロナ禍の影響もあるので、様々な角度から分析はしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、いずれにしてもこの出生率という部分も含めた人口問題というのは子供、子育て、教育の環境、さらには地域の経済の問題、あらゆる側面から多面的に考えていかなければならないし、そのために名寄市の今持ち得る環境をさらに生かした魅力あるまちづくりを今後とも着実に推進していくということに尽きるのではないかと考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 少子化の部分についてはなかなか効果が見えていないというような部分も現実的にはあると思います。一方で、市長の答弁では市民評価も高まっているといった部分、また自主的な取組も子育てに関しては進んできているといった内容でお話がありましたけれども、子育て支援の全体にかける事業費、予算規模もかなりここ数年で金額的には多くつぎ込まれているといった状況が見受けられます。ハード事業に関してですけれども、2月22日に示されました公共施設個別施設計画の部分でもほかの公共施設、改修、また改築が急がれる施設ということで、CとDといった評価、建物の基準、Cは安全上、機能上不具合の発生が出るおそれがあると。Dは改修等により躯体の改善困難、個別の躯体の改善が困難な施設がDということで、この部分、調査、計画つくった部分で63の施設のうち20を占めているといった状況が今現在名寄市の持っている課題としてあるということで、こうした部分での他の施設の改修も一定程度費用かけて今後行っていかなければいけないといった部分では子育てに偏りなく、全体的なバランスを見て事業のほうに取り組んでいただければというふうにお願いをしたいというふうに思います。

続いて、大項目2、危機管理体制についてお伺いをいたします。風水害の災害時、こちらについてはもちろんですけれども、今回の感染症や各種クレーム対応も含めて危機管理においては初期対応が非常に重要になるというふうに考えております。使用料や利用料の料金を徴収している施設、また上下水道等のインフラについてはそのサービスをできるだけ停止させないためにもふだんからの危機管理意識が大切になるというふうにも考えております。そうした観点からも危機管理マニュアルの整備は今後必要と考えておりますけれども、そちらについてのお考えをお知らせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 危機管理マニュアルの整備についてということでございましたが、先ほどの御答弁で申し上げましたが、コロナに関わる危機管理体制について、危機管理の部分につきましては関係省庁などが作成しているマニュアルや技術的な指導に基づき対応しているということでありまして、現状におきまして市単独でのマニュアルや整備は予定していないというところでございます。この間給食センターですとか保育所、小中学校等におきまして利用者や職員の感染が確認されまして、施設の一時閉鎖ですとか休校などやむを得ない措置を講じてきたというところでございます。一方、上下水道事業におきましては市民サービスに多大な影響を及ぼす可能性があるということから、5月中旬からリスク分散のために分散勤務を実施したというところであります。今後もそれぞれの職場に応じた感染対策を進めるとともに、職員の危機管理意識の向上に努めてまいりたいと考えております。なお、この間の感染状況踏まえまして、幼児保育施設及び学校の教職員ですとか給食センターの職員、上下水道も含めまして市民に多大な影響を及ぼす業務の従事者へのワクチンの先行接種、実施していくこととしておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） マニュアル等の整備の予定はないという御答弁だったということで、各種施設での取組のお話ございましたけれども、災害や感染症以外でも想定される様々な有事の際に対する備え、また市民からのクレームであったり、事件、事故、また不祥事も含めてですけれども、先ほども申し上げましたとおり、初動対応、非常に大切だというふうに思っております。昨日の一般質問の答弁にありましたけれども、学校現場では行動計画であったり、給食センターの研修も行われているようなお話ありましたけれども、危機管理マニュアルについては基本的な部分において

他の自治体でも整備されているところがございませぬ。今後全庁的な共通事項を示した基本マニュアルと所管部署における具体的な危機対応を示した個別マニュアルの整備について検討されるお考え、改めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 現状におきましては、答弁しているとおりでございませぬけれども、今後も様々な、今回コロナの部分もありますけれども、先ほど来議員がおっしゃられている様々な課題あるろうかと思えます。いろんな形でマニュアル等を整備することが重要なことだと考えますので、一つ一つ全てできるかどうかというのは、それはできませんけれども、それぞれの状況に応じて議論を深めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 続いて、職員の健康管理について確認をしていきたいというふうに思います。

本市では職員の公務における災害の防止や健康確保について必要な事項を定めた名寄市職員安全衛生管理規則というものがございまして、それに基づいて職員の安全衛生に関する調査、審議機関として安全衛生委員会が組織されているというふうに思います。この委員会の開催状況と新型コロナウイルス感染症に関する対応の協議経過、また取組についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 安全衛生委員会の関係で御質問がございました。安全衛生委員会につきましては、職員の健康ですとか安全を守るために必要な対策につきまして労使が一体となって調査、審議を行うということを主な目的としております。最近の主な協議内容ですけれども、時間外勤務の縮減ですとか休暇の消化の関係、あとストレスチェックですとか、そういう部分が多かった

ということで、コロナの関係の議論についてはそんなに多くはなかったというところでございますけれども、今回新型コロナウイルスに感染した職員もいるということでございます。この委員会の中で危機管理意識の向上ですとか心のケアも含めまして今後協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 委員会の開催状況ですけれども、この新型コロナウイルス感染症拡大してから約1年半たつということで、この間感染症に関する協議はあまり多くなかったという御答弁だったというふうに思うのですけれども、こちらの安全衛生委員会の委員長、どなたになりますか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私でございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 実際職員の中でも感染した方、また濃厚接触者となり休職された方も現に今、現在休職されている方もいらっしゃるということでございます。先ほどの御答弁にもありましたけれども、復職後の心理面や職場での感染リスクの低減策など安全衛生委員会において協議する内容についてはたくさんあるというふうに思うのですけれども、こちらについては委員会の内容、対策本部もございまして、職員の安全衛生に関する重要事項の審査、それを市長に具申する役割ということも定められておりますので、今後そちらについて開催も含めて内容について協議をしていただけたらいいかというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） この安全衛生委員会ですけれども、委員会の半数は職員団体という形になっております。職員団体とも連携しながらコロナにかかわらず職員のメンタル面ですとかも含めまして当然協議はこれまでもしてございまして、今回コロナもありますので、引き続き職員団体と

協議しながら協議を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 委員長である渡辺総務部長のリーダーシップの下、しっかり進めていただきたいというふうをお願いをします。

続いて、社会教育行政について確認をさせていただきたいというふうに思います。2点、小項目、それぞれ御答弁いただきました。公民館の関係でございまして。部長の答弁からもございましたけれども、公民館、御存じのとおり、文化、教養、福祉の増進といった基本的な役割、併せてコミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営の機運を高め、現代的課題、地域の課題の解決に向けた取組も重要な役割だというふうに考えております。そうした観点から他の社会教育施設、図書館であったり博物館、天文台などの連携はもちろん、これまで以上に学校や町内会、今あまり使われていないのですけれども、行政区との関わりが不可欠というふうに考えますけれども、これからの公民館、まず公民館で働く公民館主事の役割についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 公民館につきましては、学習要求に対する支援だけではなくて、様々な地域の課題を捉えながら課題に基づいた事業ですとか活動を市民と共に学ぶ、その中から地域活動ですとか町内会活動などまちづくりの活動のリーダー育成などなど本当に広い意味で担っていると考えているところでございます。現在名寄市の公民館におきましてもエンレイカレッジですとか、また智恵文の公民館ではちえぶん学講座などそういったまちづくりや地域をテーマにした講座なども行ってございまして、地域への愛着を一層深める取組なんかも行ってきているところでございます。今後につきましてもこうした取組を通じまして町内会、さらには地域活動とも連携を図っていききたいというふうに考えておりますし、そういう取組

を進めるに当たりましては社会教育主事の担う役割というのは大変大きいものだというふうに考えているところがございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 地域との関わり、また様々な課題の部分についてですけれども、昨日の一般質問の中でも総務部長からも認識示されておりましたけれども、ワクチン接種に関する情報の取得手段であったり、接種の予約手段、高齢世帯における、このコロナ禍において経済的な課題が明らかになったということもございます。また、町内会に関しても事業の中止であったり、縮小、地域コミュニティの衰退が今後加速していく要因になりかねない、見逃せない地域課題も今あるということで、そうした課題を今公民館のほうでしっかり把握をして事業に反映していくことが重要であるというふうに考えております。先月小野教育長においては4期目、新たに選任をされたということで、以前公民館の果たす役割について今後かなり見直しを進めていかなければならないという認識も示されておりました。昨日の御答弁でも高校におけるコミュニティ・スクールの配置のお話も出されておりました。適正な人員配置や人材の育成を含めて改めて今後の公民館事業を含む社会教育行政の取組に対する4期目の決意も含めたお考えについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今お話ありましたけれども、前回の私の議員に対する答弁のときに公民館の果たす役割について見直しが必要だというお話をしましたが、まずもってこのことについてちょっと見解だけ述べさせていただきたいと思うのですが、議員も御承知のように、公民館の果たす役割というのは社会教育の中で公民館の役割が規定されておりますけれども、そこに目的と公民館が果たす事業ということがありまして、その役割

は6項目の事業であるという認識をしております。ただ、よく社会教育関係者で公民館の役割についてお話があるときに集まる、学ぶ、つなぐというのでしょうか、この3つの観点から事業を整理しております。今まではどちらかというところ集まる、学ぶというのが、大体そこ中心に進めてきておりましたけれども、今後はやっぱりつなぐというのでしょうか、そういう役割を重視していかなければならないのではないかなと思っております。もっと違う言い方でお話ししますと、公民館は機関車型のリーダーシップではなくて、支援型のリーダーシップの発揮、これが今後求められていくのだろうという話も出ているところがございます。あと、人材の配置だとか育成を含めた今後の社会教育行政の在り方についてでございますけれども、倉澤議員、以前生涯学習課長でありまして、十分に社会教育に関わっては理解されておられますけれども、御承知のように、生涯学習の実現を図るということについては学校教育と社会教育、そして家庭教育ですか、それぞれの目的と役割をそれぞれがしっかりと果たすということが大変重要になってきております。とりわけ人生100年時代でありますので、生涯にわたる学びを行うには私も公民館事業を含む社会教育の果たす役割、これ極めて重要であるというような認識をしているところがございます。このたびの新しい学習指導要領では、未来を担う子供たちの豊かな育成を促すために、御承知のように、社会に開かれた教育課程の実現を目指して、家庭、地域総ぐるみの教育の展開をしていただきたいということで、国のほうからも示されているところがございます。このことを受けまして、先ほど部長のほうから説明ありましたけれども、名寄市では地域と共にある学校づくりを目指して、市内全ての学校の運営協議会に地域学校協働本部を設置いたしました。そこに今回生涯学習課の人材、これを中心にして地域コーディネーターを配置したというところでもあります。これはつなぐというのでしょ

うか、支援のスタイルをちょっと強調したところでありまして、この生涯学習課の人材を中心にした地域コーディネーターの配置を通して今地域学校協働活動の充実を図ってきているところがございます。現在各地で公民館に期待する役割の中に学校と地域の連携をコーディネートするということが挙げられているところでもあります。すなわち、コミュニティ・スクールの充実、発展は社会教育の、いわゆる公民館の担当者である地域コーディネーター、これにかかっているとされているところがございます。したがって、この機会を有効に生かして、教育局の社会教育主事等を講師としてまた再びコーディネーターの育成研修などを開催するなどして、社会教育担当者としての人材の育成、これにしっかりと努めていきたいなと思います。

また、もう一つ、社会教育の取組については専門性が非常に求められておりますので、社会教育主事、あるいは去年から設置されております社会教育士、これらの資格者の配置はもちろんですが、担当職員の資質の向上にも配慮して進めていきたいと。担当職員の資質の向上に当たっては、いわゆるOJT、日常の業務を通して職務に必要な能力を育成すると、そういう視点も大事にしながら今後対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ただいま小野教育長のほうから公民館事業に対する考え方であったり、社会教育行政に対する取組の考え方、また人材育成についてお話がございましたけれども、人材配置の部分でちょっとお話をさせていただきますと、私も現職時代、北海道公民館協会の役員をさせていただきましたけれども、御存じのとおり、今いる職員がどうのこうのということではないのですけれども、自治体によっては中央公民館の館長、自治体の首長であったり、教育長が館長に就いているといった自治体も数多くございます。そうし

た部分においてはしっかり人材の育成、指導も含めて行政、首長、教育委員会では教育長の指導も含めてしっかりと人材を育成していくことが今後必要なのかなというふうに思っております。昨日来からも各議員の質問の中で言葉よく使われておりますけれども、その言葉ちょっとお借りして、誰一人取り残さない包摂的な社会実現のために全ての人が学び続けられる環境、そちらについて引き続き整備をしていっていただきたいということをお願いして、私の質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

新型コロナワクチン接種への対応について外2件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

大きい項目1番目、新型コロナワクチンの接種への対応についてをお伺いいたします。ちっちゃい項目、接種予約の現状と課題についてをお尋ねいたします。本市は5月6日から新型コロナワクチン接種の予約がスタートし、高齢者の優先集団接種も順調に進められ、今後国の示す優先接種順位に基づき高齢者の次の順位である基礎疾患を有する方の先行接種が行われます。高齢者の優先接種、基礎疾患を有する方が終了すると、64歳以下の接種が始まりますが、今回の予約では電話、ライン、ホームページ予約と電話がつかない、ラインやホームページも使えないという声が多数聞かれました。他市町村では、高齢者の高い順に5歳刻みに予約を取ればいいのに、また接種日を役所で決めてもらい、不可能であれば連絡し、変更すればいいという声も聞かれました。今後の接種体制の理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目2番目、企業と大学等の職域単位のワクチンの接種についてであります。昨日私の

質問の内容のほとんどが加藤市長の記者会見で網羅されていると思いますが、何個か御質問したいので、続けさせていただきます。7月末を念頭に希望する高齢者の終了するのを見据え、各自治体の判断で順次基礎疾患を有する者等を含め広く一般にも接種を開始することになっております。ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため6月21日から企業、大学等の職域、学校等を含む単位でワクチンの接種を開始することが可能となりました。厚生労働省健康局健康課予防接種室から出されましたワクチンはモデルナ社、高齢者施設等の影響を与えないように接種に必要な会場や医療従事者等は企業と大学等が自ら確保するとありますが、名寄市立大学や企業の職域単位のワクチン接種について理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目3つ目、中学生のワクチン接種についてお尋ねをいたします。ファイザー社のワクチン接種の対象年齢が12歳以上と引き下げられました。自治体によっては既に夏休み期間の活用などの検討が進められておりますが、12歳以上、中学生の生徒が対象となると思われます。ワクチン接種をすることによってそれ以降部活や学校行事がどのように変わっていくのか楽しみであります。どのような見解を持たれているのでしょうか。ワクチンを接種することにより部活動、学校行事が大幅に緩和され、また感染を恐れていた子供を休ませている家庭も少なからずありますので、夏休みの期間を利用した中学生の接種を優先することも重要ではないかと考えております。12歳以上のワクチンの接種についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、コロナ禍で地域経済を支える対策についてをお尋ねをいたします。飲食店、テークアウトへの支援についてであります。昨年2月からコロナ感染が発生、1年4か月を迎えようとしている中、不要不急の外出を控える、8時以降の外出を控える、日中、週末の外出を控える

と自粛要請が続く中、北海道における緊急事態措置が続き、飲食店は悲鳴を上げております。風連地区では、風連出前館の街なかにぎわい補助事業を活用し、商工会青年部のテークアウトスタンプラリー事業は大きな反響を呼んでおります。下川でも宅配事業の充実のために地域おこし協力隊を活用する見込みであります。名寄市内風連地区の飲食店での時短や休業要請、市民には不要不急の要請、市民の皆様はコロナの感染の不安のため外食を控え、また命をつなぐためにテークアウトやデリバリーサービスに変えて努力を続けている飲食店に対して継続的な配送料等の支援等の考え、またはそれに伴う支援についての理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目2つ目、福井モデルの飲食店の考えについてをお尋ねをいたします。福井県は4月に県内感染の約67%に当たる人がマスクをなしで飲食を通して感染すると推測され、飲食店以外のマスクなしは84%に上っております。マスク会食で奨励金を出したり、マスク会食奨励店を職員が回り、ソーシャルディスタンスの距離や座席の位置を決めたり、二酸化炭素濃度の対策など福井は県で行っておりますが、市民はコロナ感染への不安などでなかなか飲食店に出られない方がたくさんおられます。努力している飲食店への支援の意味でも福井モデル、山梨モデルを進め、名寄モデル認証制度を取り入れるべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、市民が利用しやすい名寄市立総合病院についてお尋ねをいたします。待ち時間の改善対策についてであります。数度この質問をさせていただきました。今回も病院に行ってお患者さんの不満等で待ち時間が約6時間あり、大変な思いをしたという患者さんから言われまして、今回の質問をさせていただきます。病院へ行って、患者さんの不満は待ち時間が大変不満であります。マーケティングレポートの外来待ち時間の意識調査では、待ち時間の不満が22.2%と最も多く、

次いで駐車場不足が17.2%、会計待ち時間が16.7%になっております。予約しても待ち時間が長いと市民から相談があり、市立総合病院としての待ち時間の現状と改善対策についてをお尋ねをいたします。

小さい項目2つ目、駐車場の満車改善対策についてであります。病院で体の調子が悪い中、駐車場場で車を止められず大変困っている外来患者の方からの相談であります。この問題は、何回か御質問させていただきました。当時私も朝用事があり、6時半に市立総合病院の駐車場にいました。委託業者の職員の方含めて裏口から出勤しておりました。病院として患者さんの駐車場という思いはあると思いますが、利用しやすい駐車場の現状と今後の対応についてのお尋ね申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま高橋議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は産業振興室長から、大項目3は病院事務部長から答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、新型コロナワクチン接種への対応について、小項目1、接種予約の現状と課題対応についてお答えいたします。65歳以上のワクチン接種の予約方法については、準備段階で高い年齢順から段階的に予約を受け付けるか、接種日を決めて案内するかなど検討をいたしました。本市では一斉に接種券を発送し、受付を行うことにより接種枠に空きがなく、ワクチンの廃棄も最小限にとどめ、効率的で速やかに接種を進めることができると判断いたしました。予約人数につきましては、当初接種率70%を想定しましたが、現在は接種率90%程度を対応できるよう医療機関の協力を得て体制を整えております。また、ワクチン接種の開始時は2回目の接種を考慮し、50%の受入れからスタートし、ワクチンの確定量に合わせて随時予約枠を増やし、受付をしてき

ました。64歳以下のワクチン予約につきましては、高齢者の状況を踏まえて医療機関と協議しながら、3週間で希望者全員の1回目の接種が終了できる体制を整えます。予約は電話でも行いますが、ライン及びウェブ予約を主に行うよう周知してまいります。予約の受付は年齢の高い順から3つのグループに分け、予約の受付時期を変えて対応していく予定です。なお、接種券は6月下旬に郵便局に持ち込み、配達は7月上旬になる見込みです。ただ、ワクチンの供給量によってはスケジュールが変更になることもあります。

次に、小項目2、企業や大学等の職域単位のワクチン接種についてですが、国ではワクチン接種の加速化を図るため6月21日から企業や大学等において職域単位でのワクチン接種を可能とする内容の事務連絡を関係する企業や大学等と各自治体に発出しました。実施に当たっては、自治体による高齢者等への接種に影響を与えないよう接種に必要な会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保することとなっております。本市においては、市民へのワクチン接種を加速化することが重要と考えておりますので、企業や大学等の動向を注視しながらできる範囲で支援をしてまいります。なお、名寄市立大学については大学内や設置者との協議の結果、ワクチン接種ができる環境が整ったことから、国に対して職域接種の申請を行い、承認された旨の報告を受けたところであります。

次に、小項目3、中学生以上のワクチン接種についてですが、厚生労働省ではファイザー社製ワクチンの12歳以上の接種を認めていますが、接種順についてはこれまでの方針どおり進めております。本市においても国の接種順を基本に今後は基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、市が先行接種の必要があると判断した職種従事者、64歳以下への接種と考えております。ワクチン接種後の各種活動についてですが、ワクチン接種により免疫ができたとしても100%感染しないということではなく、感染リスクの低減や重症化

する可能性が低くなると言われています。また、心身等の状況によりワクチン接種ができない方への配慮もしていく必要があります。このことから、ワクチン接種後もこれまで同様の感染予防対策、感染拡大地域への往来自粛などの対応は必要と考えております。中学生以上の夏休みでの接種については、高齢者等への接種時期と重なるなど接種スケジュールを見直すことが必要となります。また、ワクチン接種を希望される方は仕事、生活、家族、心身の状況などにより一日も早くワクチン接種を望んでおります。このことから、本市の集団接種につきましてはさきに述べた接種順で進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目の2、コロナ禍で地域経済を支える対策をについて申し上げます。

まず、小項目の2、飲食店テークアウトへの支援についてですが、新規開発メニューなどをタクシーで自宅や職場に届ける風連出前館は、新規顧客の開拓による来店者の増加や需要低迷の打開策として本年2月15日から3月26日までの間、風連地区の飲食店9店舗が宅配用メニュー24品目を用意して実施されました。実施期間中228件、1,002食、注文総額88万3500円の利用があり、参加飲食店及び配送事業者への直接的経済効果があったほか、多くの反響があったと聞いております。本事業は、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の一つとして、昨年6月に名寄市中小企業振興条例施行規則を一部改正し、補助率のかさ上げを実施した街なかぎわい事業を活用したもので、事業費の一部を実行委員会に対して支援をしたところでございます。風連地区では、この風連出前館の好評を受けて、今年度5月18日から6月25日の間新たに第2弾を実施しています。今回は、市の補助は受けず、風連商工会の負担で実施されており、こうした民間の自

発的かつ主体的な動きを本市としては地域のモデル的な取組として大変うれしく受け止めております。名寄地区においては、貨客混載の許認可等の関係もあり、名寄地区でのテークアウト料理の宅配は取り組まれていない状況にございます。一方で、名寄商工会議所青年部では長期化するコロナ禍にあって購買意欲を喚起し、市内飲食店に足を運んでいただくため、昨年4月から6月と本年3月から7月までの2回にわたりテークアウトスタンプラリーを実施しています。今後の本市経済の担い手団体の発案による取組に敬意を表するとともに、本市として景品の一部を支援しているところであり、今後も引き続きコロナ禍を乗り越えようと地域自らの発案によるソフト事業について可能な支援を柔軟に行ってまいります。

次に、小項目の2、福井モデルの飲食店への考えはについて申し上げます。福井県では徹底した積極的疫学調査の結果、マスクなしの感染率、中でもマスクなし飲食の感染率の高さに着目し、マスク会食を中心とした感染防止対策を推進しており、今年度第三者による現地確認を通して取組が適切な飲食店を県が認証し、1店舗当たり10万円の奨励金を支給する事業を取り進めようとしています。国では本年4月、このような第三者認証制度導入の検討を都道府県に求め、示された基準案における必須項目としてアクリル板等の設置、または座席の間隔を1メートル以上確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底を挙げています。北海道では、コロナ禍が長期化している中、国が示した新しい生活様式の実現に向けた新しいライフスタイルやビジネススタイルである新北海道スタイルの実践を求めています。最近の新聞報道によりますと山梨県を参考に独自の第三者認証制度の導入を検討しているようです。本市においては、市内飲食店に対して広報や新聞広告等を通じて新北海道スタイルの実践をお願いするとともに、本年1月から2月末まで申請受付を行った名寄市経済維持支援給付金では新

北海道スタイルの実践と業種別ガイドラインに準じた感染予防対策の取組を対象要件とし、飲食店における感染防止対策を推進してきたところでございます。感染防止対策と経済活動の両立を図る上で、飲食店におかれては市民が安心して飲食に出かけられるよう取り組んでいただくことが求められており、本市としては福井モデルや道が導入を検討している認証制度の動向を注視しつつ今後も名寄商工会議所や風連商工会、名寄料飲店連合会などと情報を共有しながら適宜必要かつ持続可能な対策を検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは大項目3、市民が利用しやすい名寄市総合病院についてお答えいたします。

初めに、小項目1、待ち時間の改善についてですが、外来診療の待ち時間につきましては医師の診察時間と関係しており、患者1人に対する診察時間の長短が最も影響しています。患者の状況によっては診察前後に検査を行うこともあるため、その内容により想定以上の時間がかかる場合がございます。また、具合の悪い方を優先したり、診察中に病棟業務や救急診療に関わることでお待たせする場合もございます。日頃から待ち時間短縮には配慮をしているところでございますが、診療科ごとで患者数や診療内容に違いもあることと医師、看護師は限られた人員で可能な限り外来患者を受け入れて診療をしておりますので、御理解をいただきたいと考えております。実質的な対策とはなりません、診療の待ち時間対策の一つとして今年度から外来フリーWi-Fiの運用を始めます。また、スマートフォンを御利用の方に限りませんが、会計時間の短縮ができるように後払い診療費システムも導入いたしましたので、御活用いただければと思います。

次に、小項目2、駐車場の満車改善対策についてですが、これまでも通院の際の公共交通機関利

用や自家用車乗り合わせなどのお願いをさせていただいておりますが、遠方から来られる方も多くいることから、車1台に1人で来院される状況にあります。利用の多い第1駐車場は250台ございますが、どうしても玄関口に近いところから埋まってしまうので、健常な方には周辺の駐車場利用も御案内をしております。また、従前より取引事業者や職員の利用を制限し、定期的に注意を促し、冬期間は適時排雪を行うなどの対応を図っていますが、外来診療が集中する午前中は満車になることが多いのが実情です。病院周辺に敷地を確保することも難しいことから、駐車場の拡大は限界と考えていますので、満車状態を軽減するためには病院から近距離にお住まいの方々にごだけ自家用車以外の方法で来院をしていくことをお願いしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ただいま皆さんに答弁をいただきました。再度質問、お聞きしたいというふうに思います。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種の対応について課題はある程度見えましたけれども、やり方的にはいいというふうに思います。今回は3グループに分けてしっかり進めていただく部分と、やはり64歳以下ですから、ラインができないとかパソコンできないとかという方は少ないと思うのですけれども、ぜひ前回やってみたいな電話を名寄市役所に、2回線でしたか、そして保健センターに2回線増やして対応をされましたよね。電話対応、受付の。この対応というのは、引き続きやられるのかちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 先ほど答弁申し上げましたように、64歳の方につきましても予約について基本的にはライン、ウェブ等の予約をちょっとお願いしたいということで出しますが、

当然電話につきましてもコールセンターと、今回は保健センターのみで、保健センターがたしか8回線だったと思うのですが、回線あります。そこで対応していきたいというふうに思っていますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。しっかりこの保健センターで電話対応していただきたい。また、やっぱりライン持っていない方、そして、ウェブができない方等々相当いるというふうに考えます。昨日もテレビで出ていましたけれども、接種会場まで行って、ここで受付するのではないかという人もおられましたし、ある市では電話もできない、ラインもできない、ウェブもできない方は市役所に来て、NPOが受付をした対応取っておられたところもあるみたいですので、今回はしっかりとそういう対応ができないようなことのないような対策をお願いを申し上げたいと思います。

そして、結局先行接種と基礎疾患のある方からスタートされるというふうに思います。その中で7月上旬に券が届いて、いつぐらいから基礎疾患持っている方、そして先行接種の方含めてスタートされる予定なのか、ちょっと予定が決まっていれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） まず、基礎疾患につきましては、皆さんも御存じだと思いますけれども、広報に申請書つけまして、ウェブと郵送での受付をしております。既に600人を超える予約が来ております。21日までの予約締切りということで受付をいたしまして、7月中旬頃に1回目の接種を今のところ考えております。これにつきましては、予約を受け付けるのではなくて、うちのほうで日程を決めさせていただいて、郵送で再度接種日をお知らせしながら実施をしていきたいと思っております。当然2回目については3週間後になるということになっております。優先先行接種

につきましては、一部今もう実施できるところは実施をしているところであります。警察とか浄水場、下水処理場については月曜日から実施しております。現在高齢者施設、障がい施設、そして幼児保育施設、学校についてはそれぞれの今名簿を来週中には上げてもらうようにしてしまして、その方の人数を整理して、7月の上旬ぐらいから開業医の医師会の方とも相談しながら、各市内の病院の中での接種も含めてスケジュール調整しながら順次いきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。7月中旬ぐらいということで安心しております。

次のちっちゃい項目に移ります。企業や大学等の職域接種のワクチンの接種についてお尋ねいたします。昨日の加藤市長、すごく丁寧に会見をしていただきまして、ほとんど私の質問することがなくなるほどの記者会見がなされました。その中で1点だけちょっとお伺いいたします。市長は、医療の介護、そして障がい者施設の従事者、そして先行接種対象200名となっています。そして、北大だとかいろんな大学、北海道でも4校ぐらいですか、今、接種のあれがなっているのですけれども、地域貢献ということで大学の近郊、近所とか、近くの方々の接種も受け付けておられるのです。そして、名寄大学では先行接種とそういう従事者含め、または市で状況見ながら進めていくという状況なのですけれども、具体的には学生、教員、そしてその家族約1,000名プラスどこぐらいまでを検討されているのかちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 200名の部分だというふうに思っていますけれども、これにつきましては現在考えているのは高齢者、障がい者施設の方々に大学のほうの協力いただいて、接種

できないかということスケジュールを調整しています。先ほど申し上げましたとおり、現在も各施設から接種を受ける、希望される方の名簿を取り寄せていますので、その人数を見極めながら効率よくできるように大学とも連携しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。

あと、大学としては医師、看護師免許や経験のある教員が多数おり学内でスタッフを確保できるということをおっしゃっていただいておりますけれども、医師、看護師にしてもやっぱり従事していないと、期間が空くとなかなか難しい部分があるというふうにお聞きをしたものですから、この体制でアナフィラキシーショックだとか起こした場合の体制や何かというのを確立されているのかちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今御質問、御心配された点でございますけれども、医師、看護師、実際直接的に診療とか、そういったことに当たっていないという状況もありますけれども、そういった面では看護師の皆さんについては過去に経験ある方含めてしっかり調査をして、実施できるという方のみに限定をして対応してもらうことにしております。医師につきましても市立総合病院とか、そういうところの先生方との連携も図りながら、そしてアナフィラキシーとか緊急時の対応も含めて事前にしっかり確認をしながら、そういった緊急グッズも含めて取り寄せながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。体制的には大丈夫だということで、安心をしました。

次に移らせていただきます。中学生以上のワクチン接種、昨日新聞では随時行っていただける

ということで書いてありますので、安心はするのですけれども、なかなか、順番でということで高齢者を優先していくという部分言われております。その中でやはり中学生以上の学生が、名寄中学校、名寄東中学校は修学旅行終わりましたから、緊急事態前の週で終わらせてちょうどよかったというふうに思いますけれども、各学校は修学旅行がなくなり、学校祭も延期、そして学校祭は学年別にやって映像で見るとかという苦勞されて、運動会も同じです。そして、私は一番やっぱり中学生時代、大会に出る中学生は免除されると言っておりますけれども、そのほかの方々ほとんどクラブ活動もできない。そして、本当に学校行って、すぐ家に帰るだけという生活をされているのです。そういう部分でいくと、先行接種、神戸では12歳、夏休みにやるということで打ち出したら、嫌がらせの電話や何かがばんばん入ったという部分あるのですけれども、やはり子供たちの教育環境をつくる部分では私は高齢者優先だろうけれども、中学校、何とかどこかに入れられないのかなと。きっと全部で300名ぐらいですよ、名寄市、中学生。もっといきましたか。

（何事か呼ぶ者あり）

○13番（高橋伸典議員） すみません。ちょうど大学やるのですから、大学でという部分だとかという考えというのは持てないのか。職域ですから、そういう方向性もあり得るのかなという部分を考えているのですけれども、どのようなものかちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） まず、大学で職域接種は基本的にモデルナ社のワクチンですので、これは18歳以上が対象ですので、17歳以下についてはファイザー社のワクチンが承認されているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。議員がおっしゃるように、中学生、高校生のそういったいろんな活動を行うた

めにはワクチンも一つの効果があるというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げましたけれども、ワクチンを打ったからといってそれで感染予防しなくて大丈夫だということではありませんので、基本的にはワクチンを接種しても今までの活動というのはやっぱり継続しなければならないというふうに考えております。打ったから感染地域に行っても大丈夫ということはありませんので、そういった面ではしっかり行っていただきたいというふうに思っています。先ほど申し上げましたとおり、いろんな自治体の考え方があります。若い人から打つところも何か所かありますけれども、本市といたしまして国の方針に基づきながら、やっぱり市民の生活と健康を守るという視点に立ち、先ほど申し上げましたけれども、高齢者、基礎疾患、そういった順位の中で進めていく。仕事を持っている方もやっぱり一日も早く打って安心して仕事したいという方もいますし、基礎疾患を抱えている方についてはそういった、家族にうつしたくないから早く打ちたいといういろんな方がおられるわけでありまして。その中ではなかなか中学生を先行してという判断にはならないということで御理解をいただきたいというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げましたとおり、8月の第2週から3週の中で1回目を接種して、9月の中旬ぐらいには2回目を終わらせたいというスピード感でいきたいというふうに思っていますので、その中で接種を行うように市民の皆さんの御理解もよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ優先接種行けないということなので、名寄市民の皆さん全員が2回目、9月中旬には終われる体制をしっかりと整えて、市民が本当に安心して暮らしていける体制を整えていただきたいなというふうに思います。アメリカはもう2回目が40%ちょっと超えて、規制がほとんどなくなったという状

況もありますし、40、50いけばある程度その状況つくれるのかなというふうに思いますから、ぜひ早めの対策をお願い申し上げておきたいというふうに思います。

次に、コロナの経済活動、地域の経済を支えるという部分を進めさせていただきます。先ほど1つ目が名寄は出前館や何かの車の輸送の免許を持っているところがないというふうに言われました。それで、取れる対策だとか、下川町はタクシー会社で、風連もタクシー会社があります。名寄も2件タクシー会社がありますので、そこをお願いをして、この免許というか、資格を取ることができないのか。

それと、青森市なのですけれども、市の福祉タクシーを利用して宅配サービスをやられているみたいなのです。こういう部分というのは可能なかどうかを、分からないというのであればあれですけれども、そういう状況に進めないのかどうかちょっとお考えがあればお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 配送業者の貨客混載の許認可に関してですけれども、まず風連の事業者さんにおかれましては非常に高い意識をお持ちで、昨年早い時期から、まず特例の段階から早く、全国的にも早いとお聞きしておりましたが、その許可を取られたということで、昨年は先ほども答弁の中で御紹介した名寄商工会議所青年部さんのスタンプラリーのときにも活用できるといってやられていたと聞いております。一方で、名寄の事業者さんにおかれましてはそれぞれの会社さんの御判断もあろうかと思っておりますので、まずはこういった地域の取組がこれまた風連のほうでは大変評判がいいと聞いておりますので、そこについての皆様の、事業者さんの考えているものを尊重したいなと思っております。

それから、青森市さんの市の福祉タクシーの関係で、ちょっと私分りかねるものですから、答

弁できないことを了承いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） できれば名寄市でも取っていただくような形にしていただきたいなというふうに思います。私もなかなか夜のまちが怖くて、今出られない状況なのです。それで、このテークアウトだとか、そして出前を取って御協力はさせていただいているのですけれども、緊急事態宣言前に消防の署長だとか団長だとか私4人でちょっと打合せかたがた行こうということで夜のまち出ました。そして、団長の行きつけの店だったものですから、行ったのですけれども、居酒屋です。居酒屋なのですけれども、名寄市の補助をいただいて、新しくした店だったのです。そして、行って、座ったら本当にやっぱり狭いこのぐらいに4人座るのです。そして、飛散防止のシートもついていないし、すごくやっぱり心配しました。私は、そういう部分を考えてこのテークアウト、どんどん進める部分も必要ですし、店のほうもやっぱり対策を取っていかないと市民の方が心配で出られないという部分があるのかなというふうに思うのです。そういう部分で先ほど言いました福井モデルと山梨モデルの話をさせていただいたのですけれども、道が、北海道新聞で11日の日に出た、感染対策認証を進めますよという部分が出ました。そして、ちょっと道議に言って資料や何か全部取り寄せて、案の部分や何かがあります。これを見ると、今市町村、関係団体と調整して委託業者をつくって、そして6月の下旬からこの認証の施行試験をスタートされる、今月の下旬からということなのです。そして、その実施状況を9月に皆さんに発表して、北海道がやるかどうかという部分なのです。そして、7、8、9、3か月投げられてしまう部分があります、名寄市の飲食業の皆さんが。そうではなくて、名寄モデル、ここまで私は厳しくなくても、今案見えていますけれども、入店時の注文の仕方だとかマスクをするだとか、そして距離だとか換気をしなさいだとか、

そして大皿を避けて個別に食事を出しなさいだとか、いろんな換気を20分ごとかな、30分ごとかな、に5分から10分行いなさいだとかいうチェックリストがたくさんこれあります。これをある程度分かっていますから、私は名寄、ここまで厳しくなくてもいいと思うのです。ある程度の基準に達する規格を名寄でつくって、そして名寄で認証して、そして北海道で認証、9月始まったよといったら、そしてここは北海道の認証ある程度受けているから、北海道の認証した人に来て見てくださいと。認証渡して、市民が安心して行ける居酒屋さん、スナック、いろんな飲み屋さんだとかという部分がつくれるのかなと思うのですけれども、お考えとしてはどうかなという部分です。できれば私は名寄も、ここまで厳しくなくていいですから、スタートしてあげないと飲食店がかわいそうだと思うのです。飲食店だとか、そういう部分が。本当に市民がここは名寄の、名寄市が認証しているから行ってあげようと思うのですけれども、お考えがあればちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 認証制度について御質問がありました。まずは、先ほど答弁させていただきましてとおり、本年1月から2月まで申請受付を行った名寄市経営維持支援給付金では新北海道スタイルの実践と業種別ガイドラインに準じた感染予防対策の徹底を要件としておりまして、昨日答弁申し上げました提案させていただく予定の給付金につきましても同じように新北海道スタイルと業種別ガイドラインに準じた感染予防対策をお願いする予定になっております。新北海道スタイルは、先ほど議員おっしゃったような一つ一つ細かいことまで規定しておりません。一方で、業種別ガイドラインは一定程度厳しいものが挙げられておりますが、これ先ほどの経営維持支援給付金の提案をさせていただいたときの議場のやり取りの中でこの厳しさに準じてお願いをして

いるのですけれども、これを現実を守ると名寄市内の飲食店さんの中にはなかなか厳しい部分があるのも現実なところだと思っています。したがって、まず私どもとしてはこの北海道スタイルの実践と業種別ガイドラインに準じた対策を徹底していただいて、料飲店連合会さんとの意見交換の中では皆様やはり何としても自分たちの店から出たくないという思いもおありのようですので、そういったことも尊重しながら、一方で北海道のほうはこれを、先ほど議員おっしゃったとおり、全道に広げていくと。ただ、スケジュール的には9月になる可能性もあるようですけれども、山梨にしても福井にしても県がやられるということもありますので、そこはやはり北海道さんの動きを注視していきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 今北海道スタイルで取りあえずやっていくということで、しっかり感染対策して、私も店の方も重要ですが、市民の方が行ったときにここ安心だねという店をやっぱりつくり上げていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。あとは…本当につくり上げていただきたいと思います。テレビによく出る昭和大学の医学部の客員教授の二木教授がこのお酒の問題をずっと言われています。お酒を出すことが、抑えることも大事だけれども、これからは感染対策しっかりしている、感染対策している店が本当に重要になってくると言われていますので、感染対策する店をつくり上げていただくことをお願いいたします。

最後に、市立総合病院の駐車場問題、または待ち時間問題についてお聞きいたします。先ほど言ったように、メディネット病院満足度調査では診療待ちが22.2%、そして駐車場17.2、会計の待ち時間が16.7ということになっています。そして、先ほど部長は検査がもろもろ重なった場合時間が大分かかりますというふうに言われておりました。その科によって変わると思うので

すけれども、その中で私、市立総合病院の看護師さん、しっかりされている看護師さんばかりですので、ある程度検査時間だとか、こういう時間だとかという部分把握できるのではないかなと思いますから、初診の方だとか患者さんに大体これぐらいですからという、昔は何か待ち時間ある方には携帯聞いて、待ち時間あったら、近くになったらお電話したとか、サービスが、これがサービスなのかちょっと分からないですけれども、ありましたよね。あったのです。今現状どうされているのか。また、こういう対策というのはできないのか。看護師さんからある程度の時間体制、今検査しましたから、あと結果出るまで、10時ですから、1時半ぐらいになりますだとかという部分というのはお示しできないのかどうかちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 質問のときに御指摘をいただきました満足度調査アンケート結果というものにつきましては、議員のほうで入手をされました平成25年当初の別の病院、十数医療機関の平均値を取られた結果かなというふうに思っております。当院の満足度調査とはちょっと乖離があるかなというふうには思っています。当院の満足度調査の結果といたしましては、2時間以上の待ち時間の方が昨年度の調査でも10%程度いらっしゃるという結果が出ています。これの原因につきましては先ほども申し上げたとおりでございますが、どうしても診療科によって違いが出てきますので、ここの部分につきましてはお許しをいただきたいなというふうに思っております。御案内サービスといいますが、そうしたところをやっていた診療科も過去にはあったというふうには聞いてございますが、当時のスタッフの何とかできないのかという中で取り組んだことだったというふうに思っていますが、数年でスタッフも交代していきまじ、なかなかスタッフのほうとしてもそうした負担を継続

していくということが難しいというようなこともあって、広がらないというところかなというふうに思っています。あと、検査結果が何時頃出るかというようなことにつきましては、一定程度はお伝えしているものというふうに理解をしていますし、何度も外来を受診されている方につきましてはおおよそ御理解いただいているところかなというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。

ある程度、2時間待ち10%ですから、そうでもないのかなと思いますけれども、ぜひ、患者さんいろんな方おられます。しっかり市立総合病院がよい病院だという部分をつくり上げていただきたいなと思います。やっぱり待ち時間の見える化だとか、よその病院では何分、順番にこうやって出たりという部分もありますし、あと退屈しない待ち時間体制をつくるだとかという、昔はテレビをつけていただいたり、いろんな部分やられていましたけれども、現状はどのような体制で待ち時間の部分を退屈させない体制を市立総合病院としてはつくり上げておられるのか、構想があれば、またこういうふうに行っていることがあれば、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 待ち時間を楽しく過ごしていただくということはできませんけれども、できる限りのサービスというようなこと含めまして、一昨年でしたか、各病棟の床頭台のテレビシステムなどを入れ替える際に外来、それから緊急外来の待合とか、つけられるところにつきましてはテレビのディスプレイを設置をさせていただきました。音が出ない字幕とさせていただきますのは、やはり音とかで不快感のないようにということで、あと例えば緊急のニュースとかがそれによって知ることができるようにというようなことも含めて整備をさせていただいたものでございます。

それから、先ほど申し上げましたけれども、今準備中というか、実験中ということでございますが、外来のフリーWi-Fiを間もなく利用いただけるようになるかというふうに思います。また、外来ではございませんけれども、病棟のほうでも時間は制限させていただきますけれども、入院のほうの、病棟のほうのフリーWi-Fiも設置を今しております。それによりまして、この間コロナ対応の関係で面会を制限しているところから、ラインを使った面会を予約をしていただきながらやっている。これはお手持ちの、スマートフォンをお持ちでしたらそういったところをWi-Fiを使って利用いただけるというような機会もこれから提供していこうというふうに考えているところでございます。

ちょっと本来本院の規模にすれば、外来患者数はやはりほかの病院から比較しまして非常に多いのです。これにつきましては、やはり市内及び周辺市町村のクリニックがどんどん減少してきているという状況が大きく影響しているというふうに考えています。土別ではまた来年ですか、眼科のクリニックが開業されるというようなことで、次々開業が、誘致が成功しているという実情ございます。こうした違いというところはどこら辺にあるのかということではありますけれども、やはりクリニックがあれば本院の外来も当然にして減少し、専門領域の診療に力を注ぐことができるという、本来の役割を果たすことができるというふうにも思っていますので、そちらのほうの誘致にも御尽力、御協力をいただければというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひ民間の病院が名寄に来ることをお祈りしたいなというふうに思います。

そして、最後に駐車場の問題であります。本当に月曜日なんかは北側の道路、そして病院の周りの道路、また薬局の裏辺りの道路も車が連なって

止まっている状況が見受けられます。旭川日赤病院みたいに二階建ての駐車場を造れといっても金額的に相当高いと思いますし、もう少し、きっと職員、委託業者含めた方々が抜けたとしても250台の第1駐車場は満車状態が続くと私は思います。その体制で何らか、今職員の方々分散して、土地を借り上げていただいて、駐車されている部分ですけども、きっとこの部分がずっと続くかなという部分がありますので、スポーツセンターの駐車場は土曜日、日曜日は大会ありますから、びっちりですけども、平日は車止められますし、文化センターも今南側の駐車場はほとんど使わなくてもいいような状況でありますから、建設費を考えるとスポーツセンターだとか文化センター、どちらからか決めて、無料送迎バスで搬送したほうが早いかなという部分があるのですけれども、対策としてはどのようなものかお答えを聞いて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 御アイデアをいただいたところだと思います。自走式の立体駐車場につきましては、本当に今の精神科病棟、新館の建設時に検討した経過がございました。費用のほかに将来のやはり本館の改築位置というところを想定して、そういったものの整備してしまうと借金して、借金を返さないうちに除却をするというようなことになるということでございます。現状からまたそれを設置するということになりますと、その一定期間全く使えないことになるということでもございまして、なかなか選択しづらいということがあって、検討に至らなかったという状況がございまして、御提言ございましたスポーツセンターの駐車場、新館建設時などは職員の駐車場としても利用していた経過がございまして、職員ですから、スポーツセンターの駐車場から歩いてこいと。それぐらい歩いているのだったら家から歩いてこられるという、そういう話もたくさんございまして、大変不評を買いました

が、送迎バスという部分ではできないことはないのかなというふうに思いますけれども、実際そちらを御利用いただける方がどれぐらいいるのかというところについてはちょっとなかなか難しい部分が多いかなというふうに考えています。今後南保育所の建築に伴いまして駐車場、また職員駐車場がメインになりますけれども、少し遠いところに行っていたかなければならないということで、今その部分も少し不評を買っていますので、そうした部分も押さえながら、職員につきましては、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ使わないようにということは徹底してまいりますので、送迎バス等につきましては管理者とも相談をさせていただきたいと思いますが、なかなか実現は厳しいところかなというふうに率直に今のところは感じている次第でございます。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業について外1件を、清水一夫議員。

○9番（清水一夫議員） 議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目2点にわたって質問させていただきます。

大項目1、農業について。本市の令和2年度の農産物の販売取扱高は、JA道北なよろの報告によりますと95億8,300万円と過去最高の取扱実績でありました。昨年は天候に恵まれ、また自然災害による大きな被害がありませんでしたが、新型コロナウイルスの感染症による外国人技能実習生の受入れが不可能になるなど労働力の確保に苦勞されましたが、振興局、市役所、北電、日甜士別などの職員さんの協力応援があったとお聞きし、まさに行政、JAをはじめ関係諸団体と

農業生産者の三位一体の成果であるとともに、またいかにして本市の気象条件に合った作物、そして売れるものを生産し、いかにして石高を上げるか、このことは畜産業でも同じであります。農業生産者の長年培った技能及び研さん、努力とJA道北なよろの農業戦略、併せて名寄市農業振興センターの研究と情報収集、情報提供などの成果でもあります。私は、ここに敬意を表する次第であります。

ここで小項目3点についてお伺いします。小項目1、第2次名寄市農業・農村振興計画の見直しについてであります。第2次名寄市農業・農村振興計画は平成29年に策定され、今年が5年目となります。まず、国は平成12年、17年、22年、平成27年とおおむね5年ごとに食料・農業・農村基本計画の見直しを実施し、令和2年3月に食料・農業・農村基本計画を策定しました。今後の10年程度の先までの施策の方向性と農政の中期的ビジョンを示しています。北海道も本年3月に第6期北海道農業・農村振興推進計画を策定し、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。そこで、第2次名寄市農業・農村振興計画は、先ほど述べましたが、平成29年度に策定し、その計画の性格、位置づけは名寄市の農業、農村の目指す方向性を示すものであり、市の農業の中長期的な指針、農業者、農業関係機関、団体が果たす役割や目標を示しております。また、名寄市総合計画並びにJA道北なよろが策定する農業振興計画との整合性を図っており、計画の構成と計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とし、社会情勢の変化などに適切に対応するため5年後に中間的な総括を行い、必要に見直しをするとうたっています。また、JA道北なよろ第4次地域農業振興計画、第4次中期経営計画は2年後に見直しをするとうっています。このことを踏まえて、第2次名寄市農業・農村振興計画の見直しは行うのかどうか。また、行うに当たり今後名寄市の農業の目指す方向性はど

ようにお考えかをお伺いします。

小項目2、有機農業についてお伺いします。その背景には、国際的な地球環境問題や持続可能な開発目標の動きがあります。EUは目標年を2030年に制定し、農薬の使用量50%の削減、食品廃棄物1人50%の削減、肥料の使用を少なくとも20%の削減、有機農業の農地は少なくとも25%に到達を目標に設定しています。米国は2050年までに農業生産量40%の増加、2030年までに食品廃棄物1人50%の削減、土壌の健全性と農業における炭素貯留の強化を目標に設定しています。そこで、日本は食料や農林水産業の生産力を上げることと環境負荷を軽減することで持続性を高めることの両立を目指したみどりの食料システム戦略として、2050年までに化学農薬使用料50%の低減、これは2030年頃までにドローンによるピンポイントの農薬散布や無人草払い機などによる除草を開発、化学肥料使用量30%の低減では2030年頃までに耕畜連携や土壌診断による適切な量の堆肥の施肥、有機農業の取組面積を25%に、100万ヘクタールに拡大、その有機農業の普及に向けて2040年頃から主要病害に対する抵抗性を持つ品種の育成を挙げています。ここで有機農業の問題点について、化学肥料使用減に伴う作物の生育等の遅れに伴う収穫量の減、化学農薬使用減に伴う病害虫発生に伴う収穫量の減、除草等の作業量の増加、また価格と消費のアンバランスがあります。本市では、本年度化成肥料や農薬の5割低減を図る環境保全効果の高い営農活動への支援に環境保全型農業直接支払交付事業費を計上しています。ここで2点お伺いします。

1点目、環境保全型農業直接支払交付事業の営農戸数、耕作作物及び耕作面積と全耕作面積の何%か。

2点目、近い将来の有機農業を見据えて、この環境保全型農業直接支払交付事業の調査研究は行うのかどうか。また、名寄市農業振興センターで

の研究のお考えをお伺いします。

小項目3、農地の集積、集約について。名寄、風連の合併当時、平成17年度の販売農家の戸数は970戸でありました。第2次名寄市農業・農村振興計画では就農年齢を75歳までと想定して、令和8年には437戸と推移し、合併当時から半数以上の離農を予測しています。また、JA道北なよろ中期経営計画では正組合戸数、令和2年度は521戸であり、中期計画で502戸、修正計画で495戸となっています。このことを踏まえて、離農に伴う遊休農地及び耕作放棄地の発生を未然に防止し、課題解決の方策として行政が中心となり、農地集積、集約が必要であります。具体的な取組、人・農地プランの進捗状況についてお伺いします。

大項目2、観光について、小項目1、観光振興計画の策定について。コロナで観光、宿泊、飲食業は大打撃を受けました。このような中、コロナの終息を見据えての準備、備えが大事であり、次期観光振興計画にはウィズコロナとその対応策を計画の中に反映すべきと思っております。本年度観光振興施策で地方創生総合戦略に沿ったスポーツツーリズムや観光消費が地域経済の活性化に寄与する観光戦略策定に予算を計上しております。このことは先日地方創生推進交付金効果検証調書の報告を受けましたが、名寄市観光振興計画の目標2、いつでも名（ひと）が寄ってみたいまち・名寄の戦略9、スポーツツーリズムの推進でもあると理解しております。現在の名寄市観光振興計画は平成24年3月に施行し、平成29年3月に改定しています。その目的は人口減少に伴う経済基盤の弱体化が予想され、都市機能を維持し、持続的な経済活動を支える上で地域資源を活用した観光をはじめとする各種振興施策等による交流人口の拡大と高い付加価値、ブランドの開発であるとうたっています。私も全く同感であります。そこで、次期名寄市観光振興計画の策定に当たり2点についてお伺いします。

1点目は、平成29年度にスタートした名寄市総合計画（第2次）基本計画に基づいて見直しは平成28年度に行い、4つの目標を掲げ、8つの重点施策を定めています。このことについての検証。

2点目、行政の役割として観光、交流振興に係るバックアップを担当する専門部課を配置し、庁内関係各部課との横断的な連携はもとより、北海道をはじめ関係市町村や関係機関、民間及び市民との協議、調整を図りながらソフトを重視したまちづくり型の観光を推進し、地域や民間における創意工夫や活力を引き出すために民間の力が存分に発揮できるプロモーションシステムの構築を図り、また市外に発信する情報収集、調査研究を進め、求められるプロモーションセンスを養い、ニーズに対応したサービスの提供を支援するため観光協会など観光団体との情報共有に努めるとともに、波及効果の大きいアイデアの発掘に努めるとうたっておりますが、このことについての検証は。

以上の検証を踏まえて、行政として次期名寄市観光振興計画にどのように反映させるかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま清水議員からは大項目で2点御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては産業振興室長からそれぞれ答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大項目の1、農業について、初めに小項目の1、第2次名寄市農業・農村振興計画の見直しについて申し上げます。第2次名寄市農業・農村振興計画につきましては本市の農業、農村が目指す方向性や実現するための施策などを示すなど本市農業の中長期的な指針として、また名寄市総合計画の実施計画として位置づけ、策定したものでございます。振興計画の構成につきましては、将来の方向性や考え方を示す基本計画と基本

計画を実現するための具体的な施策を示す実施計画から成り、基本計画の期間は10年間とし、社会情勢の変化などに適切に対応するため策定から5年後の令和4年度に中間検証を行い、必要に応じて見直しを行う予定としてございます。また、実施計画につきましては前期計画を6年、後期計画を4年とし、社会情勢の変化や総合計画との整合性を図るため必要な見直しを行うこととしており、次年度基本計画の中間検証に併せまして後期計画の策定作業を進めることとなります。振興計画の検証及び見直しの方法につきましては今後の検討となりますが、振興計画の位置づけ、目的、内容などを踏まえすと、農業に係る団体、生産者、青年、女性などはもとより、他の経済団体や消費者など幅広く意見を伺う必要があると考えており、また国や北海道の農業、農村に係る計画をはじめ地元JAの振興計画などとの整合性も十分考慮しなければならないと考えております。また、農業・農村振興計画の着実な推進が基幹産業である農業の持続的発展につながるものと考えており、振興計画の見直しに当たりましては十分な検証と検討を通じまして、実効性ある計画としてまいります。

次に、小項目の2、有機農業について申し上げます。有機農業とは、有機農業の推進に関する法律におきまして化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本としまして、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義をされております。また、議員が言われました化学肥料と化学農薬の低減及び有機農業の拡大に係る目標につきましては、国が本年5月に政策方針として策定されましたみどりの食料システム戦略で示されており、中長期的な視点から環境負荷の低減を推進するため2050年までに目指す姿を取りまとめたもので、化学農薬使用量の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%、

面積で100万ヘクタールに拡大することなどを目指すとともに、それに必要な革新的な技術、生産体系の開発などの戦略的な取組方向を併せて打ち出したものでございます。有機農業の現状についてであります。有機農業に取り組む農家の割合は全国で0.3%、北海道では0.8%、本市におきましても広がっていないのが現状で、経営リスクへの懸念などが要因として考えられます。しかしながら、環境に配慮した取組といたしましては土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用料を最小限にとどめるYES! Cleanや持続性の高い農業生産方式の導入計画を作物ごとに策定をしますエコファーマーなどの取組が行われてございます。御質問のありました環境保全型農業直接支払交付金事業につきましても、これら環境に配慮した取組の一つでございます。本市における昨年度の実績では、12戸の農業者がソバの栽培で約528ヘクタール、2戸の農業者がスイートコーン、カボチャ、パレイショ、小豆の栽培で約6ヘクタール取り組まれておりまして、これはソバ全体の耕作面積の約6割、市内耕作面積全体では約6%となっております。

次に、環境保全型農業直接支払交付金事業の調査研究についてでございますが、本制度につきましては既に確立された技術を組み合わせるものであり、生産者への周知も進んでいますことから、JAの振興作物などとの整合性や経営リスクなどを考慮し、生産者の判断を基本に進められるべき段階にあるものと考えてございます。また、農業振興センターにおける研究についてでございますが、農業振興センターの機能、役割につきましては国、北海道やメーカーなどで開発、改良された技術や生産体系などを実証し、地域に適したものを生産者の皆さんに普及、定着させることであると考えておりますことから、今後国により開発が進められる革新的な技術、生産体系などの情報に十分留意をし、必要な実施を通じまして本市に適した技術などの普及に努めてまいります。

次に、小項目の3、農地の集積、集約について申し上げます。地域農業及び農村の持続的発展にはその基盤となる農地の保全と有効活用が不可欠であり、農地の集積、集約は重要な取組の一つでございます。特に議員が言われますように、販売農家戸数やJA組合員のさらなる減少が見込まれる中で遊休農地、耕作放棄の発生などを防ぐためには担い手への農地集積、集約を地域の合意に基づき計画的に進めることが大切であります。このことから、本市では農業者の話合いに基づき地域における中心経営体や農業の将来の在り方などを明確化する人・農地プランを平成24年5月に策定し、取り組んできたところでございます。その後も平成29年4月の更新を経まして、現在は令和2年度から人・農地プランのさらなる実質化に向けまして見直し作業を進めており、名寄市農業振興対策協議会、人・農地プラン検討会での検討を経まして、夏頃の公表を予定しているところでございます。今回の見直しにおきましては、事前にアンケート調査を実施し、今年2月から3月まで市内にある29地域を25回に分けて農業者の話合いの機会を設け、改めて将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか、いわゆる地域の担い手などについて検討をいただきました。事前のアンケートでは、今後5年間における経営規模の拡大や縮小などの意向のほか、後継者の有無や労働力などについても調査をし、その結果につきましては地域の現状や将来の課題などを共有するための基礎データとして地図化した資料などとともに農業者の皆さんに提供してございます。アンケート結果から抜粋してお知らせしますと、今後5年間で規模拡大を希望する者が30%に対し規模縮小や離農を予定する者は20%、現状維持が50%となっており、一部地域を除きまして全体では農地の出し手を受け手が上回っている状況となっております。また、農地の出し手の意向として、自分の地域内で担ってほしいとの回答が57%となっており、半数以上が地元での受け手を期

待する一方で、特に地域にこだわらないとの回答も31%となっており、さらに、50歳以上の経営体における後継者の状況については後継者不在との回答が60%となり、そのうち10%が第三者経営継承や新規就農の受入れを検討すると回答しており、市外からの参入を含めた多様な担い手への期待がうかがえる結果となりました。このほかにも農業委員会における守るべき農地の将来に向けた農地の集積、集約のための活動や農地パトロールによる耕作放棄地の発生防止、中山間地域等直接支払交付金制度などを活用した集落による農地の保全活動が行われております。今後とも人・農地プランに基づく取組を中心に農業委員会をはじめ農業団体、農業者と情報共有を図り、連携しながら農地の保全、集積、集約に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目2、観光について、小項目の1、観光振興計画策定について申し上げます。

現行の名寄市観光振興計画は平成24年度から今年度までの10か年計画で、平成28年度に中間見直しを行い、4つの目標とそれぞれの目標の下に計22の戦略事業を掲げ、その戦略事業のうち8つを重点施策と定め、取組を進めております。計画の推進に当たっては、毎年度市民検討委員会を開催し、過年度の22の戦略ごとに検証、評価していただき、重点施策については5段階評価で、例年最上位、または2番目の評価をいただいているところでございます。一方で、10年という長い期間に一つ一つの戦略事業がやや細か過ぎることによる取組の硬直性を指摘する声もいただいております。また、現行計画では本市における持続可能な交流人口の増加を図るためには行政、観光協会、民間、市民、それぞれが果たす役割を認識し、相互に連携、協力する協働の取組が重要として、それぞれの役割を定めています。それらの役

割は、計画策定作業を進めていた平成22年度から23年度における課題とも言え、策定から10年を経て、特に観光の取組をつかさどる行政と観光協会はその役割を十分に認識し、連携を深めながら組織体制や情報の収集、発信、共有などにおいて進化、進展してまいりました。こうした状況を踏まえ、今年度進める次期観光振興計画の策定に当たってはその基本的な考え方としてウィズコロナ、アフターコロナの観光の在り方として注目されている地元や近隣を旅するマイクロツーリズムや観光地でテレワークするワーケーションといった動きを的確に捉えることが重要と考えています。また、平成30年度に実施した北海道の事業、稼ぐ観光具体化モデル事業の成果を生かし、観光消費が地域経済の活性化に寄与することを示すほか、昨年秋に採択された官公庁の国費事業、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業として実施した観光農園及びサバイバルゲームをさらに発展させるとともに、Nスポーツコミッションとも連携し、本市の地方創生総合戦略に掲げるスポーツツーリズムに取り組むなど本市にふさわしい観光施策を進めるための方向性、ビジョンと新たな指標を示したいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 丁寧な答弁、本当にありがとうございました。農業については私は、令和4年に農業・農村振興計画を見直すという答弁でありましたが、一番大事なのはこの振興計画とっております。農業については、この1点を要望したいと思います。

観光については2点ほど質問させていただきます。農業について、再度名寄市農業・農村振興計画の見直しについて、私は北海道で比較的災害が少ない本市の農業は成長戦略であると、こう思っております。なぜならば、大ざっぱに言いますが、世界を見ますと地球温暖化の影響による土地の砂漠化、大規模な自然災害に伴う農業生産量の減、

人口は2017年は77億人が2050年には97億人に、20億人の増加を予測し、人口増加に伴う食糧難、飲食料市場では2015年は890兆円が2030年には1,360兆円の1.5倍、特にアジアでは420兆円が800兆円の1.9倍に予測されております。それでは、日本はどうかと。人口では2019年は1億3,000万人でありましたが2050年には1億人を人口が減少することを予測しております。その中で、食料自給率の目標をカロリーベースは2018年37%から、2030年には45%に、生産額ベースでは2018年は66%から2030年には75%に、国外マーケットに目を向け、2020年は9,860億円でありましたが、2025年には2兆円、2030年には5兆円に目標を設定しております。だからこそ北海道で自然災害が少なく、農業は成長戦略であると、こう私は思っているのです。

ここで主食のお米についてお話しします。今までは新潟、秋田など東北、関東が主流でありましたが、温暖化の影響か、今や北海道が米の大産地であります。北海道が独り勝ちと言う人がいますが、今から半世紀前、この地域では収穫の秋、霜対策で古タイヤを燃やし、煙で対処していましたが、願いかなわず、よくて3等米、減収でありました。その後品種改良や農業生産者と関係者の長年の研さん、努力の結果、今や1等米、反10俵であります。モチ米は、作付日本一であります。このモチ米作付日本一について、故木田博道さんの偉業とその精神を忘れてはなりません。木田さんはウルチ米の過剰を見越して、モチ米の有利性と冷害を克服し、田収穫の、多く収穫できる品種改良を目指すとともに、木田さんの持論に共鳴した7人の有志の方と稲の友の会を昭和36年に発足し、モチ米の交配、改良を重ね、昭和39年にモチ米を生み出し、名寄の米作りはモチを主体とすることが有利との結論に達し、農協や農家の理解を求め、昭和45年にもち米生産組合が発足し

ました。木田さんの田畑は栄町にありましたが、昭和40年、名寄市都市計画に伴う宅地造成でそっくり手放し、その際市に匿名の書状に全道一律的な米作りが一日も脱皮し、真に名寄市に適合した生産増強と安全に確実に収穫できる水稲経営のため行政、研究、農家、三位一体となった実践力で新名寄の段階の確立を期待しつつ米作りの第一線を去りたいとの旨の言葉を残されました。次期名寄市農業・農村振興計画の策定では国内外の情勢をしっかりと捉え、行政の専門的視点に基づいた分析と今述べました木田さんの精神、行政、研究、農家、三位一体となった実践力を継承したものであることを期待し、要望します。

観光について2点ほど質問させていただきます。私は、市の観光経済の振興の起爆剤は人工降雪機の導入とっております。この提案は、昨年予算審査特別委員会と2回の一般質問、今回で4回目の提案であります。予特及び1回目の質問では、先進地の阿寒湖畔スキー場の例を紹介し、2回目の質問ではピヤシリスキー場のF I S公認コース、市及びスキー関係者の熱意と努力が報われたコースであることを熱く語りました。また、名寄市の財産であるよう、そのような中、残念ながら市長の予算査定では人工降雪機の導入はゼロ査定でありました。査定内容では、スキー場の気象データの収集を行い、人工降雪機の設置も含めてどのような整備がスキー場運営、冬季スポーツ拠点化の推進に効果的か引き続き調査研究し、検討していくと述べておりますが、ここで2点確認します。お聞きします。

1点目、人工降雪機の専門業者に案内をして、疑問点などをお聞きし、調査研究の成果をつなげてはいかがと思いますが、見解をお聞きします。

2点目、策定内容の中で12月上旬、ジャンプ大会、クロス大会が開催されておりという記述が多分中旬の間違いではないかと思いますが、確かにジャンプ大会1週間前からなよろ温泉サンピラーや市内ホテルなどに選手や大会関係者が入って

きますが、宿泊施設の確保に課題を確認されたと記述されておりましたが、市内の旅館はどれも満室ですか。また、ジャンプ大会終了後の12月中旬から下旬にかけてアルペンスキー合宿は可能と私は見ていますが、アルペンスキーチームなどの関係者及び旅館業組合に合宿、宿泊の受入れなどの話をされたのかお聞きします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは、人工降雪機の導入に係る部分についてお答えさせていただきます。

ピヤシリスキー場を中心とするウインタースポーツというのが次期観光振興計画においても重要なコンテンツになるというふうに私どもも認識しております。その魅力をさらに高めるための議員の人工降雪機の導入の御提案だと理解しております。その有用性を確認することが必要だと考えておりました。まず複数の専門業者から情報収集を今させていただいているところでございます。また、この冬には気象データを収集することが必要だと思っております。こうした基礎データの収集、分析を行った上で市民の利用、合宿、大会誘致、あるいはジュニア選手の育成など様々な観点から人工降雪機の導入がこのスキー場の運営に有効であるかということ判断することが大事だと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私のほうからは、12月中旬頃、アルペンの合宿の誘致はできないかといったお話のお答えをしたいと思います。

まず初めに、御指摘いただいた査定を終えての資料の中から12月上旬という表記があったということで、確かに大会自体は今中旬に開催されているということで、そこはおわびしたいと思います。それから、合宿の関係ですけれども、我々冬季スポーツの拠点化ということで、冬季スポー

ツ合宿の誘致の推進という項目でK P I を掲げておりました、2020年3月、5,000人規模だったものを2023年3月末では1万500人を目指すといったところで今取組を進めているところであります。この間合宿についても阿部雅司さんの最大限の御助言、御協力をいただきながらいろいろ誘致に奔走しているところであります。中旬のお話ですけれども、まず現状の大会スケジュールのことになりますけれども、議員御存じのとおり、中旬から名寄市のほうではジャンプ大会、それから20日前後に、ここはクロスカントリーの大会が入ってくると。ここの前後に今コンバインドの大会も入ってくるといことで、ジャンプの選手は皮切りということになりますので、事前から合宿にお越しいただいている状況にありますけれども、ジャンプの選手については大倉山の準備が整い次第そちらのほうに移動していく方もいるということですので、確かに若干薄まる時期は議員御指摘のとおりだと思います。では、一方アルペンスキーの状況を確認すると、我々も当然阿寒のスキー場の状況も調査はしております、阿寒も12月20日前後からアルペンスキー大会が、大きな大会が連戦で開催されている状況にありまして、当然その1週間ほど前から入り込みを見ると合宿が一気に入ってくると。そこに出場する選手、関係団体が合宿にお越しいただいているというような状況で、それが年内、一部年越しといったような状況で向こうのほうも稼働しているということであります。なので、大きな大会が連戦があるということであれば、そこの層をターゲットに呼び込むというのはなかなか難しいという認識の下、では違うところでターゲットに我々もアプローチしたらどうだと当然考えました。それは中学生、そこの高校生から事業団、社会人といった大会なので、中学生をターゲットにしたらどうだと考えたのですけれども、中学生の動向を見ますと、やはり冬休みに入ってから長期合宿が当然多くなるということですのでございまして、中旬という

のはやっぱりなかなかハードルが高いのだなということ、一応我々としては認識としてはそういうところでありますし、実際に冬休みに入る25日以降名寄のほうでもアルペンの方々は合宿にお越しいただいていて、そこは年越しも含めて名寄で競技練習をしていただいているという現状認識と今の調査した、我々の今調査した結果の受け止めをお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 私は人工降雪機の導入こそが名寄の観光、経済の振興起爆剤であるということ、強い思いで三たび提案し、要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 遠藤隆男

令和3年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和3年6月18日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第14号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
日程第4 議案第15号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号））  
日程第5 議案第16号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第3号）  
日程第6 報告第9号 令和2年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について  
日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
日程第8 意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物価格の暴落対策を求める意見書  
意見書案第2号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書  
意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書  
意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書  
意見書案第5号 地域・医療職場の自主性を求める意見書  
意見書案第6号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書  
意見書案第7号 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書

- 日程第9 報告第10号 例月出納検査報告について  
日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第14号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
日程第4 議案第15号 専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号））  
日程第5 議案第16号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第3号）  
日程第6 報告第9号 令和2年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について  
日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
日程第8 意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物価格の暴落対策を求める意見書  
意見書案第2号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書  
意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書  
意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書  
意見書案第5号 地域・医療職場の自主性を求める意見書

意見書案第6号 保健師等の大幅増員  
・保健所機能の抜本的強化を求める意見書

意見書案第7号 国民健康保険料(税)  
のさらなる負担軽減を求める意見書

日程第9 報告第10号 例月出納検査報告について

日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由	美	議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美枝	子	議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員
	15番	東川	孝	義	議員
	16番	山田	典	幸	議員
	17番	黒井		徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	伊藤	慈	生
書	記	開発	恵	美
書	記	石橋	恵	美
書	記	加藤		諒

1. 説明員

市	長	加藤	剛	士	君
副	市	橋本	正	道	君
教	育	小野	浩	一	君
総	務	渡辺	博	史	君
総	合	石橋		毅	君
市	民	宮本	和	代	君
健	康	小川	勇	人	君
経	済	白田		進	君
建	設	東	聡	男	君
教	育	木村		睦	君
市	立	岡村	弘	重	君
市	立	水間		剛	君
こ	ども	廣嶋	淳	一	君
支	援	田畑	次	郎	君
産	業	佐藤	美	香	君
上	下	鈴木	康	寛	君
会	計	鹿野	裕	二	君
監	査				

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 清水 一夫 議員

13番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

ヤングケアラーの支援体制について外1件を、五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目1、ヤングケアラーの支援体制について。厚生労働省によりますと、ヤングケアラーとは法令上の定義はないとのことですが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子供とされています。厚生労働省が今年4月に公表した初の全国調査結果によりますと、世話をしている家族がいるという生徒の割合は中学生がおおよそ17人に1人、全日制高校の生徒がおおよそ24人に1人という実態が明らかになっています。そこで、小項目の1、本市の実態把握状況についてお伺いします。

次に、小項目の2、広く認知度を上げる取組について。ヤングケアラーという言葉自体まだまだ認知度が低いのが実情であります。そのような中、ヤングケアラーの認知度を上げる取組として日常で子供たちと関わりのある関係者への研修はもとより、民生児童委員や対象となる子供たち自身に

も理解してもらうことが必要です。この問題の難しいところは、お手伝いとどの境が非常に曖昧で定義し難く、特に当事者の子供たちは自分の置かれた状況について当たり前なことと受け止め、支援が行き届かないことです。そこで、広く認知度を上げることにより周りからの気づきで支援につながられる仕組みが必要と考えます。取組について見解を伺います。

続きまして、大項目2、見えにくい若者の貧困への対応についてお聞きいたします。2019年2月に健康福祉部社会福祉課において子供と家庭の生活実態を把握するアンケート調査を実施されています。小学校2年生から中学校3年生がいる世帯を対象に保護者と子供、それぞれに行われ、生活の実態を把握する重要な基礎資料となっていると考えられます。そこで、小項目1、コロナ禍では2年前のアンケート時と状況が変化していることと推察できますが、その点を踏まえまして本市の現在の状況の受け止めについて御見解をお伺いします。

次に、小項目2、本市の取組や施策の進め方について。5月には独り親世帯に児童1人当たり5万円が給付され、またそれ以外の住民税非課税世帯には来月以降に児童1人当たり5万円が随時給付されるとのこと。コロナ禍で影響を受けている家庭への負担軽減になると願っておりますが、一方で大学生は今年も飲食店の休業などの影響で満足にアルバイトができない状況もあると聞いています。仕送りが限られている中、節約のために食費や衛生用品に係る費用などを削ることもあるそうです。また、高校生を持つ家庭には手当がありません。このような状況下で直接支援が行き届かず困るのは若者たちと考えます。それぞれ中学生までの子供たち、高校生、大学生へ向けた支援について御見解を伺います。

続きまして、小項目3、生理の貧困問題への対応について。隠れた貧困と言われるものの中で昔からあったにもかかわらず、最近ようやく注目を

浴びるようになったのが生理の貧困問題です。声  
を上げにくい問題がコロナ禍で浮き彫りになっ  
たと言っても過言ではありません。諸外国では生理  
用品の税率の変更や無償配付を法律によって制定  
するところも出てきた中、日本においても自治体  
による配付、企業が通常価格から値引きをするな  
ど生理の貧困への関心が高まりつつあります。当  
事者が貧困のために買うことが困難な場合もさる  
ことながら、懸念されるのは家庭において十分な  
数を用意してもらえないなど小中高校生が我慢を  
強いられてしまうことです。なかなか助けを求め  
にくい問題でもあることから、身近な学校での支  
援が可能か伺います。

以上、大項目2点について壇上からの質問とさ  
せていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま五十嵐  
議員から大項目で2点にわたり御質問をいただき  
ました。大項目1及び大項目2のうち小項目1と  
2は私から、小項目3は教育部長からの答弁とな  
りますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、ヤングケアラーの支援体制  
について、小項目1の本市の実態把握状況につい  
てと小項目2、広く認知度を上げる取組について  
一括して答弁をさせていただきます。ヤングケア  
ラーにつきましては法律上の定義はありませんが、  
一般に本来大人が担うと想定される家事や家族の  
世話などを日常的に行っている18歳未満の子供  
とされており、国において各自治体に対しヤン  
グケアラーに関する調査が実施されており、そ  
の認知度は平成30年度は3割弱で、令和元年度  
は7割程度と高まってきてはいるものの、社会的  
には浸透していないため家庭の中のお手伝いとし  
ての認知と混同されていることから、実態把握が  
難しい状況にあります。本市では、子供家庭総合  
支援拠点事業において要保護児童対策地域協議会  
の登録ケースを精査することでヤングケアラーの  
状況を確認し、支援が必要な家庭への相談や支援

を実施してきております。しかしながら、ネグレ  
クトや不登校などのケースにおける把握にとどま  
っていることから、判断が難しい潜在的なヤング  
ケアラーの把握には至っていないのが実態です。  
まずは、ヤングケアラーについての認知度を上げ  
ていくとともに、子供が自ら相談し、支援を求め  
てくれるよう関係機関とも連携しながら取組を進  
めてまいります。

次に、大項目2、見えにくい若者の貧困への対  
応について、小項目1の現状の受け止めについて  
ですが、平成31年2月に実施しました名寄市に  
おける子供と家庭の生活実態に関する調査では、  
困窮要素である低所得者、家計の逼迫、子供の体  
験、所有物の欠如の3つが複合的に重なる生活困  
難層の割合は回答者全体の7.6%、困難要素が  
1つ該当する周辺層が12.8%、困難要素に該  
当しない一般層が79.6%の調査結果でした。  
類似人口の自治体での調査結果が少ないことや北  
海道が実施した調査との比較は難しいですが、本  
市の状況は生活困窮層の割合が少ないものと受け  
止めているところであります。御質問にあります  
昨年から続く新型コロナウイルス感染症が拡大し  
ている中での状況の把握ですが、子供たちへの新  
たなアンケート調査を実施してはおりませんが、新  
型コロナウイルスにより受けた減収への支援策で  
ある緊急小口支援、総合支援資金の特例貸付け制  
度の利用状況で全体的な生活困難状況を把握して  
いるところです。令和3年5月末までの貸付け状  
況は緊急小口資金で63件、総合支援資金で30  
件、そのうち高校生以下のお子さんを抱える御家  
庭は22件となっております。また、令和2年度  
にひとり親世帯臨時特例給付金の追加給付として、  
収入の減少などにより家計が急変した46世帯に  
支給しています。長引くコロナ禍では日常生活に  
大きな変化を余儀なくされたり、生活が苦しくな  
っているなどあらゆる面で制約が課せられてきて  
いる状況と認識しております。先ほど述べました  
2つのコロナ特例貸付けも再々延長が決まるなど、

国や北海道が行う支援策が遅滞なく実施できるよう引き続き努めてまいります。

最後に、小項目2の本市の取組や施策の進め方についてですが、これまで国では新型コロナウイルス対策として特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、税や保険料の猶予や特例貸付け制度など家庭全体に対しては様々な支援を実施してきました。独り親世帯に対する支援もその一つと考えます。支援策として個人への給付となっていますが、制度上家庭ごとでの支給となるため、その使い道は各家庭に委ねられております。御質問のありますとおり、直接的に子供たちへ支援が行き届いているかどうかの把握は難しい状況にあります。この問題は子供たちだけでなく、家庭全体として解決策を考えていかなければならないケースであります。そのため、物資などの直接的な支援も方法の一つではありますが、子供たちの置かれた環境を考え、改善していく相談による支援が最良であると考えております。本市では、子供に関する各種の相談窓口を有しておりますし、社会福祉協議会では生活困窮に関する総合的な相談窓口を設置しております。学校や職場などにおいて子供や家庭の変化に気づき、関係する機関や相談窓口へつながらせるよう地域全体で見守ることにより子供たちへ必要な支援が届くよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2の小項目3、生理の貧困問題への対応についてお答えいたします。

現在小中学校での児童生徒に対し生理用品の準備等に対する指導につきましては、児童生徒個人が必要に応じ準備するよう指導しております。ただし、生理用品を持参するのを忘れた場合などの対応として、学校保健室に配置しているものを使用するよう指導しております。生理の貧困問題はここ数年社会的な問題として捉えられてきており

ますが、保健体育の授業で性教育を行うときや特別活動などでの授業、また各学校の保健だよりなどにおいて困ったときには学校保健室へ気兼ねなく相談に行くよう周知しておりますので、御理解願います。

次に、大学における生活困窮をはじめとする様々な悩みなどの相談については、学内に設置しています健康サポート室が中心となって精神保健福祉士や保健師、看護師などの専門スタッフを配置して受けています。昨年度からのコロナ禍の影響によりアルバイト収入が減少したことによる生活が厳しくなった内容やオンライン授業が中心となって、日常の学生生活が送れないことによる心の悩みなど多くの学生からの相談を受けております。生活困窮に関する相談内容としては、生活全般に関する内容がほとんどで、生理の貧困問題に関する具体的な悩みについて訴える学生はいないのが現在までの状況です。長引くコロナウイルス感染症の影響は、学生生活においても厳しさを増していくことが予想されますので、これまで以上に学生に対する相談サポートに取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目1、ヤングケアラーの支援体制についてのところですが、先ほどの答弁にもありましたが、第2期の名寄市子ども・子育て支援事業計画でも示されていますとおり、要保護児童対策地域協議会の案件で把握して支援しているということだったと思います。部長の答弁でもあったとおり、ネグレクトや不登校の場合の把握はできるものの、判断の基準が曖昧であったり、ふだんの生活が問題なく見えるような児童生徒にあってはなかなか把握が難しいということが今の現状だと思えます。また、理解も進んでいないということもありまして、実態把握が難しいという状況につ

いては理解できました。ヤングケアラーと一くりにしても私自身がこれまで見てきた中でも様々なケースがございまして、病気や障がいのある親の代わりに家事をしているお子さんですとか、また小さい兄弟の世話をしている、例えばお母さんが夜も働いていたりする場合にお子さん同士で子供の面倒見ながら過ごされている家庭ですとか、実際にはそういった家庭も見えないところではたくさんいらっしゃるのが今の現状だと思います。また、核家族化とはいっても例えば祖父母でしたり、ひいおじいちゃん、おばあちゃん、曾祖父母らの面倒を見ているようなお子さんもいらっしゃいまして、そういった家庭ですと介護要員の一人として数に数えられてしまうということが今の問題ではないかなと思います。周りから見ると、そういった子供たちのことをやっぱりお手伝いがとてもできていて偉いねと言われて終わってしまいがちなのですが、その先の彼らの負担までについては目を向けていないのが今の現状ではないかなと思います。何が問題かといいますと、負担が大きくなれば学業なんかの両立もできなくなって、また子供らしい生活を送れなくなるということがあると思うのですが、先ほど貧困のほうでも言いましたけれども、名寄市における子供と家庭の生活実態に関する調査報告書のアンケートの中で小学校2年生から6年生でも兄弟、姉妹の世話をしていると答えた子供たちは時間こそ様々なのですが、10%台から30%台、中学生の回答でも兄弟、姉妹の世話をしているとの回答は全体の10%から20%台、家事については毎日2時間を超えたとの回答も中学2年生では全体の3.6%、中学校3年生では全体の6%となっていました。この辺りも少し掘り下げていった調査が必要ではないかなと考えたのですが、改めてこの潜在的なヤングケアラーの把握について調査を行うお考えはございませんか。御見解をお伺いします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ヤングケアラー

につきましては、今議員からいろいろありましたとおり、把握が大変難しいといえますか、家庭内でそれぞれの家族を支え合って生活を営むというのは、私はこれは一つの面である面重要なことだというふうに認識をしております。子供たちにとっても家事やそういった介護をすることによっていろんな経験を積むということも重要だと思います。ただ、それによって精神的負担が大きくなったり、学業なり、ある面は友達とそういった遊びの時間が制約されたり、そういったことが問題視されているかというふうに思っています。そういった面では、どのラインがヤングケアラーと言われて、どのラインまではいいのかというのは大変難しい状況にあらうかと思えます。そういった面では、今国においても厚生労働省と文部科学省のほうでプロジェクトチームをつくりながらいろんな調査研究、実態把握もしながらどういったことが該当するか、どういったことを国民に知らせながら問題視していくかといういろんな研究、検討がされておりますので、そういったものもしっかり情報をいただきながら市としても具体的にどう何を取り組んでいくかというのは今後検討していきたいというふうに考えております。国においても今年度プロジェクトつくって、来年度から3か年ですか、認知度を上げる集中期間というふうに取り組を進めるようでありますので、そういった内容をしっかり検証しながら対応してまいりたいと思えますし、やっぱりこれを、ヤングケアラーのこと把握するに当たって当然民生委員、地域の人との情報もありますけれども、あと幼稚園、保育所、学校などから情報提供、気づきというところも大事だと思いますので、それぞれがどういったことで何ができるかというのも国からの情報得ながら、市としても考えながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 非常にラインが難し

いということで、また先ほど部長が言ったように、来年から集中期間ということでPRのほうが進んでいくのではないかなと思います。今おっしゃっていたように、教育機関や警察署、児童相談所などの関係機関、さらには先ほどもおっしゃってありましたように、民生児童委員の皆様との連携がこれからは非常に重要になってくると思います。そこで、民生委員の皆様方に対する働きかけをしていただけるものと思いますが、その方法として例えばそういうヤングケアラーに特化したような講習みたいなものであったりですか、それかりフレットのようなちょっと分かりやすい資料であったりですか、そういったものをしていただくことは可能なのでしょうか。といいますのも、私たち含めもっと年配の方になりますと、本当に昔御苦労なさっていた分もあって、お手伝いされているお子さんに対してはそれが自分の経験からも当たり前のことと考えることがやはり多いと思いますので、直接手を差し伸べるための…ということにはなかなか気づきにならないのではないかなという懸念がありますので、その辺どうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 先ほどもちょっと触れましたけれども、国の段階でいろいろ研究等、今後どのように進めていくかという協議がされているということでありますので、その推移、状況しっかり見極めながら市でも何ができるか検討してまいりたいというふうに思っています。国においても福祉や医療、介護、教育現場、様々な方たちへのヤングケアラーに対する研修の機会も推進していくという方針を持っていますので、その中ではいろんな情報が下りてきて、先ほど申し上げた民生委員とか学校、それぞれの立場の人がどういった役割を果たすかということも整理がされてくるのかなというふうに考えております。そういったものにおきましては、そういったそれぞれの役割を担っている方々に速やかに情報を提

供しながら進めてまいりたいと思いますし、それと子供たち、本人たちがそういった認識に立つといいですか、当たり前という認識がやっぱり強いというふうに思っています。ただ、子供たちに教えるのも大変難しいですけれども、どの辺までがヤングケアラーと言われている部分か、子供たちにどういう負担がかかっているのかということも含めて、それは学校現場との連携になりますけれども、やっぱり子供たちの認識もしっかり持ってもらうような情報提供だったり、学習の場、そういったものも考えていかれるかというふうに思いますので、その辺も併せながらちょっと市としても今後国からの情報を得ながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) これからしっかりとやっていくということで、楽しみにしていきたいと思えます。先ほど言っていました教育現場のこと、対応ということなのですが、やはり子供たちもなかなか自分から助けを求めるといことが難しい問題ですから、本人たちの自覚も情報もないので、それで支援につながらないということで、まずは児童生徒に知ってもらうことから始めていただきたいと思えます。

あと、それによって教育現場においてその辺の支援体制と、あと市内の学校で今心の教室相談員さんなんかもらっちゃいますことから、そういったところでの支援体制についてお願いします。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 今小川部長のほうからも答弁させていただいていますけれども、ヤングケアラーという問題につきましては学校現場におきまして非常に発見しづらい難しい問題であるというふうに思っています。児童生徒におきまして、やっぱり今議員のほうからお話あったとおり、自らがこのヤングケアラーだと思っていないケースもあるのかというふうに思っています。

したがいまして、まずはやはり児童生徒の中におきましてもこのヤングケアラーに対する認知度を上げていけるような取組につきましては健康福祉部と連携いたしまして進めてまいりたいなというふうには思っています。さらに、学校におきましても児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見ですとか、それぞれ今までも適切なそういった保護を図るためにヤングケアラーについても改めてこれについてまた理解を深めるとともに、適切な対応について取ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 第2期の名寄市子ども・子育て支援事業計画の中でも子供の権利が尊重されるまちというものを掲げていらっしゃると思いますので、その中でも主要施策の中に見守りネットワークの拡大ということで、先ほど部長おっしゃったように、名寄市要保護児童対策地域協議会が中心となって各機関との情報共有などで早期発見、早期対応に努めると書いてありました。もちろんこのことから名寄市においてはしっかりと事業計画に盛り込んで対応できている体制があるということと理解させていただいております。あとは、本当につながっていくことができるかということだけだと思いますので、今後ともきめ細やかな配慮を今までと同様にこれからもお願いしたいと思います。

また、ヤングケアラーについて学ぶ機会の確保ということで、名寄市立大学には社会福祉学科といった専門の学科もありますことから、そちらのほうの知恵をお借りするような何か可能性についてはございませんでしょうか。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私どものほうで、今五十嵐議員がおっしゃったように、社会福祉学科がありまして、専門の先生等もありますので、大学のほうとしては様々な部分で支援体制をさせていただきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） やはり福祉のまちでもあり、また大学があるということも強みだと思いますので、これからもそのようなふうな連携を取っていただけることをお願いして、次の項目に移らせていただきます。

大項目の2、見えにくい若者の貧困への対応についてお伺いしたいと思います。子供の貧困対策についてなのですが、本市の現状としては部長からも答弁にございました生活困難層の割合は少ないというお話だったと思います。ただ、緊急小口資金ですとか総合支援資金なんか借りられている件数がそれぞれ63件と30件ということとその中でも高校生以下のお子さんがいらした件数が22件と想像よりは少し多いというのが私の率直な感想ではあります。ただ、本市としては行政側の受入れ、相談体制は本当によく準備されていると思います。名寄市としては、先ほど言っていたのは相談による支援が最良ということで答弁だったと思いますが、そこにたどり着く道筋、それが必要なのだと思います。市の窓口や社会福祉協議会のほうに来て相談されるというのは、やはりもちろん大人の方というふうに考えられますので、その中でどのように子供たちへの直接の支援につなげていけるのか、それを子供たちの声として拾っていくことができるのかについてお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 議員からありましたように、健康福祉部サイドで行っている相談業務というのは基本的には保護者が来るケースが多い。なかなか子供が市の窓口に来たり、社会福祉協議会の窓口に行って相談するということはまれなケースだというふうに思っています。そういった面では、保護者からの情報ではなくて、やっぱり子供からの情報というのが大変重要だと思っております。特に虐待、ネグレクトも含めて子供が思っていることと親が言うこととやっぱり差異があ

ったり、そういった状況もありますので、子供たちのそういった気持ちや考えを拾うということも大変重要だというふうに思います。そういった面では、これまでも教育委員会と健康福祉と連携しているいろんなことをやっていますけれども、教育委員会、学校現場では教育相談などをはじめ、日常的にやっぱり子供の変化とか、そういった気づくことを重視しながら教育活動行っておりますので、そこの情報を速やかにもらって、保護者も含めた対応どうするかというところをしっかりと取り組む体制もできているというふうに思っていますし、これまでもそういった情報というのもお互い速やかに流しながら、早期発見、早期解決が何よりも重要なことですので、今後においてもそういった連携を強化しながら子供たちのそういったことも拾い上げるような仕組みがさらにできることがあれば取り組みながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 子供たちの情報をしっかりと受け止める体制ができているということで理解いたしました。地元の実情も踏まえつつ様々な関連する分野との連携が取れているということですが、今地域全体での見守りがやっぱり大事だという点で、現在あるコミュニティ・スクールの力もお借りできると期待するところではあります。先日小野教育長のお話にも出てきましたが、高校にもコミュニティ・スクール構想の要望をされているということで、もしそれが実現できれば小中高の連帯が教育のみならずそういった見守りの点からも大いに期待できると思いますので、その辺は期待していきたいと思います。

貧困についてですが、次大学生についてなのですが、先日市民の有志団体によって7月にまた2回目となる食料品や生活用品の無料配付があるとのことでした。やはり直接の支援というのが何よりも即効性があると感じております。20

19年12月に子供の貧困対策に関する大綱の見直しがあったそうです。その中で子供に支援を届ける方法としては現物給付がやはりより直接的であること、また様々な支援を組み合わせる重要性について言及されていました。ですので、おっしゃられるとおり、相談での支援というものとまた組み合わせながら現物給付も含めて取り残されることのないような支援をお願いしたいと思います。昨年度はコロナの関係でできてはいなかったのですが、大学のコミュニティケア教育研究センターでは子ども食堂なども行っていたと思いますが、今年状況などがもし予定として分かりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今五十嵐議員からお話がありましたように、昨年度はコロナの影響で子ども食堂の活動自体、飲食を提供ということもありましたので、具体的な子ども食堂の活動の部分はできなかったということであり、今年度につきましても子ども食堂の食事の提供の部分は今現状の中では活動することは難しいのですが、提供以外の見守りというか、学生たちの勉強見たりとか、そういった活動の部分については今後対応していきたいということで、また今後どうなるか分かりませんが、状況が変われば活動の部分については再開させていただきたいということで考えております。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 今のこのような状況ですから、将来が分からないということで、早くよくなって、みんなが子ども食堂にまた集まって勉強したりできるような状況になることを期待したいと思います。

現物給付について触れたのですが、それに触れて小項目3にそのまま移らせてもらいます。生理の貧困について、任意団体によります日本国内の高校、短大、4年制大学、また大学院や専門学校などの在籍している方に行ったアンケート調査が

ありまして、その中では日本でも5人に1人の若者が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労したという結果が出ております。また、過去1年以内に金銭的な理由で生理用品ではないものを使ったと答えた割合が27.1%、また生理用品を交換する頻度を減らしたと答えた割合が37%でした。貧困が原因で購入できない、またネグレクトなどによって親から生理用品を買ってもらえない、こういう子供たちがいるということも今浮き彫りになっているところでもあります。子供の貧困、また児童虐待の観点からも必要な対策を検討していただきたいと思っております。なぜなら、家庭で貧困のしわ寄せというものがやはり子供たちの衛生用品、例えば歯ブラシですとか下着などの消耗品とか、そういったものになってしまうことは多々あると思うのです。そういうところからやはり現物給付、単に学校で無償でばっと一斉に配付するというのではなく、困ったときに困っている当事者にその場で直接手に入る必要があると考えますので、もう一度学校のトイレに置いていただくということは可能かどうか再度お伺いします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 学校の女子トイレに恐らく生理用品を配置できないかというような、最終的にはそういった御質問かなというふうに思っているのですけれども、先ほどお話しさせてもらったとおり、今も困ったときにつきましては保健室のほうで生理用品を置いてありますから、そちらのほうで活用してくださいということで、児童生徒のほうには周知はさせていただいております。ただ、全国的に見てもそういった自治体も出てきているという状況もございますので、そうした他自治体の事例なんかも参考にさせていただきながら、まずは市内全校で取組が可能かどうか学校とも協議はさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます

す。全校で協議をしていただけるということで少し期待をしたいと思っております。

ちょっと例として中学生や高校生に聞いてみたのですけれども、やはりどういときに生理用品がないかということで、例えば家庭で兄弟も、女の子の兄弟ばかりの家庭とかになりますと、ある日突然朝ないというようなこともあったりということで、それって子供のせいでも何でもありませんし、それで学校では自分たちで自己責任でちゃんと持ってきて下さいよというのも理解できます。ただ、そういったときに実際家に、手元になくて、でも買いに行くこともできない、そういった小学生とか中学生ですとか、そういった子供たちが学校へ行って、保健室で貸していただけるということももちろん理解しておりますが、実際に保健室へ借りに行くのかということ数を数名に聞いてみたのですが、保健室へ借りに行くのは気が引けるので、ほとんどの場合は友達にもらう、または借りる、そういったふうに済ませているのが今の現状だと思います。ですので、それが友達から借りたり、もらったりしているからそれでいいのかということ、そうではないと思っておりますので、確かにそれぞれが当たり前前に生理用品を準備しているわけですから、もしトイレに置いたことによって全ての学生が家から持ってこないということには全くならないと思っておりますので、必要なところで必要な人が気兼ねなく手に入る、そういった体制を整えていただきたいと思っております。

大学のほうにおきましては、また女子学生も多いことですから、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学のほうにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、健康サポート室のほうで専門のスタッフの相談体制を充実させていただいて、受けております。その中でいろんな相談、本当にたくさん受けています。その中では今コロナの状況もあ

りまして、生活全般に関わる厳しいという部分の相談もたくさん受けておりますけれども、その中でもスタッフにお聞きしますと、やはりどちらかというと食べる、飲食のほうの部分で切り詰めて生活しているというような部分がほとんどということでありまして、こういった生理用品の関係の部分については具体的な中身の部分については今までは学生のほうから訴えもなかったということもありまして、当然健康サポート室のほうで生理用品のそういった準備のほうは配備というか、用意させていただいて、緊急のときに学生が来るといような体制を整わさせていただいておりますけれども、大学のほうといたしましては生活の困窮の部分の支援といたしましては、先ほども言いましたように、食事の関係の部分ですごく切り詰めている学生がいるということで、今緊急事態宣言のこともありまして、学食停止している状況でありますけれども、これが明けましたら学食を再開させていただいて、学生食堂のメニューを一律割引をさせていただいて、安価で学生に利用させていただいて、健康面のサポートも含めて対応させていただきたいということの考えであります。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 事務長がおっしゃったように、もちろん悩みとして実際なかなか言いづらいことでもありますので、なかなか本人の口から生理用品に関する悩みというのを聞き出すというのはほぼちょっと不可能に近いのかなと。アンケートですと本心を語れてもなかなか口に出してその辺に対する切り詰めているとか、そういったものはちょっと言えないという問題だということだけは認識させていただいて、お願いしたいと思っております。やはりちょっとこの問題に関しましては既存のそういった固定概念にとらわれることなく進めていただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

早いのですが、ちょっと以上で質問終わりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

教育都市宣言のまちの課題について、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目、教育都市宣言のまちの課題について伺います。私たちは、北北海道で唯一の公立大学を持つまちとして幼児教育から大学教育までの連携の下、学校、家庭、地域が手をつなぎ合い、豊かな心と知性を育み、生涯にわたって生き生きと学ぶためここに教育都市を宣言しますと平成19年3月15日、制定されました。そこで、教育都市宣言のまちにふさわしいまちづくりが進められているのか検証もしながらこれからのまちづくりについて伺います。

小項目1つ目、名寄市内に高校1校について。名寄市内に高校は1校でよいのかということです。市民から、また以前名寄市に住んでいた方から名寄市内に4校あった高校が1校しかなくなってしまうのかと驚きと寂しさが入り交じった声が聞かれています。6月1日、道教委から発表された計画では普通科4、情報技術科1の計5学級となり、酪農科学、機械・建築システム、生活文化の学科がなくなります。今回の配置計画案は、本市からのほぼ要望どおりということですが、地元中学生の進路選択を狭めることになるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、在り方検討会議についてどのように進められ、市民周知を行ってきたのかお聞かせをいただきたいと思っております。

JR名寄高校駅の利便性について、JRへの申入れ等の進捗状況について伺います。

小項目2、コロナ禍における小中学生の負担について伺います。先日国立成育医療研究センターの第5回調査結果、発表されました。コロナのことを考えると嫌な気持ちになる、42%です。児童生徒の不安に対する対応について伺います。ま

た、全国的にはいじめ、自殺が増えていると言われます。名寄市の現状についてお聞かせをいただきたいと思います。さらに、ICT推進の取組については教育格差は生じないのか心配です。お考えをお聞かせください。

小項目3、名寄大学の発展性について伺います。教育都市宣言の要としている北北海道で唯一の公立大学の発展を期待するところです。そこで、情報の発信力をさらに高めることが求められます。ホームページの充実した活用や大学からの同窓生への情報提供等についてのお考えを伺います。

小項目4、教育の機会を守るための環境整備について伺います。全ての児童生徒に与えられている教育の機会を守るための環境整備について伺います。5月17日、厚労省と文科省が家族や兄弟の世話を担う18歳未満の子供、ヤングケアラーの支援をする制度を整備する方針を固めたとの報道がありました。当事者の早期発見につなげるため自治体による実態調査も促すとしています。家族や兄弟の世話のために勉強する時間が取れないというヤングケアラーの現状把握について私の前の五十嵐議員からも質問がありましたけれども、改めてヤングケアラーの現状把握について伺います。

また、急な体調の変化で授業に影響が出ることのないようにトイレの個室にトイレットペーパーが置いてあるように生理用品の学校内配置についてのお考えもお聞かせをいただきたいと思います。

さらに、教職員へのワクチン接種や大学生のワクチン接種が進むところでありますけれども、児童生徒の皆さん方への接種については先になるかというふうに思います。そこで、新型コロナウイルス感染症検査、抗原検査の実施についてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 川村議員からは大項

目で1点、小項目で4点にわたり御質問をいただきました。小項目1と2は私から、小項目3は大学事務局長から、小項目4は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、大項目1、教育都市宣言のまちの課題について、小項目1、名寄市内に高校1校についてお答えいたします。議員お話しのとおり、本市の合併時には名寄高校、名寄光凌高校、名寄農業高校、そして風連高校と市内には4つの高等学校があり、中学校卒業生数についても令和2年度と比較し81人多い267人でありました。その後、平成21年に光凌高校と農業高校が統合し、名寄産業高校となり、平成22年に風連高校が閉校となったため、現在は名寄高校と名寄産業高校の2校となっているところであります。こうした中、人口減少や少子化の影響による中学校卒業生数の減から、北海道教育委員会においては一定規模による活力ある教育活動の展開や生徒の学習ニーズに応える教育課程の編成が可能となるよう学校の再編などによりより望ましい学校規模の維持に努めることが必要であるものとの考え方にに基づき、今月1日に公立高等学校配置計画案を公表しました。公表された配置計画案には、名寄高校及び名寄産業高校の再編、統合する新設校に係る具体的な方向性も示されております。例えば学科については現在の名寄高校の普通科、産業高校の酪農科学科、機械・建築システム科、生活文化科が新設校では普通科4学級と情報技術科1学級の合計5学級とするとともに、両学科へ単位制を導入することとされております。新設校における両学科への単位制導入は生徒の多様な興味、関心や進路希望等に応じた主体的な学習が可能となることと考えられるため、現在の多様化している中学生の進路選択においても有意義なものであると捉えております。今後においても上川北部地区の中核都市である本市において市内の高校が生徒にとって多様な選択肢を提供できる学校となるよう引き続き北海道教育委員会とも連携し、様々な取組を進め

てまいりたいと考えております。

次に、在り方検討会議についてお答えいたします。名寄市内高等学校在り方検討会議については、平成27年2月より関係する多くの皆さんから御意見をいただき、名寄市内の地域産業や大学など地域の実態を踏まえた今後の高等学校の在り方について議論、検討を行ってまいりました。特に昨年度は名寄高校、産業高校の再編、統合による新設校の在り方について在り方検討会議の中で十分に協議、検討いただき、その結果として本年3月に市に対し名寄市における高等学校の在り方に関する意見書を提出いただいたところです。在り方検討会議は、この意見書の提出により終了となっておりますが、今後においては名寄市内高等学校魅力化推進委員会にて様々な事業の実施と情報の発信により新設校が地域から今まで以上に魅力ある高校となるよう取組を進めてまいります。

最後に、JR名寄高校駅の利便性についてありますが、本市では宗谷本線東風連駅移設、名寄高校駅設置に向けてJR北海道と協定の締結を行うとともに、JR北海道においては運輸局から駅設置施工の認可をいただき、年度末のダイヤ改正に併せた供用開始を目指しております。これまで東風連駅を利用している生徒は、名寄高校駅の設置に伴い駅から高校までの距離、時間が大幅に短縮されることにより利便性の向上が図られます。一方、名寄駅を利用している生徒についても名寄高校駅の開設によりJR利用者の通学の環境は改善されますが、新たな通学利用者を確保するためには登下校や部活動の時間に合わせた名寄駅から名寄高校駅間の運行が求められます。名寄高校駅の利便性向上は名寄高校の魅力アップにもつながることから、事務レベルでの意見交換は行っておりますが、JR北海道に対して車両の配置調整やダイヤ編成などについて引き続き要望してまいります。

次に、小項目2、コロナ禍における小中学生の負担についてお答えいたします。まず、子供の不

安に対する対応についてですが、本市においても新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、全ての児童生徒が感染症に対して様々な不安を抱えていることを前提に一人一人に応じた心のケアに努めることは極めて重要であると考えております。このため、学校には児童生徒の状況を的確に把握し、適切に対応するようお願いしております。具体的には学級担任や養護教諭等による全ての児童生徒を対象とした健康観察や健康相談を実施するなどして、一人一人の心や体の状況をきめ細かに把握しております。また、日常的に相談できる体制を構築し、必要に応じて保護者と教育相談を実施しています。今後教育委員会といたしましては、学校の要請に応じて名寄市特別支援教育専門家チームに所属している臨床心理士や臨床発達心理士、学校心理士、社会福祉士等の資格を有する名寄市立大学の教員から指導、助言を受けるなど児童生徒の不安に対して適切に対応してまいります。

次に、コロナ禍における新型コロナウイルス感染症の不安等による子供のいじめや自殺に係る名寄市の現状についてお答えいたします。現在本市の各学校から新型コロナウイルス感染症に直接起因した自殺やいじめ等の報告はありませんが、全ての児童生徒が何らかの不安やストレスを抱えていることを前提に自殺やいじめ等の未然防止に資する取組を推進することが重要であると考えています。初めに、小中学校における自殺の現状につきましては、厚生労働省の公表資料によりますと全国での令和2年度の児童生徒の自殺者数は499人で、新型コロナウイルス感染症が拡大する前年より100人増加し、特に学校の長期休業明けにおいて自殺者数が増加する傾向が見られます。このため、学校では自殺予防に係る取組や命を大切にする教育の充実を図ることが極めて重要であります。本市の各学校においては道徳科で生命の貴さについて学習したり、特別活動で災害や事件、事故から命を守るための判断や行動について学習

しております。また、学校では全ての児童生徒や保護者に自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージを配付したり、北海道子ども相談支援センターや北海道いのちの電話などの各種相談窓口を周知したりするなど児童生徒の命を守る取組を進めております。

次に、いじめについてであります。コロナ禍の中、児童生徒は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学習環境、家庭環境の変化や感染症に罹患する不安など様々なストレスを抱えていると考えられます。このようなことから、学校では児童生徒の様々なトラブルや悩みに対して組織的に対応し、早期発見、早期解消に取り組むとともに、学校教育に関わる全ての関係者がいじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得るという危機意識を持って児童生徒の僅かな変化やサインを見逃さない取組を推進しております。また、定期的な教育相談を実施したり、いじめなどに関するアンケート直後に聞き取り相談を行うなど児童生徒がいつでも相談できる校内体制の充実を図っております。さらに、名寄中学校、名寄東中学校、風連中学校の3校には心の教室相談員を配置し、生徒が悩みを気軽に話せる環境を整え、生徒の心のケアに努めております。教育委員会といたしましては、自殺やいじめの未然防止を図るため学校にはこれまで以上に児童生徒の小さなサインを見逃すことなく、心の負担等による欠席や早退、遅刻等が始まった初期対応の時期から本人や保護者と面談したり、家庭訪問したりするなど組織的に適切な支援を行うようお願いしてまいります。また、児童生徒や保護者が悩み等をいつでも相談できるよう名寄市教育相談センターのハートダイヤルの安心カードや名寄市いじめ防止基本方針のリーフレットを全ての児童生徒及び保護者に配付するなど、自殺やいじめの未然防止を図る取組の一層の充実に努めてまいります。

次に、ICT推進の取組による教育格差についてお答えいたします。あらゆる活動においてコン

ピューター等を活用することが求められるこれからの社会を生きていくためには、全ての子供たちがコンピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけることは極めて重要なことでもあります。新学習指導要領では、各教科等の学習においてコンピューターや情報通信ネットワークなどを活用していくに当たっては少なくとも児童生徒が学習活動に支障のない程度に情報手段の操作を身につけている必要があると示されています。このため、各学校では家庭におけるコンピューター所有の有無にかかわらず、常に児童生徒一人一人のコンピューターに対する知識や操作技術等の状況を的確に把握し、理解の状況に応じた指導を行いながらコンピューターを活用した学習活動を進めております。具体的な学習活動といたしましては、GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末等を活用し、各教科の学習内容に応じて文書を編集したり、図表を作成したりする学習活動、情報を収集して調べたり、比較したりする学習活動、調べたものをまとめたり、発表したりする学習活動を取り入れています。また、体育では自分や友達が運動している姿を動画に撮り、何度も視聴しながらよい点や改善点などを話し合う学習を行っています。さらに、総合的な学習の時間ではインターネットを使って必要な情報を調べたり、プレゼンテーションソフトを使って調べたことを発表したりする学習を行っています。今後教育委員会といたしましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループによるICTの効果的な活用に係る研修会を複数回実施するなど全ての子供がコンピューターの操作になれ親しみ、上手に活用して、身近な問題も解決する力を育む指導の一層の充実に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私からは小項目3、名寄市立大学の発展性についてお答えい

たします。

まず初めに、情報の発信力を高める取組についてですが、本学ではホームページでの情報発信以外に受験生及び保護者の方、地域の方などに向けて学内の授業風景や教員の紹介、学生への支援の状況などを大学公式のフェイスブック、インスタグラム、ツイッターを用途別で使い分け、随時情報発信をしております。さらに、令和2年度は年2回ウェブ広報紙を発刊し、コロナ禍での大学や学生の情報を発信してまいりました。本年度につきましては、年3回の発刊を計画して、現在準備を進めております。

次に、ホームページの充実した活用についてですが、主に大学の公式な情報を掲載している関係もあり、掲載する情報は見極めながらしておりますが、今年度の新たな取組として道内外の高校訪問時において多くの要望があった紙媒体である大学案内以外に本学の特色が理解できるPR動画を作成する予定であります。このPR動画を進学相談会や高校訪問時に持参して御覧いただくとともに、ホームページに掲載し、学外に広く発信してまいりたいと考えております。また、本学の魅力を学生目線で学外に広く発信するため、学内に情報発信検討組織として魅力プロジェクト名寄を設置いたしました。今後教職員と大学生が一体となり、大学並びに名寄市の魅力を様々な媒体を使い発信していきたいと考えております。

次に、同窓生への情報提供等についてですが、全国各地に住まわれている名寄市立大学同窓会は会員数が約9,000人を数え、昨年度は同窓会が寄附を集い、現役学生に対して支援を行っていただきました。同窓生への情報発信については、例年同窓会事務局から会報を発行しております。まずは、会報の中にも、先ほども申し上げましたが、大学からの情報発信はホームページ以外にフェイスブック、インスタグラム、ツイッターなどを活用し、学内の授業風景や教員の紹介、学生の支援の状況などについて随時情報発信しておりま

すので、これらのPRを行うとともに、さらに大学からの情報発信欄を設けてもらうなど同窓会事務局と連携し、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは大項目1の小項目4、教育の機会を守るための環境整備についてお答えいたします。

1点目のヤングケアラーの現状把握についてですが、本市ではこども未来課で実施しています子ども家庭総合支援拠点事業において要保護児童対策地域協議会の登録ケースを精査することでヤングケアラーの状況を確認し、支援が必要な家庭への相談や支援を実施してきております。また、教育委員会、保健センター、こども未来課で情報を共有しながら家庭の状況などを把握してきているところであります。このような体制を構築していることから、教育と福祉の連携がスムーズになってきており、支援の体制が取りやすい環境となつてきております。しかしながら、要保護児童対策地域協議会のケースとして関わる家庭の実態把握などにとどまっていることから、判断が難しい潜在的なヤングケアラーの把握には至っていないのが実態です。ヤングケアラーの認知度が低いことでもありますので、学校などと連携を図りながら認知度を高めていくことが必要であります。また、子供が家庭内での家族のケアを役割分担として受け止めてしまうのではなく、福祉に支援を求めることで子供たちが学ぶ場をしっかりとつくれるよう情報収集や関係部署と情報共有を行いながら取組を進めてまいります。

次に、2点目の生理用品の学校内配置についてですが、現在市内小中学校では生理用品を持参するのを忘れた場合などの対応として学校保健室に配置しており、その旨を児童生徒には周知しております。御質問の各学校の女子トイレへの配置についてであります。こうした取組を実施してい

る他自治体の例を参考に市内全校で取組が実施可能かどうか小中学校と協議してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の教員、児童生徒、学校への新型コロナウイルス感染症検査の実施についてですが、現在北海道には緊急事態宣言が発出されており、感染対策の一層の徹底が求められております。このような中、道教委は大会などへの参加における新型コロナウイルス感染症対策についてという通知の中で中体連等の大会に参加する部活動に対する基本的な考え方を示すとともに、開催地の感染状況を踏まえ、医療機関や民間検査機関等の検査を活用するなどとして、感染拡大防止に努めるよう促しております。このため、教育委員会では大会に参加した生徒や引率した教職員に新型コロナウイルス抗原検査キットを配付し、学校への感染拡大を未然に防ぐため、その購入に対する補正予算を本議会に提出させていただく予定となっております。また、今後教職員については今後のワクチン接種の先行接種対象者に含まれておりますし、各学校においては感染及びその拡大のリスクを軽減した学校運営を継続していくため、その時々に応じた効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、大学における新型コロナウイルス感染症検査の実施についてですが、学外実習に関して実習受入れ施設から事前に感染症検査の実施を求められた場合のみ検査を実施し、検査結果を提出して実習を実施しております。検査実績としては、4件のPCR検査を実施しました。なお、新型コロナワクチン接種について、大学としては一昨日報道発表しました職域接種の実施について厚生労働省から承認されましたので、現在ワクチン接種の準備を進めているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、重ねてお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

名寄市内に高校1校でいいのかということです。先ほども御紹介したように、市民から、年配の人が多いのですけれども、以前名寄市に住んでいた方々からも寂しさを含んだ驚きの声であります。それで、道教委から間口と具体的なものが1日に示されました。2023年度新設校として普通科4、職業科1、校舎は名寄高校でということです。

そこで、まずお聞きしたいのがそれぞれの学校内での準備、また生徒たちの準備、将来への不安、また先ほどもお尋ねしました進路選択についていろんな思いがあるかと思えます。これが本当に時間が私は足りないというふうに思っているのですが、前の教育部長にお尋ねしたときには各中学校に回って丁寧に説明をしていくのだという御答弁いただいています。このことについてどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 6月1日に道教委から、議員のお話のとおり、再配置計画が出されまして、今後は普通科4、それから情報技術科1、さらには単位制の導入、また校舎を名寄高校に使用するというように示されたことでございます。令和5年度からの新設校ということでございますので、時間は確かに限られた時間しかないかというふうに思っております。改めまして私どももしっかりと地域の皆様から今までと同様に親しまれて、魅力ある高校になるよう中学生の方々にも進路の選択がしっかりできるよう魅力化推進委員会というのも立ち上げておりますので、そういったところの中でしっかりと支援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先ほどの御答弁の中では、この統廃合について活力ある学校、生徒のニーズに合わせた多様な興味を持って進学をすることにも合わせたというふうな御説明がありました。ちょっと振り返ってみたいと思うのですが、今名寄高校の普通科、特進科を設置するというこ

とであります。私が聞いている範囲では今までも入試対策、本当に熱心に取り組まれてこられて、やっぱり保護者の方からも感謝の声が聞かれているところでもあります。名寄高校でよかったというふうにおっしゃっている方もいらっしゃいます。また、農業のところ、名農、名寄の市民ではみんな名農で本当に通っている大事な学校だというふうに思っています。全国的にも農業高校として、また施設等も含めて非常に評価を得ているというふうに私は感じています。さらに、工業建築科も3階にいつも展示されています。建築科の評価、非常に高いというふうになっている。こうした分野がなくなってしまうというところら辺では本当に地元小中学生、この児童生徒たちの進路選択、私大いに狭めているというふうに思っています。また、基幹産業を農業とする名寄市ですから、将来の農業人、農業を担う方々を養成するこの科目がなくなることについて、私は非常に残念であります。このことについてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 確かにこの内容につきましては、市民の皆様にも当然ながら数多くの御意見があるというふうに思います。ただ、この間の中卒者の減少ですとか中学生の進路の多様化、さらには高校の無償化などの影響にも伴いまして両校とも定員割れが続いていたというのも実態でございます。ただ、今議員おっしゃられるように、先ほどの産業高校の既存の科目というものは今回なくなってしまうわけですが、新設校の教育課程におきましては、これは最終的には設置者で決める、北海道が決めるわけですが、普通科の単位制の教科の中にはこうした先ほどお話しさせてもらった既存の高校の農業ですとか生活文化ですとか、そういった基礎を学べるコース、さらには特進コースと、先ほど議員のほうからお話ありましたとおり、今でも名寄高校のほうで一生懸命頑張っているのですけれども、

改めてさらにもう一つステップアップできるような特進コースなどについても設けていただくよう多様化する進路選択、中学生、多様化していますので、そのニーズに合うような、幅が広がるようにそういったものも設けていただけるよう市といたしましても北海道教育委員会に要望してまいりたいと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ICTを中心とした職業科のところというふうにお聞きしているところです。今後必要な分野だとは認識はしていますが、しかし今まで培ってきたこの農業、また工業などの分野、ここがこれで補完することができるのかどうかというところでは非常に疑問を感じています。この点についてお考えを再度お聞きします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ICT教育につきましても、やはり今本市の産業界におきましてはこの地域の産業を支える人材というのも非常に必要になってきております。人材がやっぱり不足している中におきまして、これからの地域を担う若者の育成というのも非常に重要なところかと思っています。そのため、物作りに対しましては今現在ICT教育につきましては小学校からもプログラミングの授業が始まっておりますし、国におきましてもデジタル庁の新設、創設など今後ますますの分野におきましてもやはりそういったものを活用する場面、さらには業務というものは増え続けていくと思っておりますので、大変必要不可欠な学びの科目であるというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） なかなか理解し難いところでもあります。今おっしゃったように、生徒数が非常に減ってきているという中で、小規模校としての優位性について、今全国的にも、また道

内でも小規模校としての優位性を生かして取組を進めている学校、幾つかあります。そうした中で、この小規模校として優位性を見いだしながら進めていこう、また統廃合の道だけではなくて、他の道、他の方法についても進めていく、そういった議論はなかったのかどうか、ここを確認したいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 確かに一般的に小規模校につきましては生徒数が小規模ですので、少ないということもございますから、生徒の皆さん方の一人一人に目が届き、進路指導等についてきめ細かな指導することが可能となる、さらには学年の縦の交流というものも生まれやすいといったようなメリットがあるのかなというふうに思っています。ただ、一方で生徒の人数がどうしても少ないため切磋琢磨する機会が少なかったり、さらには教員数がどうしても少なくなってしまうので、進学ですとか就職等の進路希望に適切に対応するための教科、科目の専門性の確保が難しいというふうにも言われていますし、部活動の停滞にもこれ大きく影響が出てくるということも想定されるわけでございます。先ほども、繰り返して申し訳ないのですけれども、本市に存在していました名寄高校、産業高校についてもこの間中学生の卒業生数の減少ですとか、さらには高校の無償化という問題、何よりも中学生の進路の多様化によって市内の高校にとどまることなく、令和2年度においては約40%の方、そして令和3年度の受験においては約50%の方が市外のほうにも進学されているという状況から、やはり両校とも定員割れが続いていると。こうした状況を考慮いたしますと、北海道の今回の計画に基づいてこの地域における望ましい規模としては新設校、整備されるということですから、本市または教育委員会においても両校のこれまでの高校の伝統を継承しつつ生徒の学習ニーズに応じた高校づくりというものに対しましてしっかりとコミットしていき

いというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） こういった議論があったのかどうかというのをちょっとお聞きしたかったです。在り方検討会議の中でも、先ほど話、御説明ありましたけれども、どのように進められて、市民周知をどのように行ってきたのか正直言って伝わりません。先ほど御紹介したように、教育都市宣言の中にあるように、学校、家庭、地域が手をつなぎ合いというふうになっている。学校、家庭、地域が手をつなぎ合っていたのかどうか、このところが非常に不明であります。こういった議論がどういうふうにされて、今の、市の要望どおりに決まったと、歓迎の様子だったと地元紙では報道しています。そういうふうに進めてこられたということはどんな中身で進められたのか伝わってこないというのが市民の皆さんの不安を新たにかき立てるわけです。実はこんな話も聞いています。中学生の保護者が学校の先生に名寄の高校はどうなるのですか、不安ですから、聞いた。そしたら、先生が何も聞かされていないので、私もよく分からないのだと、こういった返事だったそうです。こんなことってあるのでしょうか。これこそ学校、家庭、地域が手をつなぎ合っていないということになりませんか。どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今の御意見いただきました。ただ、一つそれぞれお互いの立ち位置というのを明確にして議論しなければ全てむちゃくちゃになってしまうのではないかと私は常に考えているのです。在り方検討会の立ち位置ですけれども、これこれまでも名寄市で産業高校再編のときもありました。これまでいろいろ再編、統合がありましたけれども、そのときに道教委のほうでできればそういう会議を立ち上げていいですよ。本来最終的に決めるのは道教委なのです。ただ、道教委の厚意でそういう会を立ち上げて、そして

そこで議論なさって、もしよければその議論をお伺いいたしますよと、これが基本的な立ち位置なのです。だから、そこをしっかりと踏まえて議論していかなければ、我々が今回の統廃合決めたわけではありません。もちろん市も市教委も、それから在り方検討会議でも決めたわけではないのです。どういうことかということ、在り方検討会議では、統廃合するかしないかというのは間口の問題がありますので、これ道教委の専権事項ですから、するかしないかというのは道教委で決めたのです。ただ、するということに決まりました。そしたら、することに対していろんな要望受けますよということ saying いただいているので、我々は在り方検討会議を開催して、そして進めると、そういうことでありますので、我々もいろんな質問が来ますけれども、答弁にも限りがあるのです。その辺をちょっと御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 高校の問題ですから、道教委が主だというのは理解もしながらも、ただ今回のこの要望が、行政報告の中でもあるように、やはり歓迎していると。市の要望がほとんど決まったと、通ったというふうにお答えしている。だから、私は御質問させていただいているということでもあります。市としての立場をお聞かせをいただきたいというふうに思っているところです。ですから、先ほど教育長がおっしゃっていることも理解しながらも、しかし高校に進む小学校、中学校の児童生徒、名寄市民、市の子供たちが進んでいくその高校がどうあっていくのかということから辺は、やっぱり名寄市民にとっては非常に関心が高いところでもあります。気がかりなところでもあります。ですから、質問をさせていただいているところで、この点についても御理解をいただければというふうに思うところでもあります。やはりちょっとこの学校、家庭、地域が手をつなぎ合いといったところら辺は私は非常に大事なところ

ろだというふうに思っています。義務教育のところにも併せて全てのところで大事だなというふうに思っています。生徒にとって何が必要なのか、やっぱりそのところをもう一度振り返りながら市民みんなでこの名寄市内の高校について考えていきたいというふうに思っているところであります。この点について今教育長御答弁いただきましたので、もしあれでしたら一言いただければと思いますが。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほどの話にも若干ちょっと戻りますけれども、先ほど部長のほうから特進クラスや農業、工業、商業、それから生活文化等のこの専門の基礎を学べる科目も設置されていくという、してほしいという要望を出したというお話がありましたけれども、これもこれまで6年間在り方検討会議が継続されてきておりますけれども、その積み重ねの中でこういう判断になったのです。いわゆる在り方検討会議での要望なのです。それと、情報科についてもそうなのです。これまでの議論の積み重ねがあります、我々。そんなことを踏まえて御理解したいと思います。そして、初日に山崎議員の質問にもお答えしましたけれども、川村議員がおっしゃるように市民全体の要望というのでしょうか、高校に対する思いや願いがあるので、それをやっぱり結集していかなければならないというのは同じです。これ同じことでもありますので、ですからいろんな話合いが在り方検討会議で出ましたけれども、最終的にはやはりコミュニティ・スクール、この学校運営協議会の中でそれが全て具現化できるのだろうと、そういう話合いがあったのです。それで、今そちらのほうに全力を傾けて進めているということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 議論を重ねてきた中で要望を伝えたということでした。この要望、議論を重ねた中身は市民に伝わっていないという

ことなのです。見えていないということなのです。ですから、このところをやはりこれから例えれば現職の先生であったり、また保護者であったり、また学校の主人公は児童生徒でありますから、児童生徒の声を聞くなり、そういった形の要望を出していただきたい、このことを強く求めたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、JRの名寄高校駅の話をちょっとさせていただきたいと思います。先ほどいろいろ高校駅が新しく造られて、利便性を高めるために今話合いが進んでいるという御報告でした。やっぱり名寄駅利用していた生徒もこちらの名寄高校駅まで乗ってこられる、また上り下りともに利用しやすいダイヤ改正が必要だというふうに思っています。心配されるのは部活だったり、受験への補習授業等で遅くなったときに対応できるダイヤが求められているところなのですけれども、そういった部分についてのJRとの話合いについてはどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 最初の答弁で若干触れさせていただいた部分とかぶるかもしれませんが、事務レベルでは既に意見交換等はさせていただいております。来年のダイヤ改正で供用開始を予定しておりますので、せっかく整備する名寄高校駅ですから、環境としても生徒さんにしても使い倒していただけるような、そんなことをJRもできる範囲というか、努力していただいて、一人でも多く御利用いただけるようなダイヤをしっかりと要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） JRダイヤについてもやっぱり利用する生徒の皆さん方が本当に名寄高校駅という駅を利用することでよかったなと思えるような、そういうことで声をしっかりと拾っていただくことを強く求めたいと思います。すみ

ません。時間がなくなりましたので、高校の問題、ちょっと後にしたいと思います。

あと、コロナ禍における小中学生の負担についてちょっとお伺いをしたいと思います。先ほども御紹介した国立成育医療研究センターの第5回目の調査結果の中ですぐにいらいらしてしまう、37%、最近集中できない、32%、先生や大人への話しかけやすさが減った、先生や大人への話しかけができなくなったということです。51%です。楽しいと思うことが減った、44%です。学校に行きたいという気持ちが減った、40%です。本当に今まで5回やってこられて、まとめの中でこれまでのを比較すると体の健康と心の健康のスコアがともに低下しているという評価結果が出されています。ですから、いろんな形で不安を持っていることを前提に取り組んでいるのですというふうにお話もいただきました。ですが、非常にこんな不安が広がっているということです。それで、ICT推進の取組についても先ほど本当に細かく丁寧に御説明をいただきましたが、得手不得手の子供たちもいるかなど。得手不得手です。経済的な格差もあるかというふうに思うのですが、そういういろんなことがたくさん増えている中で、やはり心の健康も下がってくるのだろうというふうに思います。そのことと、保護者からの回答でも子育てについて公的に相談できる場、機会が減った、こう答えた方が72%いらっしゃいます。コロナ禍ですから、なかなかいろんなところ行って御相談したりということができなくなったということです。こういったときにどのように取組を進めていかれるかといったところを改めてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今具体的な数字も挙げさせていただきまして、やはり児童生徒の心のケアというものが今非常に重要なのではないのかなというような御質問だったかと思えます。不安や動揺を持たれている児童生徒さん、さらには教職員

の中にもおられるかもしれません。引き続き、繰り返しになるかもしれませんが、学校においてはやっぱりしっかりと経過観察をはじめ健康相談実施させていただいておりますし、児童生徒一人一人の様子を丁寧にしながら確認し、コロナケアには努めさせていただきたいというふうに思っております。あわせて、なかなか相談の機会がないということだったのですけれども、昨日ですか、今村議員のほうからもありましたとおり、何かあればこちらのほうからやっぱり先生方、御家庭にお電話したり、面談に行ったりして、一人一人の対応をさせていただいていると思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) もう一つは、5月27日に全国学力テストが実施されています。コロナ禍でいろんな行事が、運動会も遠足もカットされている中で学力向上政策だけは追求されると。児童生徒の負担はさらに重くなっているだろうというふうに心配をしているところであります。この点についてはまた別の機会に質問をさせていただきたいと思っておりますので、児童生徒の皆さんの心のケア、ぜひとも強く求めて、次に移らせていただきたいと思います。

大学の発展のところでは、PR動画が作られるということでした。今年もオープンキャンパス、また人気の保護者の皆さんの名寄市内の見学、これはどのようになるのでしょうか。お聞かせください。

○議長(東 千春議員) 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長(水間 剛君) オープンキャンパスについては、今年度3回予定しております。まず、第1回目は7月3日ということですので、今回の7月3日についてはウェブのオープンキャンパスということで行わせていただく予定しています。昨年度も3回中2回ウェブのオープンキャンパスということさせていただきましたけれども、ウェブの部分についていい面では沖縄

とか九州の学生もアクセスあって、来ているということですので、今年度の2回目以降については今後検討していきたいということで考えております。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) それでは、ヤングケアラーの現状把握についてです。学校の中での把握は難しいと思います。なかなか子供たち、自分の置かれている立場を非常に把握するのは難しいと思っています。ただ、福祉施策の連携のところで把握はできないかと思っています。障がいをお持ちの皆さん方、また介護を必要とされている皆さん方への支援でつながっているところが市民とのつながりがあるかなというふうに思うのですが、そういった中で家族の状況など把握することは私は可能ではないかなというふうに思っているのです。その点と、あと子供たちが介護を担わなければならない、お父さん、お母さん、またおじいちゃん、おばあちゃん世話しなければならないといったことで福祉施策が伝わっていないのではないか。こういった制度を利用してできないのかといったことで進学を諦めたり、部活を諦めたりといったことがないようにしていきたいというふうに思うのですが、そこのところをお考えお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 今福祉サイドでのヤングケアラーの把握ということでありましてけれども、基本的に介護認定を受ける、そういったサービスが必要な方については居宅介護支援員が入って、サービス提供従事者が入って、必要な支援については行っています。それで足りなくて学生が、子供たちがやっているということなのか、そこら辺がちょっと理解できないのですが、いずれにしてもそのときに子供たちがやっぱりヤングケアラーという認識をしっかりと持っていないと、ふだんの当たり前のようにやっていることであればそういった相談もないですし、また保護者もそ

のことが当たり前というふうにしていれればなかなか訪問施設、定期訪問しながらその中で把握というのは難しいかというふうに思っています。そういった面では、先ほども答弁もしていますけれども、国がそういったヤングケアラーというものはどういうものかしっかり位置づけたものが出てくるかと思しますので、それをしっかりやっばり保護者なり子供たちに認識してもらっていくことが大事だというふうに思っています。あと、基本的にはサービス、全く使っていないで、子供たちだけで介護しているという状況がもしあるとすれば、それについてはしっかり市としても対応していきたいと思しますので、そういった家庭内の状況等あればいろんな方からの情報をいただきながら福祉としても対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第14号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市立大学の教員で医師免許、または看護師免許を有する職員が新型コロナワクチン接種業務に従事した場合に特殊勤務手当を支給するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第15号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和2年度名寄市病院事業会計補正予算に係る専決処分であります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の整備のための緊急的な備品購入と令和2年度厚生労働省第三次補正予算に基づく補助事業拡充による歳入の追加などを行ったものでございます。

補正の内容について申し上げます。1款病院事業収益、医業外収益におきまして補助金に1億4,876万7,000円を追加をし、3款資本的収入、道補助金におきまして1,183万4,000円を減額をし、国庫補助金におきまして3,931万3,000円を追加をし、4款資本的支出、

建設改良費におきまして備品購入費で1,638万8,000円を追加したものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第16号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 令和3年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ3億4,537万8,000円を追加をし、予算総額を219億8,905万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして介護サービス提供基盤等整備事業費2億2,358万5,000円の追加は、民間事業者による介護施設整備に係る費用の一部を補助しようとするもので、財源として同額を道

補助金にて予算を計上しております。

7款商工費におきまして地元企業サポート給付金給付事業費1億631万5,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の措置区域指定により影響を受けている幅広い市内事業者に対しまして事業の継続を支援するとともに、感染予防対策を推進し、地域経済の持続を図るための給付金を給付しようとするものでございます。また、感染防止対策IT化支援事業費1,000万円の追加は、市内中小企業者等が感染防止対策として実施をする決済のキャッシュレス化などの非接触型サービス導入に係る経費の一部を支援しようとするものでございます。

9款消防費におきまして上川北部消防事務組合負担金386万2,000円の追加は、全国的な需要の急増により在庫不足が生じている救急隊員用の感染防止衣について再利用可能なタイプを導入するための経費等を計上しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を財政調整基金繰入金で実施しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） 歳出、7款商工費、1項商工費についてお伺いをしたいというふうに思います。

今も御説明がありました。今回地元企業サポート給付金事業費、その中で地元企業サポート給付金ということで1億600万円が計上されております。この経済対策、緊急事態宣言の発令というふうな形の中で市内で影響を受けている事業者、やっぱりそれぞれ対象事業、飲食業、バス、タクシー、宿泊業、それ以外の業種というふうなこと

でかなりめり張りがついた中での考え方で支給がされるのかなというふうに受け止めております。今第3波と言われている緊急事態宣言、10都道府県で21日以降いろいろ今蔓延防止措置とかいうふうな形で、沖縄除いてそういうふうになるのかなというふうに思います。また、北海道についてはどういうふうになるのか、今後一両日中にはっきりするのかというふうにも思っております。今回の緊急事態宣言の一番大きな目的というのは、人の流れを抑える、あるいは人の流れを止めるというふうな施策であったのかなというふうに思います。今後の状況にもよると思うのですが、経済対策と併せて消費喚起という視点から人の流れを動かす誘導策、これも一方では必要でないのかなというふうに考えるのですが、今回の経済対策と併せてその辺の議論があったのかどうかということと今後その辺の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう一点、感染防止策IT化支援事業費ということで1,000万円、この事業も感染防止対策と経済対策というふうに受け止めておりますけれども、ある面では今後のウィズコロナを見据えた事業の一つなのかなというふうにも受け止めております。補助対象事業として非接触型とか、あるいはオンライン化など感染防止策というふうな事業というふうに聞いておりますけれども、具体的な事業の内容について、以上2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま東川議員から2点について御質問いただきました。最初の1点目については、私のほうからお話をさせていただければと思います。

今東川議員が言われたように、今回のコロナ対策においては市といたしましてもコロナ感染の状況に応じて、あるいはそのときの経済状況に応じてある意味臨機応変にかつできるだけ迅速にということに対応させてきていただいたところであり

ます。現状のコロナの状況踏まえますと、今言われたように、緊急事態宣言を受けて、まさに人の出、流れを止めている状況でありますので、それによる事業者の影響の大きさを勘案しながら今回は給付事業を出していただいた、今提案させていただいているということでもあります。

それと併せて消費喚起も必要ではないかというお話をいただいたところであります。これについても内部では十分議論させていただいたところありますけれども、まだコロナが落ち着いていない状況の中である意味皆さんに制約を強いている中でその予算化についてはまだ少し早いのではないかということ、今回については見送りをさせていただいたということではありますが、今後ともコロナの状況に応じて必要な対策については検討していかなければいけないというふうに考えておりますので、その中の一つの取組としては今御提案をいただきました消費喚起の部分についても必要な場合が当然あるというふうに思っておりますので、その都度議論をさせていただき、できるだけ速やかな対応させていただきたいと考えておりますので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは、感染防止対策IT化支援事業についてお答えいたします。

このIT化の具体例というところで、私どもこの事業ではまず大きく分けて4つ分けさせていただいております。1つ目がキャッシュレスサービス、2つ目がEC、イーコマース、電子商取引サイトサービス、それから自動受付受渡しサービス、そしてオンラインサービスと挙げさせていただいていますが、少し具体例、具体的に申し上げますと、キャッシュレスサービスでいえば非接触型の接客に移行するために行うスマホですとかカードでの支払いができるような決済端末の導入ですとか、ECサイト、イーコマースサイトでいえば店

舗販売をしている事業者が新たに電子商取引、すなわちネット販売ですとか、そういったものに取り組み場合、あるいは自動受付受渡しサービスでいいますと、店舗や宿泊施設などにおいてお客様が専用の端末を使用して注文や宿泊の受付を行うようなサービス、オンラインサービスでいいますと、例えばなのですが、不動産業ですとか学習塾、こういった本来対面で行うサービスをインターネットを介して行うもの、例えば不動産業でいえば部屋の状況をインターネットで紹介するだとか、そういったものなどを想定しています。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 前段の経済対策について消費喚起の部分も検討されたというふうな、今制約が、人の動きが制約をされている中で状況見ながら検討加えていくというふうなことで理解をさせていただきます。消費喚起という形の中では、昨年もプレミアム商品券というふうなもの発行の中でいろんな人の動きを活発化させたというふうな状況があったと思うのですけれども、どういふふうな今後消費喚起をされるか分からないのですけれども、これだけ長い期間いろんな形で各企業が厳しい状況の中でプレミアム商品券等を作成をするということになったときに例えば10枚つづりのうちの1枚か2枚、これについてはは名寄に本店があるところに限定をするだとかというふうな、何かそういうふうな名寄市内への還元というふうな形も、実際につくるときにそういうのも非常に喚起対策になるのではないかなというふうに思いますので、その辺の考え方についてもしあればお聞きをしたいというふうに思います。

それと、IT支援化事業、具体的なそれぞれ、インターネット等というふうなことで今後この事業もある程度長期化をして進められるというふうにお聞きをしております。非常にいい事業だとは思いますが、実際に補助対象者、受ける側というのは名寄市中小企業振興条例に基づく要するに補助対象者というふうな形になっていると

思うのですけれども、実際今この対象者の中での対象事業、それぞれのニーズというのはどれぐらいに、今後恐らくいろんな形でウィズコロナの中で変わっていくとは思いますが、どれぐらいを見込んでおられるのか、その辺状況が分かればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 消費喚起についてということであります。プレミアム商品券として10枚セットのうちの1枚を地元の事業者の皆さんにというような御提案だったというふうに思います。我々も消費喚起の方策、どの方法がいいのかについてまた改めて検討させていただきたいと思っておりますけれども、プレミアム商品券はこれまでも取り組んできた事業でありますし、成果があった事業でありますので、それを一つの方法として考えたいというふうに思いますが、これまでの検証なども踏まえた中で、どうしてもプレミアム商品券については大手に多くが流れているというような状況もつかんでおりますので、コロナで影響の大きいところには消費喚起を導けるかというのが一つ大きなポイントだというふうに思いますので、今御提案いただいた方法も含めて今後の中で検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） IT化の事業の対象者ということですが、基本的には、議員おっしゃられますとおり、中小企業振興条例に基づく補助事業の対象者に準じた制度というふうにしております。具体的に一つ一つの事例の需要を確認しているわけではないのですが、いろいろな意見交換をする中では今申し上げたようなことを考えておられる事業者がいることを把握しておりまして、一定程度の需要というか、申請があるものと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） ありがとうございます。

す。今商品券の関係についてお話をいただきました。今現状では動ける状況ではないというふうなことで、状況見ながらというふうなことで先ほど最初に御答弁をいただきました。影響受けたいろんなところの業種が少しでも恩恵を受けるような形で、またその対応も先ほど速やかに対応していくというふうな答弁もいただいております。ぜひその状況を見定めて対応をお願いをしたいというふうに思います。

あと、ITの部分、情報いろいろお取りになっているということなので、加えてさらにこの情報、しっかりPRをしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 私のほうからは同じく7款商工費、地元企業サポート給付金事業費と、それから感染防止対策IT化支援事業費に関して質問させていただきます。

私がお聞きしたいのは、この事業に関わる部分でいうと対象者についてお聞きをしたいと思えます。名寄市地元企業サポート給付金に関しては、これは第5弾のコロナウイルス感染症対策、経済対策の第5弾というふうな部分で認識をしているわけですが、第1弾から第4弾まで同じ対象者、名寄市内に事務所、事業所、または店舗を有する中小企業及び個人事業主で新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものというふうに定義されております。この部分でいうと、名寄市の中小企業振興条例の第2条の第1項第1号に該当する中小企業基本法に基づく中小企業者が該当するというふうに認識をしているところでありますけれども、それに特化しているといえますか、実際中小企業振興条例に関して言えば、この対象というか、支援事業を受けられるのは1号から4号までの事業者というふうになっております。その中で1号該当者のみ対象になるというふうにしてきた背景についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

それと、名寄市の感染防止対策IT事業化事業に関して言えば、この補助対象者というのはまさしく中小企業振興条例の補助対象者というふうな部分で、中小企業者、中小企業団体、創業者ということで1号から3号までの該当者、これがこの事業の該当者になるというふうになっておりますが、この対象になるものが違うというふうに認識をするわけですが、この辺について決められたお考え方をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 対象者についての御質問です。2つ関連しますので、併せての答弁とさせていただきます。

まず、IT化支援事業につきましては、ただいまの東川議員の質問に対しての答弁の中でも述べさせていただきましたが、中小企業振興条例の補助事業に準ずるものとして考えていたものです。制度設計をしたものです。こちらについては補助事業ということで、事業者、補助対象者、補助事業者が自ら実施するものに対して上限をつけて一定の割合で支援をするというものでございます。一方で、今回第5回目になります。給付金につきましてはそういう影響、コロナでの影響を受けた事業者を支援するための給付金ということなので、今回の対象としております売上げ減少の要件を満たした場合の名寄市内に事務所、または事業所を有する中小企業及び個人事業主とさせていただいたところでございます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 分かりました。

給付事業と、それから補助事業というふうな立てつけで分けているというふうなことで理解をさせていただきます。ただ、この給付事業に関して言えば、1号該当、この中小企業基本法に基づく中小企業者なり個人事業者対象だということで、やはりコロナの影響で、経済対策ですから、売上げが減少している、そのための補填対策というふうなことで受けられると思うのですが、こ

の中に実際にこの振興条例の3号に該当する中で中小企業団体、これあります。この中の事業者の中で実際に中小企業者であって、これは法人税の納税義務者でもありますし、それから国の対策の持続化給付金の給付対象事業者でもあります。この事業者が実際には行っている事業、卸業なり小売業も実際に行っていて、今回のコロナに関わって相当売上げが減少しているというふうな部分ではあるわけですが、この該当は1号該当というふうなことで、これは対象にならないというふうな部分で、これまで2度ほど申請を行ったけれども、申請自体受け付けていただけなかったというふうにお聞きをしているわけですが、内容をしっかり精査をしていただいて、実際コロナによる影響ということで非常に売上げ減少しているという部分に関して言えば同じ状況下に置かれているというふうに認識をするわけですが、ここは該当しないという判断でよろしいのかどうかをお聞きをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) ただいまの御質問ですが、私どもの中小企業振興条例に基づく第3号の対象者ということでいいますと、中小企業団体ということで協同組合等及びこれらに類する中小企業者を構成員とする団体というふうにさせていただいておりますが、一方で国の持続化給付金、こちらは資本金10億円以上の企業を除く中小法人等ということで、非常に幅広く支援しているのは事実でございます。私どものほうとしては、先ほどの中小企業団体というものについて言いますと、それぞれの設置根拠となる法令において組合員相互の扶助ですとか、営利を目的としないといった趣旨、目的に基づいて設立されているものでございます。ですので、各組合員でありますそれぞれの事業者はこの私どもの給付金においては売上げ減少の要件を満たす場合には対象となります。ですので、国とちょっと違まして、自治体を実施する給付金としては限られた予算の

中でできるだけ多くの事業者を支援したいという考えの下で対象者を中小企業基本法に基づく中小企業とさせていただいたところでございます。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 今お答えをいただいたことについては理解をしないわけではないのですが、実際には3号該当というこの団体、これは実際に中小企業者です。法人税も納付をしている法人税納税義務者です。内容をお聞かせいただくと、実際に小売もあり、それから卸売業もしているということであって、今お話ししていた該当させなかったというお話の中の部分としては今回売上げ減少というふうなことで考えていけば、こういうふうな部分も実態を把握する中でそれに該当し得るものは対象とすべきというふうに私は認識をするのですが、この法令上の部分でいうと中小企業基本法で設置されている中小企業者、そしてここでいえば中小企業団体組合に関する法律に基づく部分で設置をされている団体ではあります。同じではないかなというふうに、内容的には同じとは言えませんが、今回のこういう売上げ減少というコロナによる影響というものを受けているのは確かであります。したがって、内容をしっかり精査をしながらこの事業者も該当するの否かをきちっと把握をする必要があるというふうに認識します。この事業を展開するに当たって制度設計の中で第1号認定というふうなことで考えていらっしゃるから、該当しないというふうなことではこれは公平性に欠けるのかなというふうには思うわけですが、この辺について再度しっかり内容を精査をして、適用するのしないかについては当然行政のほうの担当になるかと思っておりますけれども、この部分について再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 繰り返しになるのですが、やはりそれぞれの団体というものの目的を鑑みたときに我々としてはこの

給付金の対象ではないと考えたところでございます。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第6 報告第9号 令和2年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第9号 令和2年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の治療方法の一つである体外循環治療に使用する装置の購入に当たり、全国的な需要の高まりにより納期が遅れることとなったため、繰越しの設定をしたものでございます。財源は、主に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助金を活用し、購入をいたします。

令和2年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書は、事業年度終了に当たり、これを翌年度に繰越しをするためのものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第9号を終結いたします。

---

○議長（東 千春議員） 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受けて活動を行っておりましたが、令和3年9月30日付で関下富士夫氏及び村中弘美氏が退任をされることから、後任の推薦依頼がございました。

うち1名につきましては本定例会開会日に適任と認めていただき、残り1名の選考を行っておりましたが、本件は新たな候補者として滝沢美也子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第8 意見書案第

1号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物価格の暴落対策を求める意見書、意見書案第2号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書、意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書、意見書案第5号 地域・医療職場の自主性を求める意見書、意見書案第6号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書、意見書案第7号 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書、以上7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外6件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外6件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外6件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 報告第10号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 1時34分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 東 千春

署名議員 清水 一夫

署名議員 高橋 伸典

## 質問文書表（一般質問）

令和3年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 34)	1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について (1) 人口の将来展望予測と実人口との差異の考え方について (2) 人口減少の歯止め対策に向けて (3) 雇用の創出と人材の確保に向けて (4) デジタル推進担当の役割と機能について 2 ウィズコロナを見据えた施策について (1) ワクチン接種の対応と今後の見通しについて (2) 市内経済活動への支援策について (3) ウィズコロナの時代に求められる施策について 3 行政評価結果に基づく具体的な対応について (1) 行政評価の目的と具体的対応について (2) 令和元年度・令和2年度における事業評価結果Cの対応について
2	山 崎 真由美 (P 45)	1 誰一人取り残さない情報の提供について (1) 情報発信における行政の役割について (2) 高齢者への支援策について 2 児童生徒の安全安心を担保する環境整備について (1) 通学における安全対策について (2) 安全安心な放課後の環境について 3 名寄市内高等学校の再編統合について (1) 道教委から示された公立高校配置計画案の詳細について (2) 魅力ある高校創造を目指した今後の取り組みについて
3	今 村 芳 彦 (P 56)	1 学校教育にかかわって (1) 新型コロナウイルス感染症対策について (2) 部活動について
4	遠 藤 隆 男 (P 64)	1 特別支援教育の推進について (1) インクルーシブ教育システムの構築について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 支援体制の現状と課題等について</li> <li>(3) ICTの活用について</li> <li>(4) 学校における安全教育について</li> </ul>
5	倉澤 宏 (P 74)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの遊び場整備事業について</li> <li>(2) 保育所整備事業について</li> </ul> </li> <li>2 危機管理体制について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危機管理マニュアル等の整備状況について</li> <li>(2) 職員の健康管理について</li> </ul> </li> <li>3 社会教育について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公民館事業について</li> <li>(2) 人材育成について</li> </ul> </li> </ul>
6	高橋 伸典 (P 85)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナワクチン接種への対応について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 接種予約の現状と課題対応について</li> <li>(2) 企業や大学等の職域単位のワクチン接種について</li> <li>(3) 中学生以上のワクチン接種について</li> </ul> </li> <li>2 コロナ禍で地域経済を支える対策を                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 飲食店テイクアウトへの支援について</li> <li>(2) 福井モデルの飲食店への考えは</li> </ul> </li> <li>3 市民が利用しやすい名寄市立総合病院について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 待ち時間の改善について</li> <li>(2) 駐車場の満車改善対策について</li> </ul> </li> </ul>
7	清水 一夫 (P 96)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2次名寄市農業・農村振興計画の見直しについて</li> <li>(2) 有機農業について</li> <li>(3) 農地の集積・集約について</li> </ul> </li> <li>2 観光について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光振興計画策定について</li> </ul> </li> </ul>
8	五十嵐 千絵 (P 107)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ヤングケアラーの支援体制について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市の実態把握状況について</li> <li>(2) 広く認知度を上げる取り組みについて</li> </ul> </li> <li>2 見えにくい若者の貧困への対応について</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状の受け止めについて</li> <li>(2) 本市の取り組みや施策の進め方について</li> <li>(3) 生理の貧困問題への対応について</li> </ul>
9	川 村 幸 栄 (P 1 1 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 「教育都市宣言のまち」の課題について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「名寄市内に高校1校」について</li> <li>(2) コロナ禍における小中学生の負担について</li> <li>(3) 名寄市立大学の発展性について</li> <li>(4) 教育の機会を守るための、環境整備について</li> </ul> </li> </ul>

令和3年第2回名寄市議会定例会議決結果表

令和3年6月2日～令和3年6月18日 17日間  
 本会議時間数 10時間41分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定 について	3. 6. 2 市民福祉常任	— —	3. 6. 18 開会中審査決定
第 2 号	名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改 正について	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 3 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 4 号	名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正に ついて	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 5 号	名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正に ついて	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 6 号	名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一 部改正について	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 7 号	財産の取得について	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 8 号	専決処分した事件の承認について（令和2年 度名寄市一般会計補正予算（第15号））	— —	— —	3. 6. 2 承 認
第 9 号	専決処分した事件の承認について（令和2年 度名寄市介護保険特別会計補正予算（第6 号））	— —	— —	3. 6. 2 承 認
第 1 0 号	専決処分した事件の承認について（令和2年 度名寄市立大学特別会計補正予算（第5 号））	— —	— —	3. 6. 2 承 認
第 1 1 号	令和3年度名寄市一般会計補正予算（第2 号）	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 1 2 号	令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算 （第1号）	— —	— —	3. 6. 2 原案可決
第 1 3 号	名寄市農業委員会委員の任命について	— —	— —	3. 6. 2 同 意
第 1 4 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部改正について	— —	— —	3. 6. 18 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 5 号	専決処分した事件の承認について（令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号））	—	—	3. 6. 18 承 認
第 1 6 号	令和3年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	—	—	3. 6. 18 原案可決
報 告 第 1 号	令和2年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 2 号	令和2年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 3 号	令和2年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 4 号	専決処分した事件の報告について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 5 号	専決処分した事件の報告について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 6 号	債権放棄の状況報告について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 7 号	公害の現況に関する報告について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 8 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	—	—	3. 6. 2 報 告 済
報 告 第 9 号	令和2年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	—	—	3. 6. 18 報 告 済
報 告 第 1 0 号	例月出納検査報告について	—	—	3. 6. 18 報 告 済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	3. 6. 2 適任と認める
諮 問 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	3. 6. 18 適任と認める
意見書案 第 1 号	コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物価格の暴落対策を求める意見書	—	—	3. 6. 18 原案可決
意見書案 第 2 号	2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	—	—	3. 6. 18 原案可決
意見書案 第 3 号	地方財政の充実・強化に関する意見書	—	—	3. 6. 18 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 4 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2 への復元、「30人以下学級」など教育予算 確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	—	—	3. 6. 18
		—	—	原案可決
意見書案 第 5 号	地域・医療職場の自主性を求める意見書	—	—	3. 6. 18
		—	—	原案可決
意見書案 第 6 号	保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強 化を求める意見書	—	—	3. 6. 18
		—	—	原案可決
意見書案 第 7 号	国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を 求める意見書	—	—	3. 6. 18
		—	—	原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	3. 6. 18
		—	—	決 定